

## 既存施設リニューアル事業

### 各業務仕様書および委託・現場説明書

#### 目次

##### ○各業務仕様書

- ・ 建設設計業務特記仕様書
- ・ 工事業務特記仕様書
- ・ 建築工事特記仕様書
- ・ 建築改修工事特記仕様書
- ・ 外壁改修工事特記仕様書
- ・ 電気設備工事特記仕様書
- ・ 特記仕様書（機械設備工事）
- ・ 土木設計業務特記仕様書
- ・ 土木工事特記仕様書

##### ○各業務仕様書

- ・ 委託説明書（建築・設備設計）
- ・ 現場説明書（建築・設備工事）
- ・ 現場説明書（土木）

# 建築設計業務特記仕様書

## 1. 設計概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

## 2. 設計業務の範囲

別表のとおり

## 3. 契約不適合責任期間

工事完成後2年間

## 4. 提出図書（設計成果物）

①設計図書	1式
②構造計算書等	1式
③積算内訳書(根拠資料含む)	1式
④打合せ議事録	1式
⑤施設台帳	1式
⑥製本図面(2つ折り縮小)	1式
⑦建築設計チェックリスト	1式
⑧関係法令に基づく申請図書	1式
⑨①～⑤、⑦～⑧の電子データ	1式

## 5. 資料の貸与

公募要綱のとおり

## 6. 注意事項等

- ・本仕様書における「業務水準」とは要求水準書による。
- ・共通仕様書に定める管理技術者のほか、管理技術者のもとで業務を担当する「担当技術者」(建築・電気・機械各1名以上)を選任すること。
- ・管理技術者と担当技術者は兼ねてもよい。
- ・設計にあたっては、綿密に現地調査を行うこと。
- ・関連法規を遵守の上、設計業務を行うこと
- ・設計にあたっては、監督員と十分に協議すること。
- ・設計における各段階及び完了時に図面等で監督員の精査を受けること。
- ・「福岡市市有建築物の環境配慮整備指針」に基づいて設計を行い、「環境配慮対策チェックシート」により導入した環境配慮事項の確認を行うこと。

- ・設計業務着手後 10 日以内に、設計業務工程表を発注者に提出すること。
- ・設計チェックリストを要領に従い提出すること。
- ・設計成果物は、次の工事区分ごとにまとめること(ただし、提案内容によってはこの限りではない)

<p>建築工事、電気設備工事、給排水設備工事、空気調和設備工事</p>
-------------------------------------

- ・工事特記仕様書は、本市の「建築工事特記仕様書」、「解体工事特記仕様書」、「外壁改修工事特記仕様書」、「建築改修工事特記仕様書」、「電気設備工事特記仕様書」、「機械設備工事特記仕様書」の最新版を用いること。
- ・図面及び内訳書の作成にあたっては、構成(目次)・用語・略号、縮尺等について、事前に監督員と協議し、指示に従うこと。
- ・内訳書、明細書、代価表類を作成し、エクセル及び PDF データを提出すること。
- ・拾い書類はエクセルにて作成し、必要な箇所にリンクをかけて提出すること。
- ・内訳書作成に必要な見積徴収を行うこと。
- ・設計図書は各種工事ごとにまとめること。
- ・関係部署との協議については、その都度、必ず議事録を作成し、監督員へ提出すること。
- ・業務の一部を第三者へ委託しようとするときは、あらかじめ「再委託承諾申請書」を監督員へ提出し、承諾を得ること。
- ・本業務実施にあたっての適用基準等は要求水準書による。
- ・必要に応じて、別途業務事業者と協議・調整を行うこと

## 7. 電子納品

- ・本業務は、電子納品対象業務とする。(電子納品とは、調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品することをいい、電子データとは「福岡市電子納品手引き 建築・設備業務編」(以下、「電子納品の手引き」という。)に基づいて作成されたものを指す。)
- ・業務完成時の提出物は、従来どおり「紙」による成果品とともに、「電子納品の手引き」に基づいて作成した電子データを電子媒体(CD-R 又は DVD-R)資料として提出すること。

## 8. 労働環境改善の試行の取り組みに関する特記仕様書

- ・本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業務である。
  - ・取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整の上取り組めるものを設定し実施すること
- (1)月曜日は依頼の期限日としない(マンデイ・ノーピリオド)
  - (2)金曜日は依頼しない(フライデイ・ノーリクエスト)
  - (3)週 1 回以上は定時に帰るよう心がける(ワンウィーク・ノーオーバertime)
  - (4)17 時以降の打合せは行わない(オーバーファイブ・ノーミーティング)
  - (5)その他、取り組みが必要と思われる内容

## 9. 共通仕様書の読み替え

- ・建築設計業務委託共通仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
委託契約	設計・施工一括契約
6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び設計図書をいう	6.「契約図書」とは、契約書又は請書及び要求水準書をいう
設計図書	要求水準書
設計業務委託契約書第 44 条の2	設計・施工一括契約書第 72 条
契約締結後	設計業務着手後

別表 設計業務の範囲(本件対象項目は右に「○」、対象外項目は「-」)

一般業務

業務内容の項目			
基本設計	設計条件等の整理	条件整理	-
		設計条件の変更等の場合の協議	-
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の整理	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		○
	基本設計方針の策定	総合検討	-
		基本設計方針の策定及び建築主への説明	-
	基本設計図書の作成		○
	概算工事費の検討		-
	基本設計内容の建築主への説明等		○
実施設計	要求等の確認	建築主の要求等の確認	○
		設計条件の変更等の場合の協議	○
	法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	法令上の諸条件の調査	○
		建築確認申請に係る関係機関との打合せ	○
	実施設計方針の検討	総合検討	○
		実施設計のための基本事項の確定	○
		実施設計方針の策定及び建築主への説明	○
	実施設計図書の作成	実施設計図書の作成	○
		建築確認申請図書の作成	○
	概算工事費の検討		-
実施設計内容の建築主への説明等		○	
意図伝達	設計意図を正確に伝えるための質疑応答、説明等		-
	工事材料、設備機器等の選定に関する設計意図の観点からの検討、助言等		-

追加業務

上記以外で本委託に含まれる項目			
積算業務	○	既存建物調査	○
建築確認申請手続業務	○	建築物省エネ法の計画作成	○
補助申請に係る申請及び協議	-	建築物省エネ法の一次エネルギー消費計算	○
CASBEE 申請	-	模型等作成	-
施設台帳(電子データ)	○	透視図作成	○
リサイクル計画書	○	住宅性能評価申請手続き、手数料	-
防災拠点等の設計、検討	-	営繕積算システム(RIBC)利用料	-
ライフサイクル CO2 検討	-	-	-

# 工事業務特記仕様書

## 1. 工事概要・期間

公募要綱のとおり

なお、業務の着手日については市と協議する

## 2. 適用する特記仕様書

- ・建築工事特記仕様書
- ・建築改修工事特記仕様書
- ・外壁改修工事特記仕様書
- ・電気設備工事特記仕様書
- ・特記仕様書(機械設備工事)

なお、特記仕様書は最新のものを適用すること。

## 3. 特記仕様書の読み替え

- ・上記特記仕様書に記載の内容を、以下のとおり読み替える

共通仕様書の記載	読み替え
福岡市建設工事請負契約約款第3条第2項	設計・施工一括契約書第 32 条第2項
工事請負契約書	設計・施工一括契約書
請負契約の締結後	工事業務の着手後
契約約款第 20 条	設計・施工一括契約書第 69 条

## 4. 工事实績情報の登録について

- ・上記特記仕様書における「工事实績情報の登録」について、登録時期のうち「受注時」は「工事着手時」に読み替える

建築工事特記仕様書（令和5年4月改定版）		II. 建築工事仕様		13. 施工の検査等 (1,5,5)		4. 山留め工法																							
<b>I. 工事概要</b> 1. 工事名称 2. 工事場所 3. 工事期間 4. 工事概要 5. 別途工事 6. 契約不適合責任期間 7. その他 8. 特記事項 9. 安全管理 10. その他		<b>II. 建築工事仕様</b> 1. 標準仕様等の適用 2. 特記仕様の適用 3. CADデータ 4. 監査基準 5. 工事の記録 6. 電気保安技術者 7. 施工条件 8. 事故報告 9. 発生材の処理等 10. 環境への配慮 11. 材料 12. 技能士		14. 化学物質の室内空気濃度測定 15. 完成時の提出図書 16. C.A.L.S./E.C 電子納品 17. 施工図等の取り扱い 18. 福祉環境整備		1. 設計G、L 2. 危険防止(2,2,4) 3. 監督員事務所 4. 監督員事務所の備品等 5. 工事用地復旧 6. 既存建物との取り合い 7. 工事用水 8. 工事用電力 9. 工事表示板等 10. 環境への配慮 11. 材料 12. コンクリート		(3節 山留め) ・低振動または低騒音の工法とする(範囲は参考図の通り) ・山留め壁なし(・法付けオープンカット工法・地山自立掘削工法) ・山留め壁あり(・工法) ・併用(・工法、工法) 設置期間(・)日間 ※土留め参考図のとおり(・) 山留めの存置・する・しない ※鋼矢張、親杭等を引き抜く場合は施工計画で地盤沈下対策を講じること																					
福岡市 区 契約締結の翌日から 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 受渡し完了の日から ケ年間		福岡市 区 契約締結の翌日から 工事を施工しない日 工事を施工しない時間帯 受渡し完了の日から ケ年間		1. 適用基準等 2. 工事実績情報 3. 工事の一時中止に係る事項 4. 監査基準 5. 工事の記録 6. 電気保安技術者 7. 施工条件 8. 事故報告 9. 発生材の処理等 10. 環境への配慮 11. 材料 12. 技能士		(2節 網張り、道方、足場等) ※現況地盤の平均高さとし、監督員の指示による。 ・設ける ・設けない ・特種足場 ・くさび繫結式足場 ・単管足場(・) ※足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について(厚生労働省 平成21年(月)24日)の「手すり先行工法等に関するガイドライン」により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は、全ての作業床について手すり、および幅巾の2倍の規模を有するものとし、「手すり先行工法による足場の組立て等に関する基準」の(2)の手すり設置方式又は(3)の手すり先行専用足場方式により行うこと。 ・防塵棚 ・防護シート ・防護金網 (3節 仮設物) ・設置する ・設置しない(2,3,1) ・(m2)程度 ・設備の種類 ※監督員と協議(・) ・備品等の種類(・) ・備品等の数量(・) (4節 仮設物撤去等) ※塵埃、コンクリート屑等を撤去し均地均しをする。 ※塵埃、コンクリート屑等を撤去し、凹部に良土を入れ工事用地全面にローラー転圧をする。 工事中、接合部その他本工事範囲外の部分に汚染を生じた場合は原形に復すること。 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) 構内既存の施設 ※利用できない ・利用できる(※有償 ・無償) ※工事表示板 ※建築業許可票 ※労災保険関係成立票 ※施工体系図 ・運搬経路表示板 (2節 根切り等) 種類 ※A種 ※B種 ※C種 ・D種 径別 ※300mm程度ごとに行う ・その他(・) ※構外指定処分(「XIV.建設発生土 指定処分場」参照) ・構内処分 工法 ・盛土工法 ・ディープウェル工法 ・明渠・暗渠工法 ・ウェルポイント工法 ・パキウムディープウェル工法 ・リチャージ工法(復水工法) 設置期間(・)日間 ※排水処理方法、放流先、予定排水量を指定する場合は現場説明書による		1. 試験杭 (4,2,2) 2. 杭の載荷試験 (4,2,3) 3. 地盤の載荷試験 (4,2,4) 4. 材料 (4,3,3) 5. 工法 (4,3,4-5) 6. 継手 (4,3,6) 7. 杭頭処理 (4,3,8) 8. 材料 (4,4,3) 9. 工法 (4,4,4) 10. 継手 (4,4,5) 11. 杭頭処理 (4,4,6) 12. 工法 (4,5,1-5-6) 13. 材料その他 (4,5,4) 1) 鉄筋 (5,2,1) (表5,2,1)																					
福岡市契約事務規則第3条2項、また福岡市建設工事請負契約約款(以下「契約約款」という。)第3条2項による発注者がその必要がないと認めるものは本工事については下記による。(該当事項○印) ○ 請負代金内訳書 ○ 工程表 (1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を含めて、労働災害を防止するための、必要な措置を講じること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るよう建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト(石綿)を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(最新版)及び国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築物解体工事共通仕様書(令和4年版)」並びに「公共建築改修工事標準仕様書(令和4年版)」によること。 (4) 警備契約書及び警備計画書等を取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の権限を図ること。 (1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請負人の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。(該当する工事に○印) ○ 塗装 ○ 防水 ○ 金属製建具 (6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。 (7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。 (8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。 (9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「IV. 施工体制の確認」による。 (10) 福岡市契約事務規則第4条1項4号に定める中間技術検査(該当事項○印) ○ 実施する ・実施しない		(1節 一般事項) ・建築工事標準詳細図(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修 令和4年版) ・学校標準詳細図 ※ 積立金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを一(財)日本建設情報総合センター(JAOCJ)に下記の区分で10日(土曜日を除く)以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時 ※工事の一時中止に係る計画の作成 1) 契約第20条の規定により工事の一時中止の通知を受けた場合は、中止期間における工事現場の管理に関する計画(以下「基本計画書」という。)を発注者に提出し、承諾を受けるものとする。 なお、基本計画書には、中止時点における工事の出来形、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の配置に関すること、中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること及び工事現場の維持・管理に関する基本的事項を明らかにすること。 2) 工事の施工を一時中止する場合は、工事の続行に備え工事現場を保全すること。 ※別紙「建築工事監査基準」による ・標準仕様書による (2節 工事関係図書) ・工事写真は、福岡市建築・設備工事写真撮影要領による。 (3節 工事現場管理) ・適用する ・適用しない ・施工条件(・) 災害及び事故が発生した場合は、直ちに監督員とともに「福岡市公共工事にかかる事故報告要領」に基づき報告すること。 ・引き渡しを要するもの(・) ・中間再生処理(・) ・特別管理産業廃棄物 ・有 ・無 ・再資源化を図るもの ・コンクリート塊 ・737f1コンクリート塊 ・木材 ※コンクリート塊(鉄筋コンクリート塊を含む)、737f1コンクリート塊については、認定再利用施設(中間処理施設)への搬入とすること。 (4節 材料) 等による環境物品等の調達推進等に関する法律(グリーン購入法)により、環境負荷を低減できる材料を選定するように努めること。 指定品目、判断基準は「福岡市グリーン購入ガイドライン」によること。 本工事に使用する材料は、設計図書に定めるもの又はこれらと同等のものとする。ただし、同等のものとする場合は監督員の承諾を受ける。 なお、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築材料・設備機材等品質評価事業建築材料等評価名簿」により省略することができる。 本工事に使用する材料は、アスベストを含有しないものとする。 (5節 施工) ○適用する(工種については現場説明書を参照) ・適用しない		(2節 試験及び報告書) ・監督員の指示による(・)箇所 ・図面図示(・)箇所 載荷試験 ・適用する(・鉛直載荷試験 ・水平載荷試験) ・適用しない 試験位置、本数、載荷荷重(・) ・図面図示による 報告書の記載事項(・)箇所 載荷試験 ・適用する(平板載荷試験) ・適用しない 試験位置、載荷荷重(・) ・図面図示による 報告書の記載事項(・)箇所 (3節 既設コンクリート杭地盤) ※図面図示による 種類 ・セメントミルク工法 杭頭め液・杭周固着液の管理方法 ※4,3,4(6)(a)による ・特定埋込杭工法(・)工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による(・) ・アーク溶接 ・無溶接継手(工法) ・外圧方式 ・ダイヤモンドカッター方式(・) (4節 鋼杭地盤) ※図面図示による ・下表による <table border="1"> <thead> <tr> <th>杭の種類</th> <th>規格</th> <th>種類の記号</th> <th>断面寸法(mm)</th> <th>長さ(m)</th> <th>先端部形状</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・鋼管径い</td> <td>JIS A 5525</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>※閉鎖形(・)</td> </tr> <tr> <td>・H形鋼径い</td> <td>JIS A 5526</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> ・特定埋込杭工法(・)工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による(・) ・アーク溶接 ・機械式継手(・) ※ガス切断 (5節 場所打ちコンクリート杭地盤) ・アースドール工法 ・リバース工法 ・オールケーシング工法 ・底底杭工法(・)工法 杭の水平方向の位置ずれの精度 ※「JASS4 杭・事業および基礎工法」による 支持地盤の位置及び土質 ※図面図示による(・) 孔壁測定装置 ・使用する(※超音波測定器(・)) ・使用しない ※図面図示による 異形鉄筋 JIS G3112 ※SD295A (・) ※SQ345 (・) 帯筋の加工及び組立(・) 鉄筋かごの補強 <table border="1"> <thead> <tr> <th>径径(m)</th> <th>材料(補強リング)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・1,5m以下</td> <td>※鋼板φ50(mm) (・)</td> </tr> <tr> <td>・1,5m超</td> <td>※鋼板φ50×75(mm) (・)</td> </tr> </tbody> </table> 最小かぶり厚さ ※100mm(・)mm 継手 ※重ね継手(・) ・混和剤 ※JIS A6204(コンクリート用化学混和剤)によるAE剤、AE減水(表4,5,1) 剤又は高性能AE減水剤の区分1種 ・コンクリートの種類 ・A種(無水圧り) ・B種(無水圧り以外) ・スラブ厚 ※18cm(・) ・セメント ※高炉セメントB種(・) ・設計基準強度 ・21N/mm2(・) (・) N/mm2 ・構造体強度補正値(S) ※3N/mm2(・) (・) N/mm2 ・レディーミックスコンクリートの種類 ※I類 ※II類 ※上記記号は6章「コンクリート工事」による		杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法(mm)	長さ(m)	先端部形状	・鋼管径い	JIS A 5525				※閉鎖形(・)	・H形鋼径い	JIS A 5526					径径(m)	材料(補強リング)	・1,5m以下	※鋼板φ50(mm) (・)	・1,5m超	※鋼板φ50×75(mm) (・)
杭の種類	規格	種類の記号	断面寸法(mm)	長さ(m)	先端部形状																								
・鋼管径い	JIS A 5525				※閉鎖形(・)																								
・H形鋼径い	JIS A 5526																												
径径(m)	材料(補強リング)																												
・1,5m以下	※鋼板φ50(mm) (・)																												
・1,5m超	※鋼板φ50×75(mm) (・)																												
令和元年度以降の改定 R2,3,31 公共建築工事標準仕様書(平成31年版)による内容改正 R05,04,01 公共建築工事標準仕様書(令和4年版)による内容改正		【注意事項】 ※契約図面をA3サイズに縮小する場合は縮小倍率は、下記のとおり読み替え全ての図面共通とする。 ※A1サイズの場合、1/2とする。 ※A2サイズの場合、7/10とする。		工事名 図面名 福岡市 局 部 課		特記仕様書(1) 日付 令和 No. 2																							

<p>4 地業工事(続き)</p> <p>14. 砂利事業 (4.6, 2.3)</p> <p>15. 捨コンクリート地業 (4.6, 4)</p> <p>16. 床下防湿層 (4.6, 5)</p> <p>17. 汚泥の処理</p> <p>1) 汚泥土・泥水の湧出試験</p> <p>2) 汚泥土・泥水の処理</p> <p>3) 地盤改良及び改良土の再利用</p>	<p>(6節 砂利、砂、捨コンクリート地業等)</p> <p>厚さ ※図面示による ( mm)</p> <p>※再生クラッシュサン 切込砂利 切込砕石</p> <p>厚さ ※図面示による ( mm)</p> <p>範囲 ※図面示による ( )</p> <p>材料 ※R17以下(4.6.15mm以上・図面示による ( ))</p> <p>・建設汚泥の再生利用については、「建設汚泥の再生利用に関するガイドライン」 「建設汚泥処理利用技術基準」 「建設汚泥処理物の廃棄物該当性の判断指針について」により、適正に処理する。</p> <p>湧出試験の実施 する ※しない</p> <p>※陸上処分</p> <p>※含水率が85%を超えるものは、中間処理とすること。</p> <p>・セメント及びセメント系固材を使用する場合は、六価クロムの湧出試験実施要領により土壌環境基準を確認し、適切な措置を講ずること。(六価クロム湧出試験及びタンクリーチング試験)</p> <p>試験方法</p> <p>試験方法は、セメント及びセメント系固材を使用した改良土等の六価クロム湧出試験要領による。</p> <p>試験対象工程、工法名及び検体数</p> <p>・六価クロム湧出試験 ( ) 工 ( ) 工法</p> <p>配合設計段階 ( ) 検体 施工後段階 ( ) 検体</p> <p>・タンクリーチング試験 ( ) 工 ( ) 工法</p> <p>配合設計段階 ( ) 検体 施工後段階 ( ) 検体</p>	<p>7. コンクリートの割合 (6.3, 2)</p> <p>1) 構造体強度補正値 (S) (表6.3.2)</p> <p>2) 単位水量</p> <p>3) 試し練り</p> <p>8. 打掃ぎ (6.6, 4)</p> <p>9. 一般事項 (6.2, 5)</p> <p>10. 材料 (表6.8.1)</p> <p>11. 最小在庫期間 (6.8, 4)</p> <p>12. 一般事項 (6.10, 2)</p> <p>13. 一般事項 (6.11, 1)</p> <p>14. 材料及び割合 (6.12, 2)</p> <p>15. 一般事項 (6.13, 1)</p> <p>16. 材料及び割合 (6.13, 2)</p> <p>17. 一般事項 (6.14, 1)</p> <p>18. 一般事項 (6.15, 1)</p> <p>普通ポルトランドセメント、混合セメントのA種</p> <table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <td>9/16~12/11 2/3~6/27</td> <td>12/12~2/2</td> </tr> <tr> <th>補正値 (S) (N/mm<sup>2</sup>)</th> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>※185kg/m<sup>3</sup>以下</p> <p>※延床面積1,500㎡以上の新築工事については、150m<sup>3</sup>以上及び荷割し時に品質の異常が認められた時に単位水量の測定を行う。</p> <p>なお、測定方法は「ディバイツコンクリート単位水量測定要領(案)」に準じて行う。</p> <p>※単位容積質量法 ・加熱乾燥法 ・静電容量法 ・濃度法 ・RI法</p> <p>※普通エコセメント又は再生骨材材を使用するコンクリート以外のI類コンクリートは省略する</p> <p>目地の寸法 ※図面示による ( )</p> <p>(8節 型枠)</p> <p>・コンクリート打放し仕上げの種類</p> <table border="1"> <tr> <th>種別</th> <th>施工箇所</th> </tr> <tr> <td>・A種</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>※B種</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>・C種</td> <td>( )</td> </tr> </table> <p>・コンクリート打放し仕上げの打掃し厚さ ※20mm ( mm)</p> <p>・ひび割れ耐養目地位置、形状、寸法 ※図面示及び9.7.3(1)(7)による</p> <p>せき板の材料</p> <p>・打放し仕上げ ※特記6.9で適用した種別により、表6.2.4の表面の上りの程度に見合ったものとする。</p> <p>・打放し仕上げ以外</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合板型枠 厚さ ※12mm ( mm)</li> <li>材料 ※表加工品 ※白〇品</li> </ul> <p>断熱材兼用型枠</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用する ( ) ・使用しない ( )</li> <li>M/C工法 ( ) ・適用しない ( )</li> <li>スラブの材種(規格) ・鋼管(JIS G3452の白鋼) ・硬質リソレジン管(VU)</li> <li>・溶融垂れつき銅板 ・つば付き銅管</li> <li>※及び梁以外で開口補強が不要。かつ、スラブ径が200mm以下は、板+フとも可とする</li> </ul> <p>※表6.8.2及び表6.8.3により、材齢又は圧縮強度により定める</p> <p>(3節 普通コンクリートの場合 ( ))</p> <p>(10節 軽量コンクリート)</p> <table border="1"> <tr> <th>種 別</th> <th>気乾単位容積質量 (t/m<sup>3</sup>)</th> <th>スラブ (cm)</th> <th>適用 箇所</th> </tr> <tr> <td>※1種</td> <td>( )</td> <td>※21</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>・2種</td> <td>( )</td> <td>( )</td> <td>( )</td> </tr> </table> <p>(特記土又は水に直接接する部分に適用する ※単位体積質量340kg/m<sup>3</sup>以上)</p> <p>(11節 水中コンクリート)</p> <p>※適用する (適用期間: ( ))</p> <p>(12節 蓄中コンクリート)</p> <table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <td>6/28~9/15</td> </tr> <tr> <th>補正値 (S) (N/mm<sup>2</sup>)</th> <td>6</td> </tr> </table> <p>(13節 マスコンクリート)</p> <p>適用箇所 ※図面示による ( )</p> <p>・中麻熟ポルトランドセメント ・低熱ポルトランドセメント</p> <p>※高炉セメントB種 ・フライアッシュセメントB種</p> <p>・普通ポルトランドセメント ・シリカセメント (7.6, 4)</p> <p>・混和剤 ※JIS A6204 (コンクリート用化学混和剤) によるAE減水剤又は高性能AE減水剤</p> <p>・混和剤 ※JIS A6201によるフライアッシュ1種若しくはII種又はJIS A6201による高炉スラグ微粉材の3000番しくは4000番</p> <p>※15cm ( )</p> <p>高炉セメントB種</p> <table border="1"> <tr> <th>期 間</th> <td>6/28~9/15</td> <td>9/16~11/9 3/16~6/27</td> <td>11/10~3/15</td> </tr> <tr> <th>補正値 (S) (N/mm<sup>2</sup>)</th> <td>6</td> <td>3</td> <td>6</td> </tr> </table> <p>(14節 無筋コンクリート)</p> <p>種類 ※普通コンクリート ( )</p> <p>設計基礎強度 ※18N/mm<sup>2</sup> ( ) ( N/mm<sup>2</sup>)</p> <p>スラブ ※15cm ・18cm</p> <p>適用箇所</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・街きよ、縁石、側溝等のコンクリート及びこれらの基礎コンクリート</li> <li>・間知石積み基礎及び裏込めコンクリート</li> <li>・捨コンクリート</li> <li>・機械室等で用いる配管埋設用コンクリート</li> <li>・防水層の保護コンクリート</li> <li>・補強筋を必要としない土間コンクリート</li> <li>・コンクリート舗装のコンクリート</li> </ul> <p>(15節 流動化コンクリート)</p> <p>・適用する ( ) ・適用しない ( )</p>	期 間	9/16~12/11 2/3~6/27	12/12~2/2	補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	3	6	種別	施工箇所	・A種	( )	※B種	( )	・C種	( )	種 別	気乾単位容積質量 (t/m <sup>3</sup> )	スラブ (cm)	適用 箇所	※1種	( )	※21	( )	・2種	( )	( )	( )	期 間	6/28~9/15	補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	6	期 間	6/28~9/15	9/16~11/9 3/16~6/27	11/10~3/15	補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	6	3	6	<p>7 鉄骨工事</p> <p>1. 鉄骨製作工場 (7.1, 3)</p> <p>2. 施工管理技術者 (7.1, 4)</p> <p>3. 鋼材 (表7.2.1による ( )) ( ))</p> <p>4. 高力ボルト (7.2, 2)</p> <p>5. 普通ボルト (7.2, 3)</p> <p>6. アンカーボルト (7.2, 4)</p> <p>7. 溶接材料 (7.2, 5)</p> <p>8. ターンバックル (7.2, 6)</p> <p>9. 床構造用のデッキプレート (7.2, 7)</p> <p>10. スタッド (7.2, 8)</p> <p>11. 柱巻均しモルタル (7.2, 9)</p> <p>12. 材料試験等 (7.2, 10)</p> <p>13. 工作図 (7.3, 2)</p> <p>14. 仮組 (7.3, 10)</p> <p>15. すべり試験 (7.4, 2)</p> <p>16. 線付け (7.4, 7)</p> <p>17. 技能資格者 (7.6, 3)</p> <p>18. 材料準備 (7.6, 4)</p> <p>19. 溶接施工 (7.6, 7)</p> <p>20. 溶接部の試験 (7.6, 12)</p> <p>21. デッキプレートの溶接 (7.7, 8)</p> <p>22. 塗装の範囲 (7.8, 2)</p> <p>23. 塗装種別 (7.8, 4)</p> <p>(15節 流動化コンクリート) (表18.3.1)</p> <p>(1節 共通事項)</p> <p>・Sグレード ・Hグレード ・Mグレード ・Rグレード ・Jグレード</p> <p>※監査員の承認による</p> <p>※要 ・不要</p> <p>(2節 材料)</p> <p>種類 ※表7.2.1による ( ) ( )</p> <p>形状・寸法 ※図面示による ( )</p> <p>種類 ※トルシア形高力ボルト</p> <p>・JIS形高力ボルト JIS B1186 2種 (F10T)</p> <p>・溶融垂れつき高力ボルト 1種 (F7T) 相当</p> <p>ねじの呼び ( ) ( ) ・図面示による ( )</p> <p>種類 ※表7.2.3による ( ) ( )</p> <p>ねじの呼び ( ) ( ) ・図面示による ( )</p> <p>種類 ・構造用アンカーボルト ※JIS G1220 の SNR400 ( )</p> <p>・建方用アンカーボルト ※JIS G3101 の SS400 ( )</p> <p>公差域クラス及び仕上げの程度 ※表7.2.3による</p> <p>溶接棒等 ※表7.2.4による</p> <p>シールドガス ※JIS Z3253 (溶接及び熱切断用シールドガス) による</p> <p>その他の溶接材料</p> <p>・ターンバックル用 ※割付式 ( )</p> <p>・ターンバックルボルト ※羽子板ボルト ( )</p> <p>※図面示による ( )</p> <p>※JIS G3352</p> <p>種類等 ※図面示による ( ) ( )</p> <p>・無収縮モルタル セント ・普通セメント ・準強ポルトランドセメント</p> <p>混和材 ※セメント系膠材。</p> <p>※製造所の仕様とする。</p> <p>品質・試験方法 ※表7.2.6による ( ) ( )</p> <p>(1) 鋼材品質試験 ※JIS又は建築基準法に定められた方法</p> <p>(2) 板厚方法に引張力を受ける個体の試験 ※JIS 90911による。</p> <p>・適用する ( ) ・適用しない ( )</p> <p>(3節 工作一般)</p> <p>ボルトの締結距離、ボルト間隔、ゲージ等</p> <p>・図面示による ( )</p> <p>・実施する ( ) ・実施しない ( )</p> <p>(4節 高力ボルト接合)</p> <p>・実施する ( ) ・実施しない ( )</p> <p>試験の方法 ( )</p> <p>試験片の摩擦面の状態 ( )</p> <p>ボルトの長さやねじの呼びの5倍を超える場合の回転量</p> <p>・実施により一時的なをめて施工条件を決定することとする。</p> <p>(6節 溶接接合)</p> <p>接合部加試験 行う ※行わない</p> <p>開先の形状 ※図面示による ( ) ( )</p> <p>エンドタブの切除 ・有 (適用箇所) ・無</p> <p>低応力高サイクル疲労を受ける部位 ※図面示による</p> <p>スカラップの形状 ・図面示による ( ) ( )</p> <table border="1"> <tr> <th>試験の種類</th> <th>試験箇所</th> <th>試験数</th> <th>試験方法</th> </tr> <tr> <td>※外観試験</td> <td>溶接部</td> <td>( )</td> <td>・図示 ( )</td> </tr> <tr> <td>※超音波探傷試験</td> <td>完全溶込み溶接部</td> <td>検査水準 ※第6水準 ・図示</td> <td>※7.6.12 (4)による</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>※4.0% ・2.5%</td> <td>・図示 ( )</td> </tr> </table> <p>(7節 スタッド溶接及びデッキプレート溶接)</p> <p>デッキプレートと鉄骨部材に溶接する場合</p> <p>・アンカーボルト又は開口溶接 ( ) ( )</p> <p>合成スラブとして使用する場合</p> <p>※溶接き溶接 ( ) ( )</p> <p>(8節 錆止め塗装)</p> <p>耐火被覆材の接着面の塗装範囲 ( ) ( )</p> <p>接着面以外の塗装範囲 ( ) ( )</p> <p>SRC造の溶接された鋼製スリーブの内面</p> <p>※表18.3.1 鉄筋鋼筋止め塗料の種別 A種 ( )</p> <p>耐火被覆材の接着面 ・塗装する ( ) ・塗装しない ( )</p>	試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法	※外観試験	溶接部	( )	・図示 ( )	※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 ・図示	※7.6.12 (4)による			※4.0% ・2.5%	・図示 ( )	<p>24. 耐火被覆材の種類及び性能 (7.9, 2) (7.9, 3)</p> <p>25. アンカーボルト等の設置 (7.10, 3)</p> <p>(表7.10.1) (表7.10.2)</p> <p>26. 浴槽船めつき高力ボルト接合 (7.12, 5)</p> <p>(9節 耐火被覆)</p> <p>・耐火材吹付け ・耐火板張り ・耐火材巻付け</p> <p>・ラス張りモルタル塗り ・耐火塗料</p> <p>※所要性能は図面示による ( ) ( )</p> <p>(10節 工事現場施工)</p> <p>構造用アンカーボルトの形状・寸法 ( ) ( )</p> <p>アンカープレートの形状・寸法 ( ) ( )</p> <p>建方用アンカーボルトの保持及び埋込工法 ( ) ( )</p> <p>・A種 ・B種</p> <p>柱巻均しモルタル</p> <p>厚さ ※図面示による ( ) ( )</p> <p>工法 ※A種 ・B種</p> <p>(12節 浴槽船めつき工法)</p> <p>浴槽船めつきの高力ボルトを使用する場合の摩擦面の処理</p> <p>・プラスチック処理 ・りん酸塩処理</p>	<p>8 コンクリートブロック・ALCパネル・押出成形セメント板工事</p> <p>1. 材料 (8.2, 2)</p> <p>2. モルタルの割合 (8.2, 3)</p> <p>3. 充填用コンクリートの割合 (表8.2.2)</p> <p>4. モルタル及びコンクリートの充填 (表8.2, 8)</p> <p>5. 材料 (8.3, 2)</p> <p>6. 鉄筋の加工及び組立 (8.3, 4)</p> <p>7. 材料 (8.4, 2)</p> <p>8. 外壁パネル構造 (表8.4, 2)</p> <p>9. 間仕切壁パネル構造 (表8.4, 3)</p> <p>10. 材料 (8.5, 2)</p> <p>11. 外壁パネル工法 (表8.5, 1)</p> <p>12. 間仕切壁パネル工法 (表8.5, 2)</p> <p>13. 開口部の処置 (8.5, 5)</p> <p>(2節 補強コンクリートブロック造)</p> <p>圧縮強度、正味厚さ、モジュール呼び寸法及び種類</p> <p>種類 ※空荷ブロック16 ( ) ( )</p> <p>厚さ ※図面示による ( ) ( mm)</p> <p>・表8.2.1による (目地幅が10mm程度のブロックの場合)</p> <p>・表8.2.2による</p> <p>※R1・R2(3ノット) 呼び強度21—SL21cm</p> <p>・普通コンクリート F=21N/mm<sup>2</sup> ( )</p> <p>まぐさを受ける開口部側開口部の充填範囲</p> <p>・幅 (mm程度) ・図面示による ( )</p> <p>(3節 コンクリートブロック構法及び組)</p> <p>圧縮強度、正味厚さ、モジュール呼び寸法及び種類</p> <p>種類 ※表8.3.1による ( ) ( mm)</p> <p>厚さ ※図面示による ( ) ( mm)</p> <p>コンクリートの割合 ※R1・R2(3ノット)呼び強度21—SL21cm ・表8.2.2</p> <p>壁鉄筋の継手、定着、束端部の折り曲形状 ※図面示による</p> <p>壁の配筋</p> <table border="1"> <tr> <th>縦 筋</th> <th>横 筋</th> <th>開口部補筋(縦筋)</th> <th>交差部</th> <th>端部補筋</th> </tr> <tr> <td>D10—400φ</td> <td>D10—400φ</td> <td>I—D10</td> <td>I—D13</td> <td>( )</td> </tr> </table> <p>(4節 ALCパネル)</p> <table border="1"> <tr> <th>種類</th> <th>単位容積(N/m<sup>3</sup>)</th> <th>厚さ(mm)</th> <th>耐火性能</th> </tr> <tr> <td>・外壁パネル</td> <td>( )</td> <td>※100 ( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>・間仕切壁パネル</td> <td>( )</td> <td>※100 ( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>・屋根パネル</td> <td>( )</td> <td>※100 ( )</td> <td>( )</td> </tr> <tr> <td>・床パネル</td> <td>( )</td> <td>・100 ・150</td> <td>・要 ・不要</td> </tr> </table> <p>パネル相互の接合部に充填する耐火目地材 ( ) ( )</p> <p>種類 ・A種 ・B種</p> <p>出隅・入隅・H接合部、取合い部目地幅 ( ) ( mm) ・耐火目地材充填</p> <p>種類 ・C種 ・D種 ・E種</p> <p>出隅・入隅・H接合部、取合い部目地幅 ( ) ( mm) ・耐火目地材充填</p> <p>(5節 押出成形セメント板( ECP ))</p> <p>・パネル 製造所 ( ) 同等品</p> <p>種類 ・A種 ・B種 ・B種</p> <p>パネル相互の目地幅 長辺 ※8mm以上 ( ) ( mm)</p> <p>短辺 ※15mm以上 ( ) ( mm)</p> <p>出隅・入隅・H接合部目地幅 ※15mm(φ=リング材充填) ( ) ( mm)</p> <p>耐火構造以外の目地・隙間処理 ※パネル製造所の仕様 ( ) ( )</p> <p>種類 ・B種 ・C種</p> <p>パネル相互の目地幅 長辺 ※8mm以上 ( ) ( mm)</p> <p>短辺 ※15mm以上 ( ) ( mm)</p> <p>出隅・入隅・H接合部目地幅 ※15mm(φ=リング材充填) ( ) ( mm)</p> <p>耐火構造以外の目地・隙間処理 ※パネル製造所の仕様 ( ) ( )</p> <p>パネルの開口寸法の限度 ( ) ( )</p>	縦 筋	横 筋	開口部補筋(縦筋)	交差部	端部補筋	D10—400φ	D10—400φ	I—D10	I—D13	( )	種類	単位容積(N/m <sup>3</sup> )	厚さ(mm)	耐火性能	・外壁パネル	( )	※100 ( )	( )	・間仕切壁パネル	( )	※100 ( )	( )	・屋根パネル	( )	※100 ( )	( )	・床パネル	( )	・100 ・150	・要 ・不要	<p>工事名</p> <p>図面名 特記仕様書(2)</p> <p>日付 令和</p> <p>福岡市 局 部 課</p> <p>No. 3</p>
期 間	9/16~12/11 2/3~6/27	12/12~2/2																																																																																								
補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	3	6																																																																																								
種別	施工箇所																																																																																									
・A種	( )																																																																																									
※B種	( )																																																																																									
・C種	( )																																																																																									
種 別	気乾単位容積質量 (t/m <sup>3</sup> )	スラブ (cm)	適用 箇所																																																																																							
※1種	( )	※21	( )																																																																																							
・2種	( )	( )	( )																																																																																							
期 間	6/28~9/15																																																																																									
補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	6																																																																																									
期 間	6/28~9/15	9/16~11/9 3/16~6/27	11/10~3/15																																																																																							
補正値 (S) (N/mm <sup>2</sup> )	6	3	6																																																																																							
試験の種類	試験箇所	試験数	試験方法																																																																																							
※外観試験	溶接部	( )	・図示 ( )																																																																																							
※超音波探傷試験	完全溶込み溶接部	検査水準 ※第6水準 ・図示	※7.6.12 (4)による																																																																																							
		※4.0% ・2.5%	・図示 ( )																																																																																							
縦 筋	横 筋	開口部補筋(縦筋)	交差部	端部補筋																																																																																						
D10—400φ	D10—400φ	I—D10	I—D13	( )																																																																																						
種類	単位容積(N/m <sup>3</sup> )	厚さ(mm)	耐火性能																																																																																							
・外壁パネル	( )	※100 ( )	( )																																																																																							
・間仕切壁パネル	( )	※100 ( )	( )																																																																																							
・屋根パネル	( )	※100 ( )	( )																																																																																							
・床パネル	( )	・100 ・150	・要 ・不要																																																																																							



12 木工事(続き)

6) 合板等

※合板の単板の樹種、施工箇所は図示による。

種別	厚み	接着剤の接着性 区分	板面の品質 樹種 等級	防虫処理
・普通合板	※5,5mm	・特種 ※1類	・針葉樹 ※C-D ・( )	・行う
・下地用合板				
・精選用合板	※12mm	・特種 ※1類 ※2類	・広葉樹 ※1等 ※2等 ・( )	・行う
・化粧り構造用合板				・行う
・天然木化粧合板				・行う
・特殊加工化粧合板				・行う

精選用合板で壁内の湿気状態となる場所に使用する場合の接着の程度は「特種」とする。

種別	厚み	表裏面の 状態区分	曲げ強さ (N/mm <sup>2</sup> )	接着剤の 区分	難燃性 区分
・パーティクル ボード	※15mm	・表地研削品(RS) ・単板研削品(VS)	※13	※Mタイプ ※Pタイプ	・難燃2級 ・難燃3級
・構造用合板		・単板無研削品(VN)	※18	※Pタイプ	・普通
・MDF					

3. 接合具・木ねんが  
(12.2.2-3)  
(表12.2.3-5)

4. 防虫・防蟻処理  
(12.3.1)

5. 防虫処理  
(12.3.2)

6. 木材  
(12.4~7.1)

14 金属工事

1. 工法  
(14.1.3)

2. ステンレスの  
表面仕上げ  
(14.2.1)

3. アルミニウム及  
びアルミニウム  
合金の表面処理  
(14.2.2)  
(表14.2.1)

種別	施工箇所	着色方法	色合等
・AB-1種		※二次電解着色 ※自然発色	・
・AB-2種			・
・A0-1種			・
・A0-2種		※二次電解着色 ※自然発色	・
・BA-1種			・
・BA-2種			・
・BB-1種			・
・BB-2種			・
・BC-1種			・
・BC-2種			・
・C 種		・常温乾燥形塗装 ・D-3タイプ塗装	・

4. 鉄鋼の亜鉛めっき  
(14.2.3)  
(表14.2.2~4)

5. 一般事項  
(14.4.1)

6. 材料  
(14.4.2)

7. 形式及び寸法  
(表14.4.2)

8. 工法  
(14.4.4)

13 屋根及びとい工事

1. 材料-工法  
(13.2.2)  
(13.2.3)  
(表13.2.1)  
(表13.2.2)

2. 材料-工法  
(13.3.2)  
(13.3.3)  
(表13.3.1)

3. 材料-工法  
(13.5.2)  
(13.5.3)  
(表13.5.1~4)

15 左官工事

1. 材料  
(15.3.2)

2. 工法  
(15.3.5)

3. 材料・塗厚  
(15.5.2)  
(15.5.3)

4. 材料  
(15.6.2)  
(表15.6.1)  
(表15.6.2)

5. ALD/A 補下地処理  
(15.6.4)

6. 材料  
(15.7.2)

7. 材料  
(15.12.2)

8. 配合及び密度等  
(15.12.3)

16 建具工事

1. 一般事項  
(16.1.3~6)

2. 性能及び構造  
(16.2.2)  
(表16.2.1-2)

3. 材料  
(16.2.3)

4. 形状及び仕上げ  
(16.2.4)  
(14.2.2)

5. 工法  
(16.2.5)

6. 障子取り外し方式

7. 性能及び構造  
(16.3.2)  
(表16.3.1~4)

8. 材料  
(16.3.3)

9. 形状及び仕上げ  
(16.3.4)

10. 工法  
(16.3.5)

17. 性能及び構造  
(16.4.2)  
(表16.4.1)

18. 形状及び仕上げ  
(16.4.4)  
(表16.4.2)

19. 性能及び構造  
(16.5.2)

20. 材料  
(16.5.3)

21. 形状及び仕上げ  
(16.5.4)

22. 性能及び構造  
(16.6.2)

23. 材料  
(16.6.3)

24. 形状及び仕上げ  
(16.6.4)

25. 工法  
(16.6.5)

26. 図面寸法

27. 材料  
(16.7.2)  
(表16.7.1~3)

28. 形状及び仕上げ  
(16.7.3)  
(表16.7.5~7)

29. 材料、形状及び寸法  
(16.8.2)  
(表16.8.1-5)

30. 取付け施工  
(16.8.3)

31. 継  
(16.8.4)

32. 性能  
(16.9.2)  
(表16.9.1~3)

33. 仕様  
(16.9.3)  
(表16.9.4)

34. 性能等  
(16.10.3)  
(表16.10.1)

工事名		
図面名	特記仕様書(4)	日付 令和
福岡市 局 部 課		No. 5





<p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）</p> <p>○ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>○ 工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</p> <p>2. 現場代理人の常駐義務と期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補位の専任を要しない期間について</p> <p>工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者を配置する場合における監理技術者補位は、建設業法に基づき専任を要する。</p> <p>ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <p>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</p> <p>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</p> <p>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</p> <p>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間</p> <p>※ 工場製作のみが行われている期間</p> <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補位）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <p>○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</p> <p>5. 特別監理技術者の配置について（該当事項○印）</p> <p>・本工事は、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。</p> <p>○本工事は、次の要件に該当する場合、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。</p> <p>※本工事の当初請負金額が3億円未満である場合</p> <p>Ⅳ. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)</p> <p>①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>I 10.その他(10)で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処置</p> <p>監督課、検査課で連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い</p> <p>書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース</p> <p>虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>V. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかなければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合に、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p>Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（概数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。</p> <p>① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの</p> <p>② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの</p> <p>③ その他上記に準ずる重要なもの</p> <p>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項○印）</p> <p>○地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合</p> <p>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について</p> <p>① 工事箇所にて地下埋設物がある場合、工事着手前における種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。</p> <p>特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</p> <p>② 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。</p> <p>③ 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</p> <p>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について</p> <p>① 工事箇所付近に近接する地下埋設物等については、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。</p> <p>なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</p> <p>② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</p> <p>・オールケーシング工事の場合</p> <p>1. 作業中止の判断基準について</p> <p>① オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異変が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>② オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がってこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</p> <p>③ 工事の施工中に上記1.、2.が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</p> <p>④ 工事着手前、上記1～3の事項を確認し、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</p> <p>Ⅷ. 熱中症対策</p> <p>受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積等）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <p>(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</p> <p>(2) ドライミスト</p> <p>(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</p> <p>なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。</p>	<p>Ⅹ. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書</p> <p>1. 快適トイレの設置の試行</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。</p> <p>(1)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <p>(1)洋式便座</p> <p>(2)水洗機能(簡易水洗、屎処理装置付き含む)</p> <p>(3)臭い遮断防止機能(フロッパー機能)</p> <p>(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</p> <p>(4)容易に開かない施設機能(二重ロック等)</p> <p>(5)照明設備(電源が無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)</p> <p>(6)衣類かけ等のフック付。又は、荷物置き場設備機能(耐荷重5kg以上)</p> <p>(7)照明設備(電源が無くても良いもの)</p> <p>(8)入口の目隠しの設置(男女別トイレ間も兼ねた入口が直接見えにくいような配置等)</p> <p>(9)センサーボックス(女性専用トイレに限る)</p> <p>(10)鏡付きの洗面台</p> <p>(11)便座除菌シート等の衛生用品</p> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <p>(1)2室内寸法900×900mm以上(半畳程度以上)</p> <p>(2)装置設置</p> <p>(4)蓄音え台(フィッティングボード等)</p> <p>(5)フロッパー機能の多機能化</p> <p>(6)窓など室内温度の調整が可能な設備</p> <p>(7)小物置き場等(トイレネットペーパー予備置き場)</p> <p>2. 設置に要する費用</p> <p>設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあつては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。</p> <p>また、運搬費は共通費(車)に含むものとする。</p> <p>Ⅺ. 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付きなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p> <p>Ⅻ. 情報共有システム活用の試行</p> <p>1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。</p> <p>2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。</p> <p>3. 活用にあつては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。</p> <p>Ⅻ. 週休2日工事</p> <p>1. 週休2日工事について</p> <p>本工事は、週休2日工事であり、週休2日（4週8休以上）を前提とした工期を設定している。</p> <p>2. 費用補正について</p> <p>① 4週8休以上（現場開率28.5%（8日/28日）以上） 補正係数1.05</p> <p>3. 部分的交替制（試行）について</p> <p>① 受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。</p> <p>4. その他</p> <p>① 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理業務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。</p> <p>② 「福岡市圏域工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。</p> <p>(「福岡市ホーム」 創業・産業・ビジネス &gt; 公共工事・技術情報 &gt; 週休2日工事)</p> <p>ⅩⅢ. 建設発生土 指定処分場</p> <p>本工事の残土は、○○○に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。</p> <p>(1) 受け入れ場所</p> <p>住所：○○市○○区○○番地</p> <p>施設名称：○○</p> <p>(2) 運搬距離</p> <p>受け入れまでの運搬距離は、L=○○kmとする。</p> <p>なお、これにより難しい場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p>	<p>ⅩⅣ. 建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書</p> <p>1. 建設キャリアアップシステム活用工事について</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の対象工事である。</p> <p>本工事にあつては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。</p> <p>実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。</p> <p>（「福岡市ホーム」 創業・産業・ビジネス &gt; 公共工事・技術情報 &gt; 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事）</p> <p>ⅩⅤ. 猛暑による作業不能日数</p> <p>1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）</p> <p>・本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。</p> <p>なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、現場者が公表する九州地方、福岡、福岡地点における所訂値が3以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</p> <p>・本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条件第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。</p>													
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="67 1402 600 1520"></td> <td data-bbox="600 1402 1120 1520"></td> <td data-bbox="1120 1402 1639 1520"></td> </tr> </table>				<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1639 1402 1697 1436">工事名</td> <td colspan="2" data-bbox="1697 1402 2179 1436"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1436 1697 1469">図面名</td> <td data-bbox="1697 1436 1899 1469">特記仕様書（7）</td> <td data-bbox="1899 1436 2179 1469">日付 令和 . .</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1469 1697 1520">福岡市 局</td> <td data-bbox="1697 1469 1899 1520">部</td> <td data-bbox="1899 1469 2179 1520">課</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1639 1520 1697 1554"></td> <td data-bbox="1697 1520 1899 1554"></td> <td data-bbox="1899 1520 2179 1554">No. 8</td> </tr> </table>	工事名			図面名	特記仕様書（7）	日付 令和 . .	福岡市 局	部	課			No. 8
工事名																
図面名	特記仕様書（7）	日付 令和 . .														
福岡市 局	部	課														
		No. 8														

# 建築工事監督基準

**主 旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

**一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、疑義なものについては監督員の指示に従い急に施工する。

**監督業務** 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承認、指示、協働等を受けなければならない。

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目										
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理								
一般共通事項	現場管理	疑義	協議	コンクリート工事	準備	打設計画	承諾	木工工事	準備	加工図	承諾								
		経微な変更	指示			コンクリート工場	承諾			材料	木材	検査							
		別途工事	指示			コンクリート配合計画書	承諾			防雨・防塵	承諾								
		養生材の処理	指示			鉄筋	承諾			防虫	承諾								
		道署及び公害の恐れのある場合の処理	協議			型枠(せき板)	承諾			加工・組立	承諾								
	実施工程表	承諾	混和材料		承諾	屋根葺材	承諾												
	工程管理	施工計画書	承諾		鉄筋組立	検査	施工		葺方	承諾									
		施工図・現寸図・見本	承諾		ガス圧接	検査	とい		承諾										
		色・柄	指示		型枠建込組立	検査	材料		各材料	承諾									
		記録等	指示		打込み	報告	施工		工法	承諾									
		管理	協議		型枠取外し	承諾	材料		各材料	承諾									
		試験所	承諾		試験(材料28日強度試験は公的機関)	指示	工法		承諾										
		電気保安技術者	承諾		圧接技能資格者	承諾	施工		外壁タイル下地確認	報告									
		技能士	承諾		仕上り及びみかぶり厚さの確認	報告			養生	承諾									
		調張り	検査		製作工場	承諾			建具	承諾									
ベンチマーク		検査	施工管理技術者	承諾	建具金物	承諾													
遺方	検査	溶接管理技術者	承諾	建付調整	検査														
危険物貯蔵所	承諾	溶接技能資格者	承諾	サン	承諾														
仮設工事	施工	根切り底	検査	鉄骨工事	準備	工作図		承諾	木製	材料	建具	承諾							
		地中障害物	協議			超音波探傷試験機関		承諾			施工	建付調整	検査						
		埋戻し・盛土	協議			鋼材等		承諾			材料	建具金物	承諾						
		橋脚	検査			製作		承諾			施工	施工図	承諾						
		溶接技能資格者	承諾			溶接(試験成績表)	承諾	工法			検査								
	土工事	施工	核心(コラム心)		検査	工作	材料	製品受入		検査	金剛製	施工	建具	承諾					
			施工中の異状		協議			製方完了		検査			材料	塗料	承諾				
			工法		協議			高力ボルト接合		検査			施工	工法	承諾				
			溶接技術者等		承諾			溶接接合		検査			内装工事	材料	内装材	承諾			
			杭		検査			スタッド溶接		検査					施工	養生	承諾		
		試験杭(試験掘削)	立会		コンクリートブロック		承諾	施工		性能		承諾							
		支持地盤	検査		A L Cパネル		承諾			材料		各材料			承諾				
		建込み	立会		押出成形セメント板		承諾			施工		取付			承諾				
		地盤改良	準備		完了		検査			材料		工作		コンクリートブロック積み	承諾	工 種	処理	材料 施工図	施工
					杭の精度		指示							施工図	承諾				
施工記録	報告			コンクリート	承諾	カーテンウォール	承諾												
溶接技術者等	承諾			鉄筋	承諾	製作金物	承諾												
試験掘削	立会			保証書	承諾	製作器具	承諾												
現場管理	溶出試験		指示	石材	承諾	黒紙	承諾												
	固化材・添加量		承諾	工法	承諾	側溝縁石等	承諾												
	深さ・支持地盤		検査	割り付	承諾	舗装	承諾												
	土工記録		報告	陶磁器質タイル	承諾	遊具施設	承諾												
	土工記録		報告	工法	承諾	内・外柵	承諾												

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。  
注2) 上表の○を付したものでなくても監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

## 工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する。(特記ある場合は除く)

共 通 事 項	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
鉄筋コンクリート造躯体直通部(設備工事項)の補強筋工事	○						
同上用スリッパ並びに挿入穴の穴埋補修(仕上げは除く)			○	○	○		
床上機器用コンクリート基礎工事	○						
床上機器用コンクリート仕上	○						
設備配管吊りボルト用インサート類			○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付のみの枠組みと補強	○						
同上穴明工事		○	○	○			
防火区画直通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○			
鉄骨造(SRC含む)鉄骨直通部開口(設備工事項)と補強	○						
機器操作室への一次側電源供給工事					○		
煙導製作取付、煙突接続(空腔防火材も含む)(発電機用含む)			○	○	○		
A.L.C.新穴名工事(設備工事項)	○						
A.L.C.取貫直通部の補修(設備工事項)	○						
鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明(設備工事項)	○						
強硬器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(木造、プレハブ、SRC等)	○						

建 築 工 事 関 係	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
パイプシャフト、及び天井の接続口製作取付	○						
建物内の排水溝並びに配管配線用ビット及び、各水種の蓋製作取付	○						
建物外壁に取付く、ガラリ(吸気・排気)の製作取付(防虫網取付可能型)(ダクト接続型)							
ドア並びに間仕切壁のガラリ、製作取付							
壁付換気扇の取付用穴	○						
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○						
コンクリート造のチャッパ及びダクト(消音、保溫共)							
ルーフトレーン及び縦組(GL=200成)							
縦組以配管(紐ぎを含む)				○			
建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事							
建物廻り側溝以降の雨水排水設備				○			
厨内排水溝							
サービスタック、油ポンプ廻り防油構築	○						
二重スラブ内通気管及び通気管(湯水槽等)	○						
煙突工事(内部ライニング含む、コンクリート製)					○		
取付便槽	○						
同上煙突	○						
身障者用便所の手すり	○						
照明付化粧鏡への電源接続工事					○		
空調機の間接排水配管工事(トラップは機器工事)				○			
屋上集熱器設備工事				○			

電 気 工 事	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
はり、床、壁の貫通スリーブ					○		
同上に伴う補強		○					
天井埋込器具取付箇所のボード切込					○		
同上に伴う下地補強							
埋込器具類の取付又はボード切込					○		
同上に伴う補強		○					
自立壁、トランス、発電機等のコンクリート							
同上コンクリート基礎仕上							
発電機減圧水櫃及び冷加水櫃への給水管		○	○	○	○	○	○
別途工事種類の取付		○	○	○	○	○	○
同上に伴う二次側配管、配線		○	○	○	○	○	○

工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認					○	
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート					○	
身障者用便所使用灯、昇降機設置取付					○	
同上に伴う二次側配管、配線					○	
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎		○				
同上 コンクリート基礎仕上						
配管類の防火区画直通部の補修					○	
防火扉用レリーズの取付					○	
防火シャッター、防火垂壁用レリーズの取付		○				
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線					○	
防火シャッター警報ブザー用リモットスイッチ取付		○				
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線					○	
配線ビット		○				
同上用蓋		○				
電動扉設置		○				
同上電源接続及び操作スイッチ取付					○	

衛 生 工 事 関 係	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
大便器用箱入れ	○						
同上用補強工事	○						
大便器用箱入れ位置(搬出し)				○			
清火栓ボックス用箱入れ(補強は除く)				○			
同上用補強工事	○						
高架水精用架台				○			
高架水精用基礎(仕上共)	○						
ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)	○						
同上流し排水管接続				○			
流し付け各種流し台(入研・コンクリート等)	○						
同上流し排水トラップ取付				○			
洗濯機用パン(排水トラップ共)				○			
グリッドトラップ(既製品)	○						
浴槽並びに風呂蓋	○						
ハロン消火設備(ガス圧ダンパー制御配管含む)				○			
同上制御盤造の1次側配線、配管(電源供給)					○		
ハロン消火設備運動のファン等の停止回路					○		
化粧箱及び化粧鏡				○			
清火ポンプ起動回路及び表示灯回路					○		
清火栓ボックスの起動ボタン及び表示灯取付並びに配線、配管					○		
清火栓ボックスの取付				○			
非水洗及び緊急水洗の便器	○						
同上用紙巻器(取付具)				○			
風呂水洗便器の止水栓(器具接続法)				○			

昇 降 機 工 事 関 係	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
昇降機機室床設置コンクリート仕上げ並びにスラブ開口及び排強工事	○						
巻揚短り(原、三方巻)、底枠	○						
同上補修	○						
同上補修後の仕上工事	○						
巻揚機待出コンクリート工事	○						
有揚用フック取付工事	○						
昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)							
レール取付用ブラケット、プレート共	○						

空 間 工 事 関 係	工 事 項 目	建築	空 間	衛 生	電 気	昇 降 機	水 処 理
壁取付換気扇(取付共)	○						
厨房器具用フード囲い(化粧板含む)	○						
壁付レンジフード(取付共)	○						
湯室タンク基礎(仕上共)	○						
壁貫通ダクト補強工事	○						

工事名		
図面名	特記仕様書(8)	日付 令和
福岡市 局 部 課		
No. 9		



3 防水改修工事

保守管理用プレート 壁プレート (300×250程度)  
 ・ 設ける ( )  
 ・ 設けない ( )

保証期間 防水改修工の種類・種別

・ 10年 ( )  
 ・ 5年 ( )

・ 降雨等に対する養生方法 (とい共) [3.1.3]  
 ※ 改修標準仕様書3.1.3(5)(7)～(9)による  
 ・ 行う (範囲) ・ 図示による ( )  
 ・ 行わない ( )

既存防水層の撤去 [3.1.4, 表3.1.4]  
 既存保護層の撤去  
 ・ 行う (範囲) ・ 図示による ( )  
 ・ 行わない ( )

既存露出防水層表面の仕上げ塗装の除去  
 ・ 行う ( M4AS ・ M4AS1 ・ M4C ・ M4D1 ・ L4X )  
 ・ 行わない ( )

[3.2.6]  
 既存露出防水層及び保護層の撤去  
 ・ 行う ( POAS ・ POAS1 ・ POD ・ POD1 ・ POS ・ POS1 ・ POS2 ・ POX ・ M4S ・ M4S1 ・ S4S ・ S4S1 )  
 ・ 行わない ( POAS ・ POAS1 ・ POD ・ POD1 ・ POS ・ POS1 ・ POS2 ・ POX ・ M4S ・ M4S1 ・ S4S ・ S4S1 )

(2節 既存防水層等の撤去及び既存下地の処理)  
 既存下地の補修箇所の形状、長さ、数量等  
 ・ 図示による ( )

POS工法及びPOSII工法 (機械的固定方法) の既存保護層を撤去し防水層を非撤去とした  
 ※ 改修標準仕様書3.2.6(4)(a)①～③による

設備機架台、配管受部、パラベット、貫通パイプ回り、手すり・丸環の取付け部、塔屋出入口等の欠損部及び防水層先端部の伸張り部の処理  
 ※ 設備台と協働する ( ) 図示による ( )

(3節 アスファルト防水)  
 屋根保護防水 (既存)  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料	高日射率防水	備考
P2A	A-1	※ JIS A 9521に基づく押出法	※ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ	70g/㎡程度	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	A-2				
	A-3				
PIB	B-1	※ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ	70g/㎡程度	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
	B-2				
P2A1	A-1	※ JIS A 9521に基づく押出法	※ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ	70g/㎡程度	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	A-2				
	A-3				
PIB1	B-1	※ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ	70g/㎡程度	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
	B-2				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.3.5及び表3.3.6による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.3.3及び表3.3.4による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

押え金物の材質及び形状寸法  
 ※ アルミニウム製 L=30×15×2.0mm程度

[3.3.5]  
 平場の保線コンクリートの厚さ  
 こて仕上げ ※ 水下 80mm以上 ( )  
 床タイル張り ※ 水下 60mm以上 ( )

[3.3.2]  
 立上り部の保護方法  
 ・ 笠式保護材 (笠式保護材の材料 ( ) )  
 ・ コンクリート押え ( )  
 ・ モルタル押え (座内等)  
 ・ れんが押え ( 図示 ( ) )  
 ・ れんがの材料 ( ※ JIS R 1250 ( ) )

[3.2.5][3.3.2][3.3.3]  
 屋根露出防水 (既存)  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料	高日射率防水	備考
M4C	C-1	7277414-1	7277414-1	7277414-1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	C-2				
	C-3				
	C-4				
M3D	D-1	7277414-1	7277414-1	7277414-1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	D-2				
	D-3				
	D-4				
POD	O-1	改修標準仕様書3.3.2(9)	7277414-1	7277414-1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	O-2				
M4D	D-1	7277414-1	7277414-1	7277414-1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	D-2				

[3.3.2]  
 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.3.9による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.3.3及び表3.3.9による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

[3.3.4]  
 絶縁断熱工法のルーフレンド回り及び立上り部周辺断熱材の張りしまい位置 ※ 図示による ( )

[3.3.3]  
 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量  
 種類 ※ 改質アスファルトルーフィング製の製造所の指定  
 設置数量 ※ 改質アスファルトルーフィング製の製造所の指定 (個)

屋内防水  
 防水層の種類

工法	種別	仕上塗料	高日射率防水	備考
PIE	E-1	E-1	E-1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	E-2			
P2E	E-1	E-2	E-2	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	E-2			

保護層 ・ 設ける ( ※ 図示による ( ) )  
 ・ 設けない ( )

[表3.3.10]  
 E-1の行程3を行う部位  
 ※ 防水層 (浴室等常時水に接する部位)  
 ( )

[3.3.2]  
 立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法  
 ※ アルミニウム製 L=30×15×2.0mm程度

[3.3.5]  
 屋根排水溝  
 ※ 図示による ( )

(4節 改質アスファルト防水)  
 屋根露出防水 (既存)  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料	高日射率防水	備考
M4S	S-1	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	S-2				
	S-3				
M3AS	A-1	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	A-2				
	A-3				
PIAS	I-1	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	I-2				
	I-3				
M4S1	S-1	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	改質アスファルトルーフィング製の製造所の仕様	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
	S-2				
	S-3				

改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

部分粘着層付改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

立上り部の押え金物の材質、形状及び寸法  
 ※ アルミニウム製 L=30×15×2.0(mm)程度

[3.4.2]  
 改質アスファルトルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.4.1から表3.4.3による  
 ・ JIS A 6013に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

[3.4.3]  
 絶縁工法及び絶縁断熱工法の脱気装置の種類及び設置数量  
 種類 ※ 改質アスファルトルーフィング製の製造所の指定  
 設置数量 ※ 改質アスファルトルーフィング製の製造所の指定 (個)

絶縁断熱工法の防湿用シート  
 ・ 設置する ( )  
 ・ 設置しない ( )

・ 合成高分子系ルーフィングシート防水 [3.2.5][3.5.2～4]

(5節 合成高分子系ルーフィングシート防水)  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料		高日射率防水	備考	
			種類	使用量			
S-F1	F1	F1	F1	F1	F1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							S-F2
							S-F3
POS	O	O	O	O	O	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							S-M1
							S-M2
S-S	S	S	S	S	S	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							S-F1
							S-F2
M-S	S	S	S	S	S	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							S-M1
							S-M2
POSI	I	I	I	I	I	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							S-I1
							S-I2

[表3.5.1]  
 S-F1、S-M1、S-F2、S-M2の仕様  
 ※ 非歩行仕様  
 ※ 歩行仕様

[表3.5.2]  
 SI-M1及びSI-M2における防湿用フィルム  
 設置する ・ 設置しない ( )

[表3.5.3]  
 屋内防水  
 防水層の種類

工法	種別	施工箇所	仕上塗料		高日射率防水	備考
			種類	使用量		
S-C1	C1	C1	C1	C1	C1	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )

合成高分子系ルーフィングシートの種類及び厚さ  
 ※ 改修標準仕様書3.5.1から表3.5.3による  
 ・ JIS A 6008に基づく種類及び厚さ  
 用途による区分  
 材料構成による区分 ※ R種  
 厚さ ( ) mm以上

絶縁シート及び可塑性移行防止用シート  
 ※ 非歩行仕様  
 ※ 歩行仕様

固定金具の材質及び寸法形状  
 ※ 厚さ0.4mm以上の防錆処理した鋼板、ステンレス鋼板又はそれらの鋼板の片面若しくは両面に樹脂を積層加工したもの

[3.5.3]  
 接着工法の場合の脱気装置の種類及び設置数量  
 種類 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様  
 設置数量 ※ ルーフィングシートの製造所の仕様 (個)

[3.5.4]  
 接着工法の場合のプレキャストコンクリート部材下地の目地処理  
 ・ 行う ( ) 図示による ( )

プレキャストコンクリート部材の隅隅の増張り (種別S-F1、SI-F1の場合)  
 ・ 行う ( ) 図示による ( )  
 ・ 行わない ( )

機械的固定工法の場合の一般部のルーフィングシートの張付け  
 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法  
 ・ 図示による ( )

(6節 塗膜防水)  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料		高日射率防水	備考	
			種類	使用量			
POX	X	X	X	X	X	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							X-1
							X-2
LEX	X	X	X	X	X	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )	
							X-1
							X-2

[3.6.2]  
 ・ 塗膜防水 [3.2.5][3.6.2～3]

[3.6.3]  
 ウレタン系系塗膜防水X-1の脱気装置の種類及び設置数量  
 種類 ※ 主材料の製造所の仕様  
 設置数量 ※ 主材料の製造所の仕様 (個)

[3.6.3]  
 新設防水層の種類

改修工法	新設箇所	断熱材	仕上塗料	高日射率防水	備考
PIY	Y	Y	Y	Y	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )
P2Y	Y	Y	Y	Y	・ 設ける ( ) ・ 設けない ( )

(7節 シーリング)  
 シーリング改修工法の種類  
 ・ シーリング充填工法  
 ・ シーリング再充填工法  
 ・ 拡張シーリング再充填工法  
 ・ フリッジ工法  
 ・ ホットプレーカー張り  
 ・ 適用する ( )  
 ・ 適用しない ( )

[3.7.1]  
 シーリング材の種類、施工箇所  
 下表以外は、改修標準仕様書3.7.1による  
 シーリング材の種類 (記号)

記号	種類	施工箇所	備考

[表3.7.1]  
 仕上げを行わない施工箇所  
 ・ 図示による ( )

[3.7.3]  
 シーリング材の目地寸法  
 ※ 改修標準仕様書3.7.3(1)による ( )

[3.7.8]  
 接着性試験  
 ※ 簡易接着性試験  
 ※ 引張接着性試験

(8節 とい)  
 といその他の材質  
 ・ 配管用鋼管  
 ・ 埋設用塩化ビニル管  
 ・ ルーフドレン ( )

[3.8.2]  
 とい受金物  
 材質  
 ※ 改修標準仕様書3.8.2による (溶融亜鉛めっきを行ったもの)

形状  
 ※ 市販品 (とい径100以下)  
 ※ 25×4.5以上 (とい径100を超えるもの)

取付け間隔  
 ※ 改修標準仕様書3.8.2による

足金物  
 材質  
 ※ 改修標準仕様書3.8.2による (溶融亜鉛めっきを行ったもの)

形状  
 ※ 市販品 ( )

取付け間隔  
 ※ 改修標準仕様書3.8.2による

多雪地域  
 ・ 適用する ( )  
 ・ 適用しない ( )

防露材のホルムアルデヒド放数量  
 ※ F☆☆☆☆

[3.8.3]  
 既存のといその他の撤去及び降雨等に対する養生方法  
 ・ 図示による ( )

鋼管製といの防露巻き  
 ※ 改修標準仕様書3.8.4による

ルーフレンドの種類及び呼び

種類	呼び	施工箇所
ろく	ろく	

ルーフレンドの取付け  
 ※ 図示による ( )

ルーフレンドの取付け  
 ※ 水はけよく、床面より下げ、周囲の隙間にモルタルを充填する

(9節 アルミニウム製笠木)

種類  
 ・ オープン形式 ( ・ 押出250形 ・ 押出300形 ・ 押出350形 )  
 ・ 密閉形式 ( ・ オープン形式 )  
 本体幅 ( ) mm 板厚 ( ) mm ※ 2.0mm

表面処理  
 種類 ( )  
 色等 ( )  
 ・ 特注色 ( )

[3.9.3]  
 既存笠木の撤去  
 ・ 行う (範囲) ・ 図示による ( )  
 ・ 行わない ( )

下地補修の工法 ※ 図示による ( )

板材折曲げ形の笠木の取付方法 ※ 図示による ( )

笠木の固定金具の工法等  
 建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法  
 ・ 図示による ( )



- 改修範囲 [6.1.3]
- 既存床の撤去及び下地精修 [6.2.2]
- 既存壁の撤去及び下地精修 [6.3.2]
- 施工一般 [6.5.2]
- 製材
- 造作用集材

既存仕切壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井、壁及び床の改修範囲  
 ※ 壁厚程度とし、既存仕上げに準じた仕上げを行う  
 ※ 図示による

天井内の既存壁の撤去に伴う当該壁の取り合う天井の改修範囲  
 ※ 壁厚より側面 600mm 程度とし既存仕上げに準じた仕上げを行う  
 ※ 図示による

既存天井の撤去に伴う取合い部の壁面の改修  
 ※ 既存のまま ※ 図示による

ビニル床シート等の撤去  
 ※ 土材のみ(接着剤とも)  
 ※ 下地モルタルとも ※ 図示による (撤去範囲まで)

合成樹脂床材の除去方法 目視し工法

既存のコンクリート又は木部材の下の地中に用いるポリマーセメントモルタル及びエポキシ樹脂モルタルは、4層外装改修工事による。改修後の床の溝補修範囲 ※ 図示による

間仕切壁撤去に伴う他の構造物の補修  
 ※ 改修標準仕様書4.4.9によるモルタル塗り(塗り厚5mmを超える場合は別途 ※ 図示による)

材料のホルムアルデヒド放散量  
 ※ F☆☆☆☆又は改修標準仕様書6.5.2(1)(f)(b)による

「JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
		※2級	※A種・B種	
		※2級	※A種・B種	

「JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
見え掛り面		※上1等	※A種・B種	
見え掛り面以外		※小等	※A種・B種	

「JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
		※1等	※10%以下	
		※1等	※10%以下	
		※1等	※10%以下	

「JAS 1083 (製材) 以外の製材」

施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種

「JAS 1083-5 製材 - 第5部に基づく下地用製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
		※2級	※A種・B種	
		※2級	※A種・B種	

「JAS 1083-2 製材 - 第2部に基づく造作用製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
見え掛り面		※上1等	※A種・B種	
見え掛り面以外		※小等	※A種・B種	

「JAS 1083-6 製材 - 第6部に基づく広葉樹製材」

施工箇所	寸法 (mm)	等級	含水率	防虫処理
		※1等	※10%以下	
		※1等	※10%以下	
		※1等	※10%以下	

「JAS 1083 (製材) 以外の製材」

施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種

「JAS 1083 (製材) 以外の製材」

施工箇所	寸法 (mm)	材面の品質	防虫処理	含水率
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種
		( ) 造作材の場合 (※A種・B種)	・適用する ・適用しない	※A種・B種

「集材材の日本農林規格」による造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
				見付け材面	※15%以下
				見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
					見付け材面	※15%以下
					見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
					見付け材面	※15%以下
					見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」による造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	見付け材面の品質	含水率
				見付け材面	※15%以下
				見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」による化粧ばり造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
					見付け材面	※15%以下
					見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」以外の造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
					見付け材面	※15%以下
					見付け材面	※15%以下

「集材材の日本農林規格」以外の化粧ばり造作用集材

施工箇所	品名	樹種名	寸法 (mm)	化粧薄板の厚さ (mm)	見付け材面の品質	含水率
					見付け材面	※15%以下
					見付け材面	※15%以下

「JAS 0701に基づく造作用単板積層材」

施工箇所	品名	寸法 (mm)	表面の品質	防虫処理
				・適用する ・適用しない

「JAS 0701以外の造作用単板積層材」

施工箇所	寸法 (mm)	表面の品質	含水率	防虫処理
			※14%以下	・適用する ・適用しない

「JAS 3079に基づく直交集成板」

施工箇所	品名	強度等級	種類	接着性能 (使用温度)	樹種名	寸法 (mm)

「合板の日本農林規格」による普通合板

施工箇所	厚さ (mm)	層数の樹種名	接着の程度	表面の品質	防虫処理
	※5.5		※1種・2種		・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による構造用合板

施工箇所	等級	層数の樹種名	接着の程度	表面の品質	厚さ (mm)	防虫処理	積層等級
		※2級以上・1級	※1種・特種	※0-0以上	※12	・適用する ・適用しない	

「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ (mm)	層数の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・特種 ・1種	・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による天然木材化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1種 ・2種	・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による化粧ばり構造用合板

施工箇所	厚さ (mm)	層数の樹種名	接着の程度	防虫処理
			・特種 ・1種	・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による天然木材化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1種 ・2種	・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による天然木材化粧合板

施工箇所	化粧板に使用する単板の樹種名	厚さ (mm)	接着の程度	防虫処理の適用
			・1種 ・2種	・適用する ・適用しない

「合板の日本農林規格」による特殊加工化粧合板

施工箇所	厚さ (mm)	接着の程度	層数の樹種名	化粧加工の方法	防虫処理の適用
					・適用する ・適用しない

「パーテクルボード」

施工箇所	表面面の状態による区分	曲げ強さによる区分	耐水性による区分	難燃性による区分	厚さ (mm)
		※13タイプ	※A又はB		※15

「構造用パネル」

施工箇所	品名	寸法 (mm)

「MDF」

施工箇所	厚さ (mm)	表面面の状態による区分	曲げ強さによる区分	接着剤による区分	難燃性による区分

造作材の化粧面の釘打ち  
 ※ 釘埋めの水  
 ※ 釘埋め釘  
 ※ 釘埋め釘

接着剤のホルムアルデヒド放散量  
 ※ F☆☆☆☆

「接合具等」 [6.5.3.4]

「防腐・防蟻処理」 [6.5.5]

適用部材	色柄	寸法 (mm)	厚さ (mm)	備考
	※K2・K3・K4		※2.0	

「薬剤の加圧注入による防腐・防蟻処理」

適用部材	処理の方法	薬剤の種類
	※改修標準仕様書6.5.5(1)(b)による	※JIS K 1571に適合又は同商品

「薬剤の塗布等による防腐・防蟻処理」

「薬剤の接着材への混入による防腐・防蟻処理」  
 適用部位 ( )

「合板等の加圧注入処理等の適用」  
 適用部位 ( )

「間仕切軸組に用いる木材の樹種名(製材を用いる場合)」  
 ※ 杉又は松

「床板張り」 [6.5.8]

「壁及び天井下地」 [6.5.9]

「窓 出入口その他」 [6.5.7]

「経年鉄骨壁下地」 [6.7.3]

「壁及び天井下地」 [6.5.9]

「窓 出入口その他」 [6.5.7]

「床板張り」 [6.5.8]

「壁及び天井下地」 [6.5.9]

「ゴム床タイル」

種類	厚さ (mm)	寸法 (mm)
	※3.0・4.5・6.0・9.0	( ) × ( )

「カーペット敷き」 [6.9.2][表6.9.1]

敷き方	パイル形状	パイル長さ (mm)	パイル幅 (mm)	電気性
・ワイルドカーペット	・カットパイル	・5-7	・ループパイル	・適用する
・ダブルフリースカーペット	・ループパイル	・4-6	・カット/ループパイル	・適用しない
・アシスシンスターカーペット	・カット/ループパイル			

「カーペット敷き」 [6.9.2][表6.9.1]

敷き方	パイル形状	パイル長さ (mm)	パイル幅 (mm)	電気性
・ワイルドカーペット	・カットパイル	・5-7	・ループパイル	・適用する
・ダブルフリースカーペット	・ループパイル	・4-6	・カット/ループパイル	・適用しない
・アシスシンスターカーペット	・カット/ループパイル			

「タフテッドカーペット」

パイルの形状	パイル長さ (mm)	電気性	備考
・カットパイル	・5-7	・全面接着工法	・適用する
・ループパイル	・4-6	・グリッド工法	・適用しない
・カット/ループ併用			

「タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量」  
 ※ F☆☆☆☆

「タフテッドカーペット」

パイルの形状	パイル長さ (mm)	電気性	備考
・カットパイル	・5-7	・全面接着工法	・適用する
・ループパイル	・4-6	・グリッド工法	・適用しない
・カット/ループ併用			

「タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量」  
 ※ F☆☆☆☆

「タフテッドカーペット」

パイルの形状	パイル長さ (mm)	電気性	備考
・カットパイル	・5-7	・全面接着工法	・適用する
・ループパイル	・4-6	・グリッド工法	・適用しない
・カット/ループ併用			

「タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量」  
 ※ F☆☆☆☆

「タフテッドカーペット」

パイルの形状	パイル長さ (mm)	電気性	備考
・カットパイル	・5-7	・全面接着工法	・適用する
・ループパイル	・4-6	・グリッド工法	・適用しない
・カット/ループ併用			

「タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量」  
 ※ F☆☆☆☆

「タフテッドカーペット」

「タフテッドカーペット用接着剤のホルムアルデヒド放散量」  
 ※ F☆☆☆☆

せっこうボード その他のボード 及び合板張り [6.13.2]	仕様名加 種類 厚さ(mm)等
	木質系セメント板 ・横貫木毛セメント板 ・15 ・20 ・25 ・中貫木毛セメント板 ・15 ・20 ・25 ・普通木毛セメント板 ・15 ・20 ・25 ・横貫木片セメント板 ・12 ・15 ・18 ・21 ・普通木片セメント板 20 ・付いた方ガス貫通板 タイプ2 (着石積) ・6 ・8 繊維強化セメント板 火山性ガラス質繊維板 ・3 ・7 ・9 ・12
	繊維板 ・セリアムデンシファイ ファイバーボード(MDF) ・ハードボード (スタンダードボード) ・無節繊維板 ・研摩板 ・無節化粧ハードボード ・無節繊維板 ・研摩板 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7 ・ハードボード (テンボードボード) ・無節繊維板 ・研摩板 ・無節化粧ハードボード ・無節繊維板 ・研摩板 ・2.5 ・3.5 ・5 ・7 ・インシュレーションボード ・天井仕上げ ・内装仕上げ ・9 ・12 ・15 ・18
	パーティクルボード ・単層張りパーティクルボード ・無節繊維板 ・研摩板 ・10 ・12 ・15 ・18 ・化粧パーティクルボード ・単層オーバーレイ ・プラスチックオーバーレイ ・塗装 ・10 ・12
	吸音材料 ・ロックウール化粧吸音板 ・フラットタイプ ・9(不燃) ・12(不燃) ・ ・凹凸タイプ ・9(不燃) ・12(不燃) ・ ・ロックウール吸音ボード1号 ・25 ・ロックウール吸音ボード32K ・25(ガラスロス後) ・せっこうボード ・12.5(不燃) ・15(不燃) ・不燃積層せっこうボード ・化粧面(下地強引用) ・化粧面(トラバーチン模様) ・8.5(不燃) ・シーリングせっこうボード ・12.5(不燃) ・強化せっこうボード ・せっこう系 ・9.5 ・化粧せっこうボード(木目) 種類 ・柱目 ・板目 専用下地材有り ・12.5(不燃)幅440mm程度 ・9.5(不燃)
	せっこうボード製品 (続き) ・化粧せっこうボード (トウバーデン)

[6.13.2] MDF及びパーティクルボードのホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

[表6.13.1] 表面への化粧張り等の加工 ※図示による

[6.13.2] 合板

種類	規格	防虫処理
・普通合板	表板の規格名 裏板の品質 厚さ ※図示による ( mm)	・行方 ・行わない
・天然木化粧合板	化粧面の規格名 厚さ ※図示による ( mm)	・行方 ・行わない
・特殊加工化粧合板	化粧加工の方法 ・オーバーレイ ・プリント ・塗装 表紙性能 ( ) 厚さ ※図示による ( mm)	・行方 ・行わない

[6.13.2] 合板のホルムアルデヒド放散量 ※改修標準仕様書6.13.2.3(4)の(a)～(d)のいずれか

[6.13.3] 接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

天井のボード類(ロックウール吸音板を除く)の重ね張りを行う場合 ※図示による

合板類の張付け ・A種 ・B種

せっこうボードの目地工法等  
目地工法の種類 ※仕上表による

突付け工法及び目隠し工法のエッジの種類  
・ペベルエッジ ・スクエアエッジ

[6.14.2] 壁紙張り

施工箇所	壁紙の種類					防火性能	備考
	組	織物	種化 ビニル	アクリル 系樹脂	無機質 その他		
・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	
・	・	・	・	・	・	・不燃 ・準不燃 ・難燃	

モルタル及びプラスチック面の素地ごしらえの種類  
※B種 ・A種

コンクリート面の素地ごしらえの種類  
※B種 ・A種

せっこうボード面及びその他のボード面の素地ごしらえの種類  
※B種 ・A種

モルタル  
・現場調合材料 ・既調合材料

既調合材料  
・設ける 施工箇所 ( ) 形状 (※図示による )  
・設けない

[6.15.5] 壁面の仕上げ厚又は全塗厚が25mmを超える場合の地下処理

[6.15.6] 床の目地  
・設ける  
※2階程度 (最大目地間隔 ※3m程度)  
・目地の種類  
・設ける  
・設けない

・ タイル張り [6.16.2]

・ セメントモルタルによるタイル (セラミックタイル) 張り [6.16.3]

[6.16.4] 壁タイル張りの工法  
内装タイル ・ 密着張り ・ 改良圧着張

内装タイル以外のユニットタイル  
・マスウ張り ・ モザイクタイル張り  
・有機接着剤によるタイル (セラミックタイル) 張り

タイルの形状 寸法等

施工箇所	形状寸法 (mm)	再貼りの場合		形状寸法 (mm)	形状	色	耐摩耗性	耐汚損性	耐熱性	耐凍害性	耐塩害性	耐酸性	耐アルカリ性
		適用	適用										
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・
・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・	・

標準的な曲りの設物は一体成形とする  
既調合モルタル (品質・性能・試験方法は別表による)  
モルタル下地としたタイル工事に使用する種付け用  
モルタルとして、セメント、砂等、遅相剤等を予め  
工場において所定の割合に配合した材料とする

既調合目地材 (品質・性能・試験方法は別表による)

標準的な曲りの設物は一体成形とする  
内装タイル接着剤の接着剤のホルムアルデヒド放散量  
※F☆☆☆☆

・ セルフレベル  
リング張り [6.17.2, 3]

7 塗装改修工事

・ 材料 [7.1.3]

壁内で使用する塗料のホルムアルデヒド放散量 ※F☆☆☆☆

防火材料  
塗料の燃焼、更新仕上げは防火材料とする。  
次の塗料を除き防火材料とする。(備考)

下地調整 [7.1.8] [7.2.1]

既存錆止め塗料の鉛含有量調査  
・ 行う ( ) 箇所) ・ 行わない

塗替えRB種の場合の既存塗膜の除去範囲  
・ 図示による ( )

下地調整

下地面の種類	下地調整の種類		ひび割れ部の備考
	塗替え	種別	
木部	※RB種	—	
鉄鋼面	※RB種	—	
塗膜のつき剥離	※RB種	—	
(鋼製構具等)	※RB種	—	
モルタル、プラスチック面	※RB種	・ 行方 ・ 行わない	
コンクリート面 (DP以外)、 ALC(非火災面)	※RB種	・ 行方 ・ 行わない	
押出成形セメント板面	・ RB種 ・ RB種	・ 行方 ・ 行わない	
コンクリート面 (DP)	・ RB種 ・ RB種	・ 行方 ・ 行わない	
せっこうボード面及び その他ボード面	※RB種	—	

・ 素地ごしらえ [7.3.2~7]

錆止め塗料塗りの種類

塗料の種類	塗料の種類		工程の種類	
	塗替え	A種	※C種	※B種
SOP (工程の種類は表7.4.2)	新規見直し	A種	※C種	※B種
EP-G (工程の種類は表7.4.3)	塗替え	※B種 ・ A種	※C種	※B種
DP (工程の種類は表7.4.4)	塗替え	7.4.2(1)(4)(5) による。 (下地調整の種類) による。 (下地調整の種類)	※B種	※B種
SOP (工程の種類は表7.4.5)	塗替え	※A種 ・ B種	※C種	※B種
EP-G (工程の種類は表7.4.5)	鋼製構具等	※B種 ・ A種	※C種	※B種
DP (工程の種類は表7.4.6)	塗替え	C種	※C種	※B種
DP (工程の種類は表7.4.6)	新規	B種	—	—

・ 塗装 [7.5.2~7.13.2]

塗装の種類	塗装面		工程	
	塗替え	A種	※B種	※A種
・ 合成樹脂鋼板ペ イント塗り (SOP)	木部屋外	※B種 ・ ( )	※B種 ・ ( )	—
・ 塗料の種類	木部屋内	※B種 ・ ( )	※B種 ・ ( )	—
※1種	鉄鋼面	※B種 ・ ( )	※B種 ・ ( )	—
※2種	底層のつき剥離 (鋼製構具)	※B種 ・ ( )	※B種 ・ ( )	—
・ クリヤラッカー塗り (CL)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	—
・ アクリル樹脂系非水分散形塗料塗り (NAD)		※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	—
・ 耐熱性塗料塗り (DP)	鉄鋼面	・	—	
	底層のつき剥離	・	—	
	上塗り等 ( ) 級	・	—	
	上塗り等 ( ) 級	・	—	
	コンクリート面及び押出成形セメント板面	・	・ A-1種 ・ B-1種 ・ C-1種	
・ つや合成樹脂 エマルションペ イント塗り (EP-G)	コンクリート面等	※B種 ・ A種	※A種 ・ B種	
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP)	屋内の木部	※B種 ・ A種	※A種 ・ ( )	
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-1)	屋内の鉄鋼面	※B種 ・ A種	※A種 ・ B種	
・ 合成樹脂エマルションペイント塗り (EP-2)	屋内の塗膜のつき剥離	※B種 ・ A種	※A種 ・ B種	
・ ウレタン樹脂エマルションペイント塗り (UC)	合成樹脂エマルション塗料塗り (EP-1)	※B種 ・ A種	※A種 ・ B種	
・ ステンレス	ウレタン樹脂エマルション塗り (UC)	※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	
・ 木材保護塗料塗り (WP)	ステンレス	・ ビグメントステイン塗り ・ オイルステイン塗り (OS)	—	
・ つや合成樹脂エマルションペイント塗り (コンクリート面、 モルタル面、プラスチック面、せっこうボード面、 その他のボード面) の塗替えの場合のしき止め ※改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする	木材保護塗料塗り (WP)	※B種 ・ A種	※B種 ・ A種	
合成樹脂エマルションペイント塗りの塗替えの場合のしき止め ※改修標準仕様書表7.10.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする	つや合成樹脂エマルションペイント塗り (コンクリート面、 モルタル面、プラスチック面、せっこうボード面、 その他のボード面) の塗替えの場合のしき止め ※改修標準仕様書表7.9.1の工程1の下塗りをしき止めシーラーとする	—	—	
・ 高日射反射率塗料塗り 下地調整 (改修標準仕様書表7.2.2) ※RB種 ・ RA種 ・ RC種	高日射反射率塗料塗り 下地調整 (改修標準仕様書表7.2.2) ※RB種 ・ RA種 ・ RC種	—	—	

工程	塗料その他			塗付け量 (kg/m <sup>2</sup> )
	規格番号	規格名称	種類	
	JIS 5676	反射防止塗料	2種	・ 1級 ・ 2級 ・ 3級
クリヤラッカー塗りA種の工程2の適用 ・ 適用しない ・ 適用する (着色剤: ・ 溶剤系着色剤 ・ 油性染料着色剤)				
ウレタン樹脂エマルション塗りの工程1の適用 ・ 適用する ・ 適用しない				
オイルステイン塗りの工程等 ( )				
工事名				
図面名	改修工事特記仕様書 (5) 日付 令和 . . .			
福岡市 局 部 課				
No. 6				



8	<p>1. 既存部分の撤去等 [8.21.2][8.22.2][8.23.2][8.24.4][8.25.2][8.26.5][8.27.2]</p> <p>2. 既存部分の処理 [8.21.3][8.22.3][8.23.3][8.26.6][8.27.3]</p> <p>3. 既存柱の撤去等 [8.28.2]</p>	<p>(1節 共通事項) 既存構造体の撤去 撤去範囲 ・ 図示による ( )</p> <p>はつり出した鉄筋及び鉄骨の配置 ・ 図示による ( )</p> <p>既存構造体コンクリート面の目荒らしの程度 ・ 既存柱・梁面 ・ 打継ぎ面等の15～30%程度に、平均深さ 2～5mm (最大7mm) 程度の凹凸を全体にわたってつける。 ・ ( )</p> <p>・ 既存壁 ・ 打継ぎ面の10～15%程度に、平均深さ 2～5mm (最大7mm) 程度の凹凸を全体にわたってつける。 ・ ( )</p> <p>・ 撤去範囲及び撤去方法 ・ 図示による ( )</p>	6 塗装 改修工事〔塗〕	<p>9. 機械式継手 [8.4.2]</p> <p>(4節 鉄筋の機械式継手及び溶接継手) 適用箇所 ・ 図示による ( ) H12建告第1463号に適合する性能・A級 ( ) 性能、種類 ( ) 鉄筋相互のあき ・ 図示による ( )</p> <p>施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験 試験対象 ※ 全数 ( ) 試験項目 ( ) 試験方法 ( ) 不合格となった場合の措置 ( )</p> <p>・ 超音波測定試験 試験対象 ( ) ・ 全数 不合格となった場合の措置 ( )</p> <p>適用箇所 ・ 図示による ( ) H12建告第1463号に適合する性能・A級 ( )</p> <p>溶接継手の性能、工法、鉄筋相互のあき ・ 図示による ( )</p> <p>施工完了後の継手部の試験 ・ 外観試験 試験対象 ※ 全数 ( ) 試験項目 ( ) 試験方法 ( ) 不合格となった場合の措置 ( )</p> <p>・ 超音波測定試験 試験対象 ( ) 不合格となった場合の措置 ( )</p> <p>割製補強筋 形状 ( ) 種類の記号 ( ) 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による ( )</p>	7 耐震 改修工事及び 耐震 改修範囲 以外の 躯体 改修工事〔8章〕	<p>14. 構造体用モルタル [8.2.6]</p> <p>構造体用モルタル 圧縮強度 ( ) フロー値 ( )</p> <p>構造体強度補正值 ※ 6N/mm<sup>2</sup> ( )</p> <p>16. 無筋コンクリート [8.11.1]</p> <p>コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ( ) 設計基準強度 ※ 18N/mm<sup>2</sup> ( ) スランプ ※ 15cm又は18cm ( ) 適用箇所 ・ 図示による ( )</p> <p>改修標準仕様書 表8.1.1以外のコンクリートを用いる場合 ( )</p> <p>17. 構造体コンクリートの仕上げ [8.1.4]</p> <p>合板せき板を用いるコンクリートの打直し仕上げ 種別 適用箇所 ・ A種 ・ B種 ・ C種</p> <p>コンクリートの仕上げの平たんさ 種別 適用箇所 ・ a種 ・ b種 ・ c種</p> <p>18. 型枠工事 [8.7.8]</p> <p>打直し仕上げ部の増し打ち厚さ ・ 打直し仕上げの打直し厚さ(外部に面する部分に限る) ・ 20mm ( ) ( ) ・ 打直し仕上げの打直し厚さ(内部に面する部分に限る) ・ 10mm ・ 20mm ( ) ( )</p> <p>19. 型枠の材料 [8.2.7]</p> <p>せき板の材料及び厚さ ・ 合板(※12mm) ( ) ( ) ( )</p> <p>スリーブの材質・規格等 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>20. 型枠の加工及び組立 [8.7.8]</p> <p>シアコネクタをセパレーターとして使用 使用箇所 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>21. コンクリートの打込み工法等 [8.21.8][8.23.5]</p> <p>コンクリートの打設工法の種類 補強工法 打設工法 ・ 現場打ち ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示による ( ) 壁の増設工事 ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 図示による ( ) ・ 図示による ( )</p> <p>・ 柱補強工事 ・ 工法指定なし ・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による ( ) 及び溶接閉鎖 ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による ( ) ・ 図示による ( )</p> <p>・ 工法指定なし ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 図示による ( )</p> <p>鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 柱頭及び柱脚の閉鎖の寸法 ( ) ( )</p> <p>22. 補強後の仕上げ [8.23.7]</p> <p>補強後の仕上げ ・ 図示による ( ) ( ) ( )</p>	8-3 鉄骨 工事	<p>22. 鉄骨製作工場 [8.1.5]</p> <p>鉄骨製作工場の加工能力 ※建築基準法第88条の25に基づき国土交通大臣から構造方法等の認定を取得している鉄骨製作工場又は同等以上の能力のある工場 ・ グレード以上 ・ 監督職員の承擔する工場</p> <p>※ 配置する</p> <p>23. 鉄骨製作工場における 施工管理技術者 [8.1.6]</p> <p>24. 鋼材 [8.2.8]</p> <p>種類等 種類の記号 適用箇所(主要な部分) 規格 ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる ・ JISによる</p> <p>形状及び寸法 ・ 図示による ( )</p> <p>25. 高力ボルト [8.2.9]</p> <p>高力ボルトの種類 ・ トルシア形高力ボルト ・ JIS形高力ボルト ・ 溶融鋳めつき高力ボルト ( )</p> <p>ボルトの寸法 ねじの呼び ・ 図示による</p> <p>ボルトの繰進距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>[8.14.2]</p> <p>摩擦面の性能及び処理 ・ すべり試験の実施(試験方法 ・ すべり係数試験 ・ すべり耐力試験)</p> <p>26. 溶融鋳めつき高力ボルト [8.13.2][8.20.5]</p> <p>ボルトの繰進距離、ボルト間隔、ゲージ等 ・ 図示による ( ) ( ) 摩擦面の処理方法 ・ プラスト処理(表面粗度50μm Rz以上) ・ リン酸塩処理 ( ) ( )</p> <p>27. 溶接材料 [8.2.10]</p> <p>・ 改修標準仕様書 8.2.10(1)(2)による ( )</p> <p>28. スタッド [8.2.11]</p> <p>種類等 ・ 呼び径 呼び長さ(mm) 適用箇所 ・ 16 ・ 19 ・ 22</p> <p>29. 仮組 [8.13.10]</p> <p>仮組を行う範囲 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>30. 溶接作業を行う 技能資格者の [8.15.3]</p> <p>試験の要領 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>31. 溶接接合 [8.15.4][8.15.7]</p> <p>開先の形状 ・ 図示による ( ) ( ) 切断する箇所 ・ 図示による ( ) ( ) 切断範囲 ( ) ・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mm以下を残して直線状に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する 切断面の仕上げ ※ 改修標準仕様書8.15.7(1)(b)②による ( )</p> <p>32. 溶接部の試験 [8.15.12]</p> <p>溶接部の外観試験 ・ 平12建告第1464号第二号に関する外観試験 試験の方法 ・ 「突合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※ 抜き取り検査②</p> <p>・ JASS 6 付則6 [鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験 試験の方法 ・ JASS6 10.4 [受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の採取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする</p>
9-1 鉄筋 工事	<p>4. 鉄筋 [8.2.1]</p> <p>(2節 材料) 鉄筋の種類等 種類の記号 呼び径 (mm) 備考 ・ SD295 ・ SD345</p> <p>5. 溶接金網 [8.2.2]</p> <p>鉄線の形状等 種類 種類の記号 鉄線の形状、網目寸法、鉄線の径 (mm) 使用部位 ・ 溶接金網 ・ 鉄筋格子</p> <p>(3節 鉄筋の加工及び組立)</p> <p>6. 鉄筋の継手及び定着 [8.3.4]</p> <p>鉄筋の継手の方法等 部位 継手方法 呼び径 (mm) ・ ガス圧接 機械式継手 ・ 溶接継手 重ね継手 ・ 重ね継手 ( ) ・ 重ね継手 ( ) ・ 重ね継手 ( )</p> <p>継手位置 ・ 図示による ( )</p> <p>柱及び梁の主筋の重ね継手の長さ ※ 改修標準仕様書 表8.3.2による ・ 図示による ( )</p> <p>耐力壁の重ね継手の長さ ※ 改修標準仕様書8.3.4(3)(7)による ・ 図示による ( )</p> <p>先組工法等の、柱及び梁の主筋の隣り合う継手位置 ・ 同一箇所とする ・ 改修標準仕様書 表8.3.3による</p> <p>鉄筋の定着の長さ ※ 改修標準仕様書 表8.3.4による ・ 図示による ( )</p> <p>折り曲げ定着の方法 ※ 改修標準仕様書8.3.4(5)(イ)の図8.3.3による ( )</p> <p>機械式定着工法 ・ 適用する 適用箇所 ・ 図示による ( )</p> <p>種類 ・ 摩擦圧接接合 ・ 鋼金グラウト固定 ・ 飯倉グラウト固定 ( ) ※ 評定等の評価内容による</p> <p>帯筋組立の形、継手及び定着 ・ 図示による ( )</p>	<p>11. 鉄筋の加工及び組立 [8.21.6][8.22.7]</p> <p>割製補強筋 形状 ( ) 種類の記号 ( ) 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による ( )</p> <p>12. コンクリートの種類 [8.1.3]</p> <p>※ I 期 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 期 (JIS A 5308に適合したコンクリート)</p> <p>気乾単位容積質量による種類及び強度等 ・ 普通コンクリート 設計基準強度 スランプ 気乾単位容積質量 適用箇所 (N/mm<sup>2</sup>) (cm) (t/m<sup>3</sup>) ・ 24 ( ) ・ 2.3程度 ・ ( ) ( ) ・ ( ) ( )</p> <p>構造体強度補正值 ※ 改修標準仕様書表8.2.4による</p> <p>・ 経量コンクリート 設計基準強度 スランプ 気乾単位容積質量 種類 適用箇所 (N/mm<sup>2</sup>) (cm) (t/m<sup>3</sup>) ・ ( ) ( ) ( ) 1種 ・ ( ) ( ) ( ) 2種</p> <p>構造体強度補正值 ※ 改修標準仕様書表8.2.4による</p> <p>セメント [8.2.5]</p> <p>種類 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所 ( ) ・ 高炉セメントB種 適用箇所 ( ) ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 ( )</p> <p>骨材 [8.2.5]</p> <p>フェロニッケルslag骨材、銅slag骨材及び電気炉酸化骨材 ・ 使用する 普通エコセメントを使用するコンクリートの骨材 ・ 再生骨材Hを使用する</p> <p>アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B</p> <p>混和材料 [8.2.5]</p> <p>・ 混和剤 混和剤の種類 ※ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による ( ) ・ 混和材 混和剤の種類 ※ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による ( ) 改修標準仕様書8.2.5(5)(b)⑥のアーウ以外の混和材料 ・ 混和剤 ( ) ・ 混和材 ( ) 使用方法 ( ) 使用量 ( )</p>	8-2 コン クリ ート 工事	<p>10. 溶接継手 [8.4.3]</p> <p>溶接継手の性能、工法、鉄筋相互のあき ・ 図示による ( )</p> <p>11. 鉄筋の加工及び組立 [8.21.6][8.22.7]</p> <p>割製補強筋 形状 ( ) 種類の記号 ( ) 呼び径、曲げ直径、ピッチ ・ 図示による ( )</p> <p>12. コンクリートの種類 [8.1.3]</p> <p>※ I 期 (JIS A 5308への適合を認証されたコンクリート) ・ II 期 (JIS A 5308に適合したコンクリート)</p> <p>気乾単位容積質量による種類及び強度等 ・ 普通コンクリート 設計基準強度 スランプ 気乾単位容積質量 適用箇所 (N/mm<sup>2</sup>) (cm) (t/m<sup>3</sup>) ・ 24 ( ) ・ 2.3程度 ・ ( ) ( ) ・ ( ) ( )</p> <p>構造体強度補正值 ※ 改修標準仕様書表8.2.4による</p> <p>・ 経量コンクリート 設計基準強度 スランプ 気乾単位容積質量 種類 適用箇所 (N/mm<sup>2</sup>) (cm) (t/m<sup>3</sup>) ・ ( ) ( ) ( ) 1種 ・ ( ) ( ) ( ) 2種</p> <p>構造体強度補正值 ※ 改修標準仕様書表8.2.4による</p> <p>セメント [8.2.5]</p> <p>種類 ※ 普通ポルトランドセメント、高炉セメントA種、シリカセメントA種又はフライアッシュセメントA種 適用箇所 ( ) ・ 高炉セメントB種 適用箇所 ( ) ・ フライアッシュセメントB種 適用箇所 ( )</p> <p>骨材 [8.2.5]</p> <p>フェロニッケルslag骨材、銅slag骨材及び電気炉酸化骨材 ・ 使用する 普通エコセメントを使用するコンクリートの骨材 ・ 再生骨材Hを使用する</p> <p>アルカリシリカ反応性による区分 ※ A ・ B</p> <p>混和材料 [8.2.5]</p> <p>・ 混和剤 混和剤の種類 ※ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(a)による ( ) ・ 混和材 混和剤の種類 ※ 改修標準仕様書 8.2.5(4)(b)による ( ) 改修標準仕様書8.2.5(5)(b)⑥のアーウ以外の混和材料 ・ 混和剤 ( ) ・ 混和材 ( ) 使用方法 ( ) 使用量 ( )</p>	8章	<p>21. コンクリートの打込み工法等 [8.21.8][8.23.5]</p> <p>コンクリートの打設工法の種類 補強工法 打設工法 ・ 現場打ち ・ 工法指定なし ・ 全ての増設壁 ・ 図示による ( ) 壁の増設工事 ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 図示による ( ) ・ 図示による ( )</p> <p>・ 柱補強工事 ・ 工法指定なし ・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による ( ) 及び溶接閉鎖 ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 全ての柱補強部分 ・ 図示による ( ) ・ 図示による ( )</p> <p>・ 工法指定なし ・ 流込み工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 圧入工法 ・ 8.21.8(1)(7)、(2) ・ 図示による ( )</p> <p>鋼板巻き工法及び帯板巻き付け工法での型枠等 柱頭及び柱脚の閉鎖の寸法 ( ) ( )</p> <p>22. 補強後の仕上げ [8.23.7]</p> <p>補強後の仕上げ ・ 図示による ( ) ( ) ( )</p>	8章	<p>29. 仮組 [8.13.10]</p> <p>仮組を行う範囲 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>30. 溶接作業を行う 技能資格者の [8.15.3]</p> <p>試験の要領 ・ 図示による ( ) ( )</p> <p>31. 溶接接合 [8.15.4][8.15.7]</p> <p>開先の形状 ・ 図示による ( ) ( ) 切断する箇所 ・ 図示による ( ) ( ) 切断範囲 ( ) ・ 鋼製エンドタブ、裏当て金等は、梁フランジの端から5mm以下を残して直線状に切断する。 なお、切断線が交差する場合は、交差部をアール状に加工する 切断面の仕上げ ※ 改修標準仕様書8.15.7(1)(b)②による ( )</p> <p>32. 溶接部の試験 [8.15.12]</p> <p>溶接部の外観試験 ・ 平12建告第1464号第二号に関する外観試験 試験の方法 ・ 「突合わせ継手の食い違いのずれの検査・補強マニュアル(鉄骨製作管理技術者登録機構)」3.5.2 受入検査による ・ 抜き取り検査① ※ 抜き取り検査②</p> <p>・ JASS 6 付則6 [鉄骨精度検査基準]の付表3「溶接」に関する試験 試験の方法 ・ JASS6 10.4 [受入検査] e. 溶接部の外観検査(1)から(5)までによる。 ただし、完全溶込み溶接部の外観検査の採取箇所は、超音波探傷試験の試験箇所と同一とする</p>
工事名		改修工事特記仕様書 (7)		日付	令和 . .			
福岡市 局 部 課					No.	8		

7 耐震改修工事及び耐震改修範囲以外の躯体改修工事(巻二)(続き)	32. 溶接部の試験 [8.15, 12]	完全溶込み溶接部の超音波探傷試験 ・ 工場溶接の場合 ※ 全数 ・ ( ) ・ 工場現場溶接の場合 ※ 全数 ・ ( )
	33. 錆止め塗装 [8.17, 2]	塗料の種類 耐火被覆材の接着する面の塗装範囲 ・ 図示による ( ) ・ ( ) 耐火被覆材の接着する面以外の塗装範囲 ※改修標準仕様書8.17.2(1) (7)~(9)による ・ 図示による ( ) ・ ( )
	[8.17, 4]	塗料の種類 下記以外の鉄鋼面は、7章「塗装改修工事」による ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の鋼製スリープで鉄骨に溶接されたもの 内側の錆止め塗料の種類 ※ A種 ・ ( ) ・ 耐火被覆材が接着する面の塗料の種類 ・ ( )
	34. 耐火被覆 [8.18, 2]~[8.18, 8]	種類、材料、工法等 種 類 ・ 材料・工法 性能(耐火時間) 適用箇所(部位・部分) ・ 乾式吹付け ロックウール ・ 半乾式吹付け ロックウール ・ 耐火材吹付け ・ 湿式ロックウール ・ 繊維混入けい酸 ・ 耐火板張り カルシウム板 ・ 耐火材巻付け ・ 高断熱ロックウール ・ ラス張り ・ モルタル塗り ・ 耐火塗料
35. 鉄骨プレースの設置工事 [8.22, 9]	プレース設置工事後の仕上げ ・ 図示による ( ) ・ ( )	
8-4 あと施工アンカー工事	36. あと施工アンカー [8.2, 4]	材料等 ・ 金属系アンカー ・ 引張耐力 ・ kN ・ 図示による ( ) ・ セン断耐力 ・ kN ・ 図示による ( ) アンカー本体の径及び埋込み長さ ・ 図示による ( ) セット方式 ※ 本体打込み式改良型 ・ ( ) 接合筋の種類、径、長さ ・ 図示による ( ) ・ 性能確認試験 試験方法及び試験数 ・ 図示による ( ) ・ 接着系アンカー ・ 引張耐力 ・ kN ・ 図示による ( ) ・ セン断耐力 ・ kN ・ 図示による ( ) アンカーの種類 ※ カプセル方式回転打撃法 アンカー筋の径及び埋込み長さ ・ 図示による ( ) アンカー筋の種類 ・ 図示による ( ) アンカー筋の新設壁内への定着の長さ ・ 図示による ( ) ・ 性能確認試験 試験方法及び試験数 ・ 図示による ( )
	37. 穿孔 [8.12, 4]	埋込み配管等の探査方法 鉄筋探知器(金属探知器)により探査し、鉄筋、配管類の位置に墨出しを行う はつり出しによる ( )
8-5 グラウト(連続繊維補強)工事	38. 施工確認試験 [8.12, 7]	試験方法 ※ 引張試験機による引張試験 確認強度 ・ 図示による ( )
	39. 柱底均しモルタル及びグラウト材 [8.2, 12]	・ 柱底均しモルタル ※ 無収縮モルタル ・ ( )
40. 連続繊維シート [8.2, 13] [8.24, 6]	連続繊維の材料 ・ 炭素繊維 ・ アラムド繊維 ・ ( ) 引張強度(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm <sup>2</sup> ・ ( ) ヤング係数(含浸硬化後) ・ ( ) N/mm <sup>2</sup> ・ ( ) ・ 下地処理 ・ ひび割れ部改修 範囲 ・ 図示による ( ) 工法の種類 ・ 図示による ( ) ・ 柱及び梁の隅角部の面取りの大きさ ・ 図示による ( )	

8 環境配慮改修工事(巻二)	41. 仕上げ [8.24, 7]	連続繊維補強材の強度試験 ・ 引張強度試験 ※ JIS A 1191 (コンクリート用連続繊維シート)の引張試験方法)による ・ ( ) 試験数量 ・ 図示による ( ) ・ ( ) ・ 付着強度試験 ※ JIS A 6909 (建築用仕上塗材)による ・ ( ) 試験数量 ・ 図示による ( )	
		42. 耐震スリットの方式、幅及び深さ [8.25, 2]	方式 ・ 完全 ・ 部分 幅及び深さ ・ 図示による ( ) ・ ( ) 設置箇所 ・ 図示による ( )
		43. 耐震スリット [8.25, 2]	・ 耐火材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による ( ) ・ 遮音材 使用箇所及び仕様 ・ 図示による ( ) 撤去部の補修 ※ 撤去材と同一材で補修 ・ ( )
		44. 埋戻し及び盛土 [8.28, 3]	材料及び工法 ・ 材料 ( ) ・ 工法 ( ) ※ 改修標準仕様書表8.28.11による ・ A種 適用場所 ( ) ・ B種 適用場所 ( ) ・ C種 適用場所 ( ) 土質 ( ) 受渡場所 ( ) ・ D種 適用場所 ( )
8-8 土工事及び地業工事	45. 地業工事 [8.2, 15] [8.28, 4]	建設発生土の処理 ※ 構外搬出適切処理 ・ 構内指定場所に堆積 ・ 構内指定場所に敷き均し	
		試験及び報告書 試験機の位置、本数及び寸法並びに施工方法 ・ 図示による ( ) 杭の載荷試験の方法 ・ 図示による ( ) 杭の載荷試験報告書の記載事項 ・ ( ) 地盤の載荷試験の方法 ・ 図示による ( ) 地盤の載荷試験報告書の記載事項 ・ ( )	
46. 砂利地業 [8.2, 15] [8.28, 4]	杭地業 杭の工法、種類、寸法、施工方法等 ・ 図示による ( ) 支持層の位置及び土質(基礎ぐい先の先端位置含む) ・ 図示による ( ) 杭の溶接継手 技能資格者の技量 ・ 図示による ( ) 溶接部の確認 ・ 図示による ( )		
	杭頭処理 ・ 処理しない ・ 処理する 処理方法(切断ともなう補強方法含む) ・ 図示による ( )		
47. 捨コンクリート地業 [8.2, 15] [8.28, 4]	支持層への根入れ長さ ・ ( ) 水平方向の位置ずれ ・ 杭径の1/4かつ100mm以下 ・ 評定等の評面内容による ( ) 記録する施工状況等 ・ 図示による ( )		
	材料 ・ 再生クラッシュラン ・ 切込砂利又は切込砕石 砂利厚さ ※ 60mm ・ ( ) 捨コンクリートの厚さ ※ 50mm ・ ( ) コンクリートの種類 ※ 普通コンクリート ・ ( ) 設計基準強度 ※ 18N/mm <sup>2</sup> ・ ( ) スランプ ※ 15cm又は18cm ・ ( )		

8 環境配慮改修工事(巻二)	1. 一般事項 [9.1, 1]	(1節 石綿含有建材の除去工事) 適用基準 ※ 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」(福岡市財政局) 石綿含有建材除去後の仕上げ工事 ※ 図面図示による 石綿粉じん濃度測定 ※ 行う(測定箇所数( )箇所) ・ 行わない 測定は、「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」に定める方法をもとに 監督員と協議する。除去工事を行う当該建物の敷地境界において、規制のある場合はその規制に従う。		
		2. 除去工事共通事項 [9.1, 2]	石綿作業主任者、特別管理産業廃棄物管理責任者を選定した際は、資格証明書(写しでも可)を監督員に提示する。	
		3. 石綿含有吹付け材除去工事 [9.1, 3]	除去工法 ※ 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 ※ 9.1.3(2) (7)による 処分方法 ※ 管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・ 中間処理(溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化	
		4. 石綿含有保温材等の除去 [9.1, 4]	除去工法 ※ 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 ※ 原形のまますべらし ・ 9.1.3による(すべらし以外の場合、石綿含有吹付け材に準ずる) 処分方法 ※ 管理型最終処分場で特別管理型産業廃棄物として埋立処分 ・ 中間処理(溶融処理又は無害化処理) 飛散防止措置 ※ 湿潤化 ・ 固形化	
5. 石綿含有成形板等の除去 [9.1, 5]	除去工法 ※ 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 処分方法 ・ せつこうボード ※ 管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・ 成形板等(せつこうボード'除く) ※ 安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 ・ 中間処理(溶融処理又は無害化処理)			
	6. 石綿含有外壁仕上げ塗材の除去 [9.1, 6]	除去工法 ※ 「アスベスト(石綿)除去改修工事仕様書」 処分方法 ※ 安定型もしくは管理型最終処分場で石綿含有産業廃棄物として埋立処分 (2節 外断熱改修工事)		
7. 材料 [9.2, 2]	断熱材の種類	材料名	種 類	厚さ(mm)
	外装材の種類			
8. 既存外壁の処置 [9.2, 3]	既存外壁仕上材の除去	あり	なし	
	下地面の清掃	行う	行わない	
9. 工法 [9.2, 4]	欠損部の改修工法	( )		
	建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 図示による ( ) 不陸等の下地調整 ・ ( )			
11. 断熱材打込み工法 [9.3, 2]	断熱材の施工	断熱材製造所の仕様による ・ ( )		
	外装材の施工	・ 外装材製造所の仕様による ・ ( )		
12. 断熱材現場発泡工法 [9.3, 3]	透気層の有無	あり( mm) ・ なし		
	外装材の外壁への取付け	・ 図示による ( )		
13. 断熱材後張り工法 [9.3, 4]	笠木の施工	改修特記仕様書第3章 アルミニウム製笠木による ・ ( ) (3節 断熱・防露改修工事) フェノールフォーム断熱材又は保温材、接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 開口部等補修のための張付け用の接着剤のホルムアルデヒド放散量 ※ F☆☆☆☆ 断熱材 JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材の種類 厚さ(mm) ・ ( ) 施工場所 ・ ( )		
	断熱材の種類	・ A種1 ・ A種1H ・ ( ) 吹付け厚さ(mm) ・ 25 ・ 30 ・ ( ) 施工箇所 ・ 図示による ( )		

13. 断熱材後張り工法 [9.3, 4]	断熱材の種類	JIS A 9521に基づく発泡プラスチック断熱材 厚さ(mm) ・ ( ) ・ 断熱材にせつこうボード等を張り付けたパネル材料(改修標準仕様書)の厚さ(mm)	
	張り付け工法	断熱材の張り付け工法 ・ ( ) 断熱材へのボードの張付け工法 ・ ( ) (4節 屋上緑化改修工事)	
	14. 材料 [9.4, 2]	補強基礎及び材料 ・ 屋上緑化重量システム ・ 芝及び地盤処理の種類等 ※ 図示による ( ) 見切り材、舗装材、排水孔、マルチング材等 ※ 図示による ( ) (品質・性能、試験方法は別表による)	
	15. 工法 [9.4, 3]	建築基準法に基づき定まる風圧力に対応した工法 ・ 図示による ( ) かん水装置 ・ 設置する(種類・ ) 既存保護層の撤去 ・ 行う ・ 行わない 新植した芝及び地被類の枯損期間の枯損償 ※ 引渡しの日から1年 ・ ( ) (5節 透水性アスファルト舗装改修工事)	
16. 新植芝及び地被類の枯損償 [9.4, 4]	17. 既存舗装の撤去及び再利用 [9.5, 2]	※ 図示による ( )	
	18. 路床 [9.5, 3]	路床の材料	
18. 路盤 [9.5, 4]	種別	材料	厚さ(mm)
	・ 盛土	・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ 建設汚泥から再生した処理土	・ 図示による ( )
18. 路盤 [9.5, 4]	・ 凍上抑制層	・ 再生クラッシュラン ・ クラッシュラン ・ 切込み砂利 ・ 砂 ・ ( )	・ 図示による ( )
	・ フィルター層	・ 砂 ・ ( )	・ 図示による ( )
18. 路盤 [9.5, 4]	凍上抑制層に用いる材料に砂を用いる場合の粒度試験	・ 行う ・ 行わない ・ 路床安定処理	
	安定処理の方法	・ 置き換え工法 ・ 安定処理工法	
18. 路盤 [9.5, 4]	路床安定処理用添加材料	種類 ・ 普通ポルトランドセメント ・ 高炉セメント種 ・ フライアッシュセメントB種 ・ 生石灰( ・ 特等 ・ 1等) ・ 消石灰( ・ 特等 ・ 1等)	
	試験	路床土の支持力比(BR)試験 ・ 行う ・ 行わない 路床締固め度の試験 ・ 行う ・ 行わない 現場BR試験 ・ 行う ・ 行わない	
18. 路盤 [9.5, 4]	路盤の厚さ	・ 図示による ( )	
	路盤材料(改修標準仕様書表9.7.31による種別)	・ クラッシュラン ・ 粒度調整砕石 ・ 再生クラッシュラン ・ 再生粒度調整砕石 ・ クラッシュラン鉄鋼スラグ ・ 粒度調整鉄鋼スラグ ・ 水硬性粒度調整鉄鋼スラグ	
19. 舗装の構成及び仕上げ [9.5, 5]	舗装の構成	・ 図示による ( )	
	20. 試験 [9.5, 9]	開粒度アスファルト混合物等の抽出試験 ・ 行う ・ 行わない 舗装の平たん性 ※ 著しい不陸がないもの ・ ( )	

<p><b>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</b></p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項〇印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</li> <li>・ 工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</li> </ul> <p>2. 現場代理人の常駐義務期間期間について</p> <p>1. より現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</li> <li>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</li> <li>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</li> <li>※ 工事の全部の施工を一時的に中止している期間</li> <li>※ 工場製作のみが行われている期間</li> </ul> <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について</p> <p>工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。</p> <p>ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間）</li> <li>なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</li> <li>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日とする。</li> <li>※ 工事の全部の施工を一時的に中止している期間</li> <li>※ 工場製作のみが行われている期間</li> </ul> <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> <li>○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> <li>○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> </ul> <p>5. 特別監理技術者の配置について（該当事項〇印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。</li> <li>○ 本工事は、次の要件に該当する場合、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。 <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合</li> </ul> </li> </ul> <p><b>Ⅳ. 施工体制の確認</b></p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会実施体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会実施体系図)</p> <p>① 施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>② 工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>1 10.その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処置</p> <p>監理課、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い</p> <p>書類が完了するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース</p> <p>虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p><b>Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力</b></p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等の必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。</p> <p><b>Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い</b></p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの</li> <li>② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの</li> <li>③ その他上記に準ずる重要なもの</li> </ol> <p><b>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</b></p> <p>【適用】（適用事項〇印）</p> <p>○ 地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事箇所にて地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。特に、破損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</li> <li>② 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。</li> <li>③ 地下埋設物の確認については、別様様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</li> </ol> </li> <li>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 工事箇所にて近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</li> <li>② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p>・ オールケーシング工事の場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業中止の判断基準について <ol style="list-style-type: none"> <li>① オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</li> <li>② オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに打ち上がったことがなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</li> <li>③ 工事の施工中に上記1. 2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</li> <li>④ 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</li> </ol> </li> </ol> <p><b>Ⅷ. 熱中症対策</b></p> <p>受注者は、熱中症対策として、以下の項目を実施する場合は、使用や費用が分かる資料（カタログ・見積書）を監督員に提出の上、必要な設置期間等を協議することとし、その費用については設計変更の対象とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 遮光ネット（足場に設置するものに限る）</li> <li>(2) ドライミスト</li> <li>(3) 暑さ指数（WBGT値）の計測装置</li> </ol> <p>なお、上記熱中症対策の実施後、実績が分かる資料（写真等）を監督員に提出すること。</p>	<p><b>Ⅹ. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書</b></p> <p>1. 快適トイレの設置の試行</p> <p>受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。</p> <p>(1)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレを求める仕様仕様】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式便座</li> <li>(2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）</li> <li>(3) 臭い遮断防止機能（フッパ―機能）</li> <li>(4) 必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をすること</li> <li>(5) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）</li> <li>(6) 衣類かけ等のフック付。又は、荷物を置き場設備機能（耐荷重5kg以上）</li> <li>(7) 現場に男女がいる場合に男女別々の明確な表示</li> <li>(8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレも含め入口が直接見えにくいような設置等）</li> <li>(9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）</li> <li>(10) 鏡付きの洗面台</li> <li>(11) 便座除菌シート等の衛生用品</li> </ol> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）</li> <li>(13) 換気装置</li> <li>(14) 着替え音（フィッティングボード等）</li> <li>(15) フラッパー機能の多重化</li> <li>(16) 窓など室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）</li> </ol> <p>2. 設置に要する費用</p> <p>設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあたっては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基<sup>2</sup>/基/工事までとする。また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。</p> <p><b>Ⅺ. 法定外の労災保険の付保</b></p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p> <p><b>Ⅻ. 情報共有システム活用の試行</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。</li> <li>2 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。</li> <li>3 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。</li> </ol> <p><b>Ⅼ. 週休2日工事</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 週休2日工事について</li> </ol> <p>本工事は、週休2日工事であり、週休2日（4週8日以上）を前提とした工期を設定している。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>2 費用補正について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 4週8日以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる場合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成している</li> <li>② 4週8日以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）：補正係数1.05</li> </ol> </li> <li>3. 部分的交替制（試行）について <ol style="list-style-type: none"> <li>① 受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。</li> </ol> </li> <li>4. その他 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する統括安全衛生管理業務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。</li> <li>② 「福岡市福祉工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（「福岡市ホーム」創業・産業・ビジネス）公共工事・技術情報） 公共工事の技術情報 &gt; 週休2日工事）</li> </ol> </li> </ol> <p><b>Ⅽ. 建設発生土 指定処分場</b></p> <p>本工事の残土は、〇〇〇〇に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。</p> <p>(1) 受け入れ場所</p> <p>住所：〇〇市〇〇区〇〇番地 施設名称：〇〇</p> <p>(2) 運搬距離</p> <p>受入地までの運搬距離は、L=〇〇kmとする。</p> <p>なお、これにより難い運搬が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</p>	<p><b>XIV. 建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書</b></p> <p>1. 建設キャリアアップシステム活用工事について</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の対象工事である。</p> <p>実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。</p> <p>実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。</p> <p>（「福岡市ホーム」創業・産業・ビジネス &gt; 公共工事・技術情報 &gt; 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事）</p> <p><b>XV. 猛暑による作業不能日数</b></p> <p>1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項〇印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本工事は、猛暑による作業不能日数を〇日間見込んでいる。</li> <li>なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単位で全作業を中断し、又は現場を閉所した時間を算定し、日数に換算したものを（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</li> <li>・ 本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条件第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。</li> </ul>
<p>工事名</p> <p>図面名</p> <p>福岡市 局 部 課</p>	<p>改修工事特記仕様書（9）</p> <p>日付 令和 . .</p> <p>No. 10</p>		

# 建築改修工事監督基準

**主 旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

**一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

**監督業務** 本工事受注者は本監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承認、指示、協議等を受けなければならない。

工 種	監 督 項 目			工 種	監 督 項 目																		
	区 分	事 項	処 理		区 分	事 項	処 理																
一般共通事項	現場管理	図様	協議	コンクリート工事	準備	打設計画	承諾																
		略称の変更	指示			コンクリート工場	承諾																
		別途工事	指示			コンクリート配合計画書	承諾																
		発生材の処理	指示			鉄筋	承諾																
		災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議			型枠（せき板）	承諾																
		実施工程表	承諾			混和材料	承諾																
	工程管理	施工計画書	承諾		鉄筋組立	検査																	
		施工図・現寸図・見本	承諾		ガス圧接	検査																	
		色・柄	指示		型枠組立	検査																	
		記録等	指示		打込み	報告																	
		管理	協議		型枠取外し	承諾																	
		試験所	承諾		試験（材料28日強度試験は公的機関）	指示																	
仮設工事	施工	電気保安技術者	承諾	金網工事	準備	電気技能士	承諾																
		電機保安技術者	承諾			製作工場	承諾																
		技能士	承諾			施工管理技術者	承諾																
	土工事	施工	編織り		検査	建築工事	準備	溶接管理技術者	承諾														
			ベンチマーク		検査			溶接管理技術者	承諾														
			遠方		検査			溶接技能資格者	承諾														
		準備	危険物貯蔵所		承諾		内装工事	施工	溶接機台	検査													
			根切り底		検査				スタッド溶接	検査													
			地中埋設物		協議				コンクリートブロック	承諾													
			埋戻し・盛土		協議				A.L.Cパネル	承諾													
			杭心（コラム心）		検査				押出成形セメント板	承諾													
			施工中の異状		協議				コンクリートブロック積み	承諾													
地業工事	準備	工法	協議	養生工事	準備	製品受入	検査																
		溶接技術者等	承諾			建方完了	検査																
		材料	検査			高力ボルト接合	承諾																
		施工	試験杭（試験掘削）			立会	溶接機台	検査															
			支持地盤			検査	スタッド溶接	検査															
			建込み			立会	コンクリートブロック	承諾															
	完了		検査		A.L.Cパネル	承諾																	
	杭の精度		指示		押出成形セメント板	承諾																	
	施工記録		報告		コンクリートブロック積み	承諾																	
	地盤改良工事	準備	施工管理技術者		承諾	防水工事	準備	防水仕様	承諾														
			材料		承諾			鉄筋	承諾														
			施工		試験掘削			立会	保証書	承諾													
鉄筋加工組立				検査	石材			承諾															
コンクリート打設				立会	工法			承諾															
深さ・支持地盤				検査	割り付			承諾															
施工記録		報告		陶磁器質タイル	承諾																		
溶出試験		指示		工法	承諾																		
地盤改良工事		施工	固化材・添加量	承諾	石工事		準備	割り付	承諾														
			深さ・支持地盤	検査				陶磁器質タイル	承諾														
			施工記録	報告				工法	承諾														
			地盤改良工事	施工				外観の確認	報告	タイル工事	準備	割り付	承諾										
	接着力試験					指示		溶出試験	指示														
	地盤改良工事					施工		接着力試験	指示			その他	準備	固化材・添加量	承諾								
地盤改良工事		施工			固化材・添加量		承諾	その他	準備					深さ・支持地盤	検査								
					地盤改良工事		施工							深さ・支持地盤	検査	その他	準備	施工記録	報告				
														地盤改良工事	施工			施工記録	報告	その他	準備	外観の確認	報告
			地盤改良工事	施工						外観の確認	報告							その他	準備			接着力試験	指示
										地盤改良工事	施工											接着力試験	指示

注1) ○印をしたものは本工事における監督項目を示す。  
 注2) 上表の○を付したものでなくても監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

## 工事区分表

- 1) 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 2) 工事区分表は○印のついたものを適用する（特記ある場合は除く）

### 共通事項

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体共通部（設備工事用）の構造筋工事	○					
同上用スリーブ並びに箱入れの穴埋補修（仕上げは除く）		○	○	○		
床土機器用コンクリート基礎工事	○					
床土機器用コンクリート仕上げ	○					
設備配管吊りボルト用インサート類		○	○	○	○	○
吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
同上穴明工事		○	○	○		
防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生		○	○	○		
鉄骨造（SRC造も含む）鉄骨貫通部開口（設備工事用）と補強	○					
機器操作室への一次側電源供給工事				○		
煙導管製作取付、煙突接続（空燃耐材材詰め含む）（発電用含む）			○	○	○	
A.L.C板穴名工事（設備工事用）	○					
A.L.C板貫通部の補修（設備工事用）	○					
鉄骨耐火被覆（ロックウール成形板等）の穴明（設備工事用）	○					
音振器具類（衛生器具）取付の枠組と補強（木造、プレハブ、SRC等）	○					

### 建築工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプチャフ、及び天井の点検口製作取付	○					
建物内の排水溝並びに配管配線用ビット及び、各水槽の蓋製作取付	○					
建物外壁に取付く、ガラリ（吸気・排気）の製作取付（防虫網取付可型型）（ダクト接続型）	○					
ドア並びに開閉装置のガラリ、製作取付	○					
壁付換気扇の取付用穴明	○					
壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
コンクリート造のチェンバ及びダクト（消音、保溫共）	○					
ルーフトレーン及び縦樋（GL-200迄）	○					
縦樋以図配管（継ぎを含む）	○		○			
建物廻り雨水側溝の接続（側溝と側溝）工事	○					
建物廻り側溝以降の雨水排水設備			○			
厨房内排水溝						
サービスタンク、油ポンプ廻り防油措置等	○					
二重スラブ内連通管及び通気管（湧水槽等）	○					
煙突工事（内部ライニング含む、コンクリート躯体）	○					
煙突内部排水配管（目皿含む）			○			
汲取便槽	○					
同上煙突	○					
身障者用便所の手すり						
照明付化粧鏡への電源接続工事				○		
空調機の間接排水配管工事（トラップは機器工事）			○			
屋上集熱器設備工事			○			

### 電気工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
同上に伴う補強						
天井埋込器具取付箇所ボード切込				○		
同上に伴う下地補強						
埋込器具等の取付又はボード切込				○		
同上に伴う補強	○					
自立盤、トランス、発電機等のコンクリート基礎	○					
同上コンクリート基礎仕上げ	○					
発電機調圧水槽及び冷却水槽への給水管			○			
別途工事箇所取付	○	○	○	○	○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○	○	○	○

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続（直接接続に限る）回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、隠運動機取付				○		
同上に伴う二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、遮音材等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上げ	○					
配管類の防火区画貫通部の補修				○		
防火扉用レリーズの取付				○		
防火シャッター、防火扉用レリーズの取付				○		
防火ダンパー用レリーズの取付			○			
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付				○		
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ビット	○					
同上用差	○					
電動巻線機	○					
同上電線接続及び操作スイッチ取付				○		

### 衛生工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	○					
同上用箱蓋工事	○					
大便器用箱入れ位置（置出し）				○		
清気ボックス用箱入れ（補修は除く）				○		
同上用箱蓋工事				○		
高架水槽用架台				○		
高架水槽用基礎（仕上げ共）	○					
ステンレス流し台（V.P管接続用トラップ含む）	○					
同上流し排水用接続				○		
流し台各種流し台（人研・コンクリート等）	○					
同上流し排水トラップ取付				○		
洗濯機用パン（排水トラップ共）				○		
グリーストラップ（既製品）				○		
浴槽並びに風呂釜	○					
ハロン清化設備（ガス圧ダンパー制御設備含む）				○		
同上制御盤の1次側配線、配管（電源供給）				○		
ハロン清化設備連動のファン等の停止回路				○		
化粧箱及び化粧鏡				○		
清気ボックスの起動回路及び表示灯回路				○		
清気ボックスの起動押ボタン及び表示灯取付並びに配線、配管				○		
清気ボックスの取付				○		
排水流及び簡易水流の便器	○					
同上用便器（取付共）				○		
簡易水洗便器の止水栓（器具接続迄）				○		

### 昇降機工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室床量コンクリート仕上げ並びにスラブ開口及び補強工事	○					
乗降扉（扉、三方枠）取付	○					
同上補修	○					
同上補修後の仕上げ工事	○					
乗降扉取付コンクリート工事	○					
待接用フック取付工事	○					
昇降機中間ビームの取付（鋼構造の場合）	○					
レール取付用フック、プレート共	○					

### 空調工事関係

工 事 項 目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇（取付共）	○					
厨房器具用フード囲い（化粧板含む）	○					
壁付レンジフード（取付共）	○					
厨房タンク基礎（仕上げ共）	○					
別途工事箇所取付	○	○	○	○	○	○
同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○	○	○	○

工事名	改修工事特記仕様書（10）		日付	令和
図面名	福岡市 局 部 課			
No.	11			

外壁改修工事特記仕様書（令和5年4月改定版）	
<b>I 工事概要</b>	
1. 工事名称	
2. 工事場所	福岡市 区
3. 工事期間	契約締結の日から 工事着工しない日 工事着工しない時間帯
4. 工事概要	
5. 別途工事	
6. 契約不適合責任期間	受渡し完了の日から ヶ月間
7. その他	
8. 特記事項	福岡市契約事務規則第3条2項、また福岡市建設工事請負契約約款（以下「契約約款」という。）第3条2項による発注者がその必要がなると認めるものは本工事については下記による。（該当事項○印） ○ 請負代金内訳書 ○ 工程表
9. 安全管理	(1) 設備関連工事等が別途工事となる場合の建築工事受注者は、労働安全衛生法第30条第2項に基づく特定元方事業者とし当該現場の関連事業者を全て、労働災害を防止するための、必要な措置を講じること。 (2) 本工事施工中は、別途工事施工業者と連絡を密にし当該工事関係者と協力し、工事全体の円滑な推進を図るよう建築主体業者が責任を持って指導すること。 (3) 本工事において、アスベスト（石綿）を含有した建材等の除去及び改修工事を行う場合は、福岡市財政局「アスベスト（石綿）除去改修工事仕様書」（最新版）によること。 (4) 警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導員の労働安全防止対策の徹底を図ること。
10. その他	(1) 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。 (2) 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。 (3) 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付するうえ、監督員に提出すること。 (4) 受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面を監督員に提出すること。 (5) 本工事の施工に伴う下記の工事に係る下請人員の選定にあたっては、特段の理由がない限り本市競争入札有資格者名簿の地場登録業者とすること。（該当する工事に○印） ・ 塗装 ・ 防水 ・ 金属製建具 (6) 本工事の施工に伴う工事用資材等の輸送においては、過積載をしないこと。 (7) 部分払を受ける場合は、市長を被保険者とする火災保険その他の保険を付すること。 (8) 本工事の施工においては「建設リサイクル法」に基づき廃棄物の抑制・適正処理を行い、再生資材及び再生資材製品の活用を図ること。 (9) 施工体制台帳等の提出 受注者は、工事を施工するために下請契約を締結した場合は、その金額にかかわらず施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。 また、国土交通省令に従って、各下請負人の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、工事関係者が見やすい場所及び公表が見やすい場所に掲げるとともに、監督員に提出する施工体制台帳に添付すること。 施工体制の確認方法は、「IV. 施工体制の確認」による。 (10) 福岡市契約事務規則第4条1項4号に定める中間技術検査（該当事項○印） ○実施する ○実施しない

II. 建築改修工事仕様	
1. 共通仕様	
(1) 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、全て国土交通省大臣官庁官庁庁務部監修「公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）による。 なお、新築・増築工事を含む場合は「公共建築工事標準仕様書（建築工事編）」（令和4年版）により、解体工事を含む場合は「建築物解体工事共通仕様書」（令和4年版）による。	
2. 特記仕様の適用	
(1) 項目は、番号に○印の付いたものを適用する。 (2) 特記事項は、◎印の付いたものを適用する。 ◎印の付かない場合は、※印の付いたものを適用する。 ◎印と◎印の付いた場合は、共に適用する。 (3) 各項目に記載の〔 〕内表示番号は、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (4) 各項目に記載の（ ）内表示番号は、公共建築工事標準仕様書（建築工事編）の当該項目、当該図又は当該表を示す。 (5) 形状寸法の単位は、特記なき限りミリメートルとする。 (6) 標準仕様書の監督職員は監督員と読み替える。	
3. CADデータ	有 ・無 貸与するCADデータを含む当該工事における施工図及び完成図書を作成するため以外に使用してはならない。これに基づく完成図書、施工図のCADデータの著作権は本市に帰属する。また貸与したCADデータは工事完成検査まで返却すること。

章	項目	特記事項
1 各章共通事項（「1章」）	① 適用基準等	(1) 第1 一般事項 ・ 建築工事標準仕様書（国土交通省大臣官庁官庁庁務部監修 令和4年版） ・ (附) 日本建築学会「鉄筋コンクリート建築物の耐久性能検査・診断及び補修指針（案）「同解説」（1997）の品質基準（案） ※福岡市外壁改修マニュアル（福岡市財政局） ※ 請負金額500万円以上の工事は、監督員の確認を受けた後に、当該工事に関するデータを（一）日本建設情報総合センター（JOCIO）に登録し、下記の区分で10日（土・日曜日を除く）以内に登録し、「登録内容確認書」を監督員に提出すること。 受注時、途中変更時、訂正時、竣工時
	② 工事実績情報（BIM）の登録（リンク先）	〔1.1.4〕
	③ 工事の一時中止に係る事項	〔1.1.9〕
	④ 監督基準	※別紙「建築改修工事監督基準」による ・ 標準仕様書による。 (2) 工事現場図書 ※福岡市建築・設備工事写真撮影要領により提出すること。 (3) 工事現場管理 ・ 適用する ・ 適用しない
	⑤ 工事の記録	〔1.2.4〕
	⑥ 電気保安技術者	〔1.3.3〕
	⑦ 施工条件	〔1.3.5〕
	⑧ 事故報告	〔1.3.10〕
	⑨ 廃棄物の処理等	〔1.3.12〕
	⑩ 環境への配慮	〔1.4.1〕
11. 材料	〔1.4.2〕	
12. 特別な材料の工法	〔1.4.3〕	
13. 事前調査	〔1.5.1〕	
14. 施工数量調査	〔1.6.2〕	

15. 技能士	〔1.7.2〕
16. 完成時の提出図書	〔1.9.1～3〕
17. CALS/E/C 電子納品	
18. 施工図等の取り扱い	
2 仮設工事（「2章」）	
1. 騒音・粉じん等の対策	〔2.1.3〕
2. 足場その他〔2.2.1〕	1) 仮囲い 2) 足場
3. 材料、搬去材等の運搬	〔2.2.1〕
3. 養生	〔2.3.1〕
4. 仮設仕切	〔2.3.2〕 〔表2.3.1〕
5. 監督員事務所	〔2.4.1〕
6. 監督員事務所の備品等	〔2.4.1〕
7. 既存建物との取り合い	
8. 工事用水	
9. 工事用電力	
10. 工事用地復旧	
11. 工事表示板等	
3 防水改修工事（「3章」）	
1. 施工一般	〔3.1.3〕
1-2. 保守管理プレート	
2. 既存下地の処理	〔3.2.6〕
3. 種別及び工種	〔3.3.3〕 〔表3.3.1-1〕 〔表3.3.3-10〕

(7部 施工) ◎適用する（工程については現場説明書を参照） ・ 適用しない (9部 完成図書) ◎提出する（※完成図書等作成要領（福岡市財政局）による） ・ 提出しない ・ 設計経2,000万円以上の工事は対象 ・ 設計経250～2,000万円が指定する工事は対象。 ・ 指定する ・ 指定しない ※福岡市電子納品の手引き（建築・設備工事編）による。 施工図等の著作権に係る、当該建築物に關する著作権は発注者に移譲するものとする。	
(1部 共通事項) ・ 防音パネル (設置範囲) ) ・ 防音シート (設置範囲) ) ・ 防音ネット (採光用) (設置範囲) ) (2部 足場等) 仮囲い ・ 設ける (種類) ) ・ 設けない ) 内側足場 種別 ※結露、足場構造 ) 外側足場 種別 ※柱足場、くさび繫結式足場 ・ 単管足場 ( ) ) 防塵シートによる養生 ※行う ・ 行わない ) ※ 足場を設ける場合は、「手すり先行工法に関するガイドライン」について（「手すり労働省 平成21年4月24日」の「手すり先行工法等に関するガイドライン」）により、足場の組立、解体、変更の作業時及び使用時は常時、全ての作業床について手すり、中さん及び細木の機能を有するものとし、「手すり先行工法による足場の組立・等に関する基準」の2(2)手すり設置方式又は(3)手すり先行専用設置方式により行うこと。 ・ A種 ・ B種 ・ C種 ・ D種 ・ E種 (3部 養生) 既存部分の養生 ※ビニルシート、合板等 ( ) ) 既存資材等の養生 ※ビニルシート等 ( ) ) 備品等の移動 ※行う (図示) ) 仮設仕切り等の種別 種 別 下 地 仕上材 (厚さ mm) 充てん材 塗 装 ・ A種 ※経路鉄骨 ・ 合板 (※9.0 ) ・ ( ) ※無し ) ・ B種 ※木下地 ※せつこうボード (※9.5 ) ・ ( ) ※無し ) ・ C種 ※単管下地 ・ 防炎シート ・ ( ) ※無し ) ・ 仮設扉 ※木製扉 ※合板張り程度 ・ ( ) ※無し ) ・ 仮設扉 ※鋼製扉 ※片面フラッシュ程度 ・ ( ) ※有り ) 設置箇所 ・ 図面示すによる ( ) ) (4部 仮設図書) ・ 設置する ・ 設置しない ) ・ ( m2)程度 ) ・ 設備の種類 ※監督員と協議 ( ) ) ・ 備品等の種類 ( ) ) ・ 備品等の数量 ( ) ) 工事中、接合部その他本工事範囲内部分に汚損を生じた場合は原形に復旧すること。 構内既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる (※有償 ・ 無償) 構外既存の施設 ※利用できない ・ 利用できる (※有償 ・ 無償) ※塵埃、コンクリート屑等を除去し地均しをする。 ・ 塵埃、コンクリート屑等を除去し、凹部に良土を入れ工事用地全面にローラ圧入をする。 ※工事表示板 ※建築許可票 ※労災保険関係立票 ※施工体系図 ※運搬経路表示板	
1) 材料	〔3.3.2〕
2) 施工	〔3.3.4〕
3) 保証期間	(4部 改質アスファルトシート防水)
4. 種別及び工種	〔3.4.3〕 〔表3.4.1-1〕 〔表3.4.1〕
5. 種別及び工種	〔3.5.3〕 〔表3.5.1-1〕 〔表3.5.1〕

令和2年度以降の改定 R2,10,01 公共建築改修工事標準仕様書（平成31年版）、公共建築工事標準仕様書（平成31年版）、外壁改修7-17b（福岡市）による内容改正 R05,04,01 公共建築改修工事標準仕様書（令和4年版）、公共建築工事標準仕様書（令和4年版）、外壁改修7-17b（福岡市）による内容改正	【注 意 事 項】 ※契約用図面をA3サイズに縮小する場合の縮小倍率は、下記のとおり読み替えた上で図面共通とする。 ※A1サイズの場合、1/2とする。 ※A2サイズの場合、7/10とする。	工事名			
図面名	外壁改修工事特記仕様書（1）	日付	令和		
福岡市 局 部 課					No. 2

3 防水改修工事 〔3章〕 〔続〕	1) 材料 〔3.6.2〕	ルーフィングシート (JIS A6008) 種類・厚さ ※表3.5.1から表3.5.3による ( ) 絶縁用シート ※発泡ポリエチレンシート 固定金具の材質・形状・寸法 ※図面図示による ※3.5.2(3)による 断熱材 (断熱工法の場合) 材質 ・機械的固定 ・硬質ウレタン断熱材2種(1号・2号) (透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタン保温板2種(1号・2号) (透湿係数を除く) ・接着工法 ・硬質ウレタン断熱材2種(1号・2号) (透湿係数を除く) ・A種硬質ウレタン保温板2種(1号・2号) (透湿係数を除く) ・B種硬質ウレタン断熱材 (密度及び徐延導率の規格適合品) ・A種B種硬質ウレタン保温材 (密度及び徐延導率の規格適合品) 厚さ ( ) mm ※ 図面図示による
	2) 施工 〔3.6.4〕	立上り部防水層撤去 (POS、POS1工法の場合) ・撤去する (掃修・処置 ※3.2.6(4)(ウ)による) ・撤去しない(掃修・処置 ※3.2.6(4)(ウ)による) 接着工法の目地処理 (フタ付パッキン付下地の場合) ※ 図面図示による フタ付パッキン付下地入隅部の増し張り (S-F1、S1-F1工法の場合) ※ 図面図示による モルタル塗厚 (S-O1工法の場合) ( ) mm 立上り部の保護モルタル塗厚 (S-O1工法の場合) ※7mm ( ) mm
	3) 保証期間	保証期間 ( ) 年間
	6. 種別及び工工程 〔3.6.3-4〕 〔表3.6.1-2〕 〔表3.1.1〕	(6節 塗膜防水) 種類 施工箇所 新規防水層の種類 仕上塗料 ・PO1工法 ・X-1 ・シムルバー ・L4X工法 ・X-2 ・カラー ・P11工法 ・P21工法 ・Y-2
	1) 保証期間	(注)X-1の立ち上がり部全てはX-2工法とする。 屋気装置の種類・設置数量 (X-1工法の場合) ※材料製造所の指定による 仕上塗料の種類・使用量 (X-1、X-2工法の場合) ※材料製造所の仕様による 既存塗膜防水層表面の仕上り塗装 (L4X工法の場合) ・除去する ・除去しない 保護層 (Y-2工法の場合) ・設ける ・設けない 改修用ドレン (POX工法の場合) ・設ける ・設けない 保証期間 ( ) 年間
	7. シーリング改修工法の種類 〔3.1.4〕 〔表3.1.2〕	(7節 シーリング) ※シーリング充填工法 ・シーリング再充填工法 ・拡張シーリング再充填工法 ・ブリッジ工法
	8. 材料 〔3.7.2〕 〔表3.7.1〕	種類 ※表3.7.1による ・ 図面図示による 施工箇所 ※ 図面図示による
	9. 目地寸法 〔3.7.3〕	・ 図面図示による ・ 3.7.3(1)による ( ) mm
	10. シーリング材の試験 〔3.7.8〕	接着性試験 ※簡易接着性試験 ・ 引張接着性試験 (JIS A1439)
	11. 材料・工法 〔3.8.2-3〕 〔表3.8.4〕 〔表3.8.3(4)〕	(8節 とい) 材質 ・ 配管用鋼管 ※硬質ポリ塩化ビニル管 (※カラー ・ 素地) ・ 硬質塩化ビニル管 ( ) 防露材の熱伝導係数: F☆☆☆☆とする 受金物 材質 ※ステンレス ・ 溶融亜鉛めっき鋼板製 取付間隔 ※表3.8.2による ( ) たてどい受金物の取付工法 図示 ※規格13.5.3(4)による 鋼管製といの防露巻工法 ・ 有り (表3.8.4)による ・ 無し 掃除口 ・ 設ける ・ 設けない ルーフトレンの取付け 図示 ※3.8.3(3)による 既存のといその他の撤去・降雨等に対する養生方法 ( )
12. 材料・工法 〔3.9.2-3〕 〔表3.9.1〕	(9節 アルミニウム製笠木) 種類 呼称肉厚(mm) 表面処理 固定間隔 備考 ・250形 1.0以上 ・AB-1種 固定方法及び 隅角部及び突出たり部 ・300形 1.8以上 ・BB-1種 間隔は品質計 等の役物は本体製造所 ・350形 2.0以上 ・ 画で定める の仕様による。 ・100形 板材折曲げ形 笠木本体幅 図面図示 ( ) 板厚 ※2.0mm ( ) 板材折曲げ形の取付工法 図面図示 ( ) 風圧力・積雪量等に対応した工法 ( ) ・ 図面図示による 固定金具の間隔 ( ) ・ 図面図示による 固定方式等 ( ) ・ 図面図示による 既存笠木の撤去、新規アルミニウム製笠木の地下補修工法 ・ 図面図示による ( )	

4 外壁改修工事 〔4章〕	1. 露出鉄筋処理	工法名 記号 鉄筋腐食補修工法 B-1、B-2、B-3、B-4、B-5、B-6、C工法 改修工程 内容 ①鉄筋はつり出し 露出鉄筋部を中心に、必要に応じて健全部分も露出するまではつり出す。 ②錆落とし、清掃 露出鉄筋の錆を、ワイヤブラシ、サゲン等で処理し、アブラを高圧水で洗浄する。 ③プライマー塗布 コントラを露出鉄筋面に粘着性付与材を塗布する。 ④防錆網塗布 鉄筋に防錆網を塗布する。 ⑤埋戻し 断面修復用プライマー材料を充填し、欠損はつり部分を埋戻す。
	2. フラック処理	工法名 記号 フラック材充填工法 (フタ付材) D-1工法 改修工程 内容 ①助け処理 ひび割れ部に沿って電動ワイヤブラシ等を用いて幅10mm程度深さ10~15mm程度に凹部を形成する。 ②清掃 溝内部に付着している切屑、砂じん等をワイヤブラシ、剛毛等で除去する。 ③プライマー塗布 プライマーを溝内部に塗装し、必要に応じて塗布する。 ④シーリング材充填 シーリング材を密着、打機がないように、パッキン、密封剤表面から3~5mm程度低圧で充填し、へきで埋める。 ⑤埋戻し プライマー材料をパッキン、密封剤と合わせて平準に盛り込む。
	3. 浮き処理	工法名 記号 フタ付工法 (可引付材・杉樹脂) D-2工法 改修工程 内容 ①清掃 ひび割れ部に沿ってワイヤブラシ等を用いて、幅50mm程度深さを除去し清掃する。 ②プライマー塗布 剛毛を用いてプライマーを塗布する。 ③可引付材塗布 可とう性球状樹脂をパッキン等から幅10mm、厚さ2mm程度に塗布し、その表面を平準に仕上げます。
	4. 浮き処理	工法名 記号 自動式低圧付杉樹脂注入工法 E-1工法 改修工程 内容 ①清掃 ひび割れ部に沿ってワイヤブラシ等を用いて、幅50mm程度深さを除去し清掃する。 ②注入器具取付 注入器具又は受金をひび割れの中心にようにして、仮止めテープ等で取り付ける。注入間隔は200mm~300mmとする。 ③仮止めテープ処理 ひび割れ部に沿って仮止めテープをパッキン等で幅30mm、厚さ2mm程度に貼る。 ④付杉樹脂注入 杉樹脂を注入器具に入れ、圧力、空気圧等により、注入圧5.0MPa以下で注入する。 ⑤注入後処理 注入完了後は注入器具を取り付けたまま硬化養生を行う。エポキシ樹脂注入材の硬化を見計らい仮止めテープを取り、注入器具を適切な方法で撤去し清掃を行う。
	5. 浮き処理	工法名 記号 充てん工法 (可引付材・杉樹脂) F-1、F-2工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②プライマー塗布 剛毛を用いてプライマーを塗布する。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	6. 浮き処理	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-3工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②プライマー塗布 (貼付けモルタルと下地モルタル間の浮きの場合) 水溜しまたは吸水調整剤の塗布を行った後、浮き下地と杉樹脂の両面にプライマー材料を塗り付け、杉樹脂を塗り付ける。 ③目地詰め プライマー等を用いて、杉樹脂の1/2以下で目地材料を盛り込む。
	7. 浮き処理	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-4工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②プライマー塗布 (貼付けモルタルと下地モルタル間の浮きの場合) 水溜しまたは吸水調整剤の塗布を行った後、浮き下地と杉樹脂の両面にプライマー材料を塗り付け、杉樹脂を塗り付ける。 ③目地詰め プライマー等を用いて、杉樹脂の1/2以下で目地材料を盛り込む。
	8. 浮き処理	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-5工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②プライマー塗布 (貼付けモルタルと下地モルタル間の浮きの場合) 水溜しまたは吸水調整剤の塗布を行った後、浮き下地と杉樹脂の両面にプライマー材料を塗り付け、杉樹脂を塗り付ける。 ③目地詰め プライマー等を用いて、杉樹脂の1/2以下で目地材料を盛り込む。
	9. 浮き処理	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-6工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②プライマー塗布 (貼付けモルタルと下地モルタル間の浮きの場合) 水溜しまたは吸水調整剤の塗布を行った後、浮き下地と杉樹脂の両面にプライマー材料を塗り付け、杉樹脂を塗り付ける。 ③目地詰め プライマー等を用いて、杉樹脂の1/2以下で目地材料を盛り込む。

5. 仕上げ塗材改修 1) 既存塗膜の除去及び下地調整	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-4工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-5工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-6工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-7工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-8工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-9工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-10工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-11工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-12工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-13工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。

6. 保証期間	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-4工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-5工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-6工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-7工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-8工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-9工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-10工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-11工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-12工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。
	工法名 記号 充てん工法 (球状樹脂・杉樹脂) F-13工法 改修工程 内容 ①はつり出し 浮き部を中心にワイヤブラシ等で健全部分と縁を切り、硬化部分ははつり取る。 ②はつり出し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ③埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。 ④埋戻し プライマー材料を当該たりの厚さは7mm程度とし表面を全てで加圧しながら平準に仕上げます。

工事名		
図面名	外壁改修工事特記仕様書 (2)	日付 令和 . . .
福岡市 局 部 課		No. 3

1.改修工法の適用 [5.1.3~5.7]	(1節 共通事項)		
	建具の種類	工 法	備 考
2.性能及び構造 [5.2.2]	(2節 アルミニウム製建具)		
	種別	耐風圧性	気密性
3.材料 [5.2.3]	防音ドアセット・防音サッシ・適用する(等級)		
	断熱ドアセット・断熱サッシ・適用する(等級)		
4.形状及び仕上げ [5.2.4]	表面処理		
	色調		
5.工法 [5.2.5]	水切り板、せん板等 ※図面指示による		
	※内はずし 外はずし 四示		
7.性能及び構造 [5.4.2]	(4節 鋼製建具)		
	防音ドアセット・防音サッシ・適用する(等級)		
8.形状及び仕上げ [5.4.2]	鋼板類の厚さ ※表5.4.2による ※図面指示による		
	(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm		
9.性能及び構造 [5.5.2]	(5節 鋼製軽量建具)		
	防音ドアセット・防音サッシ・適用する(等級)		
10.材料 [5.5.3]	鋼板		
	電気重鉛めつき鋼板		
11.形状及び仕上げ [5.5.4]	鋼板類の厚さ ※表5.5.1による ※図面指示による		
	(注) 片開き、親子開き及び両開き戸の1枚の戸の有効開口幅が950mm		
12.性能及び構造 [5.6.2]	(6節 ステンレス製建具)		
	防音ドアセット・防音サッシ・適用する(等級)		
13.材料 [5.6.3]	材質		
	表面仕上げ		
14.形状及び仕上げ [5.6.4]	曲げ加工		
	(7節 木製建具)		
14.形状及び仕上げ [5.7.3]	※図面指示による。		
	ふすま 縁仕上げ ※図面指示による		
16.材質、形状及び寸法 [5.8.2]	(8節 建具用金物)		
	握り玉、レバーハンドル、押板類、クレセント等の取付け位置		
18.鍵 [5.8.4]	マスターキー ※製作する		
	鍵箱(既製品) ※用意する		

19.材料 [5.14.2]	(14節 ガラス)		
	板ガラス 材料はJIS規格品とし、厚さ・種類等は図面指示による。		
20.ガラス溝の寸法、形状等 [5.14.3]	溝の大きさ ※建具製造所の仕様		
	ガラスブロック積み		
22.ガラス用フィルム	※ガラス飛散防止フィルム		
	品質JIS A 5759による		
1.改修範囲 [6.1.3]	(1節 共通事項)		
	既存壁の撤去に伴う当該壁の取合天井、壁、床の改修範囲		
2.一般事項 [6.6.1]	野縁等の種類		
	野縁受、吊りボルト及びインサートの間隔		
3.材料 [6.6.2]	野縁受		
	野縁の取付		
4.形状及び寸法 [6.6.2]	野縁受		
	野縁の取付		
5.工法 [6.6.4]	あち施アケン引き試験		
	あち施アケン引き試験		
6.材料 [6.15.3]	(15節 モルタル塗り)		
	既製目地材 ※使用しない		
7.工法 [6.15.6]	(16節 タイル張り)		
	目地の位置 ※表7.10.1による		
8.伸縮調整目地 [6.16.2]	形状、寸法、耐薬害性の有無、耐汚濁性、施工箇所 ※図面指示による		
	目地の種類及び見え掛り部の材質 ※図面指示による		
9.セメントモルタルによるタイル張り [6.16.3]	目地の位置 ※表7.10.1による		
	目地の種類及び見え掛り部の材質 ※図面指示による		
10.工工程種別 [7.7.2]	(17節 下地調整の工程)		
	下地調整		
11.工工程種別 [7.8.2]	(18節 耐水性塗料塗り)		
	塗料の種類		
12.耐水性塗料塗り [7.8.2-4]	塗料の種類		
	塗料の種類		
13.工工程種別 [7.9.2-5]	(19節 下地調整の工程)		
	下地調整		
14.工工程種別 [7.10.2]	(20節 下地調整の工程)		
	下地調整		

1.材料 [7.1.3]	(1節 共通事項)		
	塗料の種類		
2.下地調整の工程種別 [7.2.2-1~7.2.2-7]	(2節 下地調整)		
	下地調整		
3.素地ごしらえ種別 [7.3.2-1~7.3.2-7]	(3節 素地ごしらえ)		
	素地ごしらえ		
4.塗料種別 [7.4.2]	(4節 塗料種別)		
	塗料種別		
5.錆止め塗料塗り [7.4.3]	(5節 錆止め塗料塗り)		
	錆止め塗料塗り		
6.木 部 [7.5.2]	(6節 木 部)		
	木 部		
7.鉄鋼部 [7.5.3]	(7節 鉄鋼部)		
	鉄鋼部		
8.垂鉛めつき鋼面 [7.5.4]	(8節 垂鉛めつき鋼面)		
	垂鉛めつき鋼面		
9.工工程種別 [7.6.2]	(9節 工工程種別)		
	工工程種別		
10.工工程種別 [7.7.2]	(10節 工工程種別)		
	工工程種別		
11.工工程種別 [7.8.2]	(11節 工工程種別)		
	工工程種別		
12.耐水性塗料塗り [7.8.2-4]	(12節 耐水性塗料塗り)		
	耐水性塗料塗り		
13.工工程種別 [7.9.2-5]	(13節 工工程種別)		
	工工程種別		
14.工工程種別 [7.10.2]	(14節 工工程種別)		
	工工程種別		

15.工工程種別 [7.11.2]	(15節 工工程種別)		
	工工程種別		
16.工工程種別 [7.12.2]	(16節 工工程種別)		
	工工程種別		
1.一般事項 [9.1.1]	(1節 一般事項)		
	一般事項		
2.除去工事共通事項 [9.1.2]	(2節 除去工事共通事項)		
	除去工事共通事項		
3.石綿含有吹付材除去工事 [9.1.3]	(3節 石綿含有吹付材除去工事)		
	石綿含有吹付材除去工事		
4.石綿含有保温材等の除去 [9.1.4]	(4節 石綿含有保温材等の除去)		
	石綿含有保温材等の除去		
5.石綿含有成形板等の除去 [9.1.5]	(5節 石綿含有成形板等の除去)		
	石綿含有成形板等の除去		
6.石綿含有外壁仕上塗材の除去 [9.1.6]	(6節 石綿含有外壁仕上塗材の除去)		
	石綿含有外壁仕上塗材の除去		
7.PCB含有シーリング材処分 [9.1.7]	(7節 PCB含有シーリング材処分)		
	PCB含有シーリング材処分		
工事名			
図面名			
福岡市 局 部 課			
No. 4			

<p>Ⅲ. 現場代理人及び技術者の適正配置について</p> <p>1. 現場代理人の常駐義務について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</li> <li>○ 工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。</li> </ul> <p>2. 現場代理人の常駐義務緩和期間について</p> <p>1. により現場代理人の常駐を要する工事であっても、下記に示す期間については、常駐を要しないものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</li> <li>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完了した旨、発注者に通知した日とする。</li> <li>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間</li> </ul> <p>3. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間について</p> <p>工事請負代金が4,000万円（建築一式工事：8,000万円）以上となる場合における、主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者を配置する場合における監理技術者補佐は、建設業法に基づき専任を要する。</p> <p>ただし、下記に示す期間については、工事現場への専任を要しない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所を設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの期間） なお、現場施工に着手する日については、請負契約締結後、監督員との打ち合わせにおいて定める。</li> <li>※ 工事完成後、事務手続き、後片付け等のみが残っている期間。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完了した旨、発注者に通知した日とする。</li> <li>※ 工事の全部の施工を一時中止している期間 ※ 工場製作のみが行われている期間</li> </ul> <p>4. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係について</p> <p>建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> <li>○ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> <li>○ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。</li> </ul> <p>5. 特例監理技術者の配置について（該当事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。</li> </ul> <p>○本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。 ※本工事の当初請負金額が3億円未満である場合</p> <p>Ⅳ. 施工体制の確認</p> <p>第1条 施工体制の確認方法</p> <p>本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。</p> <p>(1) 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議会兼施工体系図」を基に確認する。</p> <p>(施工体制台帳)</p> <p>施工計画書に添付せずに、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。</p> <p>(工事作業所災害防止協議会兼施工体系図)</p> <p>①施工計画書ではなく、施工体制台帳に添付すること。</p> <p>②工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公衆の見やすい場所に掲示すること。</p> <p>(2) 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等により確認する。</p> <p>(3) 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。</p> <p>第2条 施工体制の確認に関する点検</p> <p>(1) 抜き打ち点検</p> <p>一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。</p> <p>(2) 検査時における点検</p> <p>I 10. その他 (10) で適用する中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。</p>	<p>第3条 不備が発覚した場合の措置</p> <p>(1) 工事成績評定での減点処理</p> <p>監督員、検査課が連携し減点措置を行う場合がある。</p> <p>(2) 請負代金の支払い</p> <p>書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。</p> <p>(3) 悪質なケース</p> <p>虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。</p> <p>Ⅴ. 公共事業労務費調査に対する協力</p> <p>1. 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>2. 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。</p> <p>3. 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に促す就業規則を作成すると共に賞金台帳を調整・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賞金時間管理を適切に行っておかなければならない。</p> <p>4. 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項目と同様の義務を負う旨を定めるなければならない。</p> <p>Ⅵ. 設計変更にかかる取り扱い</p> <p>工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。</p> <p>契約変更の時期について</p> <p>設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末、または工期の末）に行うことができるものとする。</p> <p>軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものを除く。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの</li> <li>② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの</li> <li>③ その他上記に準ずる重要なもの</li> </ol> <p>Ⅶ. 地下埋設物調査等に関する特記仕様書</p> <p>【適用】（適用事項○印）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 地下埋設物が予想される場所において、工事を実施する場合       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事場所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれぞれの管理者が有する資料（台帳、完成図等）と照合し確認するものとする。 特に、被掘による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者と協議を行い詳細な確認を行うものとする。</li> <li>2) 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議の上実施するものとする。</li> </ol> </li> <li>2) 地下埋設物の確認については、別様様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。</li> </ol> </li> <li>2. 近接工事に関する確認・対策の徹底について           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) 工事場所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。 なお、対策が必要となった場合には、監督員と協議を行うものとする。</li> <li>2) 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者と協議を行うものとする。</li> </ol> </li> <li>■ オールケーシング工事の場合       <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 作業中止の判断基準について           <ol style="list-style-type: none"> <li>1) オールケーシング工法の圧入・掘削時に、異常音・回転トルクの上昇等の異常が確認された場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</li> <li>2) オールケーシング工法のコンクリート打設時に、コンクリートが予定通りに入ら上がつてこなかった場合は、作業を中止し、原因の確認を行うものとする。</li> <li>3) 工事の施工中に上記1、2. が発生した場合、現場代理人は、直ちに監督員に連絡し、協議を行うものとする。</li> <li>4) 工事着手前に、上記1～3の事項を盛り込んだ、施工の実態に応じた施工計画書を作成し、監督員へ提出するものとする。</li> </ol> </li> </ol> </li> </ul>	<p>Ⅹ. 快適トイレの設置の施行に関する特記仕様書</p> <p>1. 快適トイレの設置の試行</p> <p>受注者は、現場以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。(12)～(17)については、満たしていれば快適トイレに使用できると思われる項目であり、必須ではない。</p> <p>【快適トイレに求める標準仕様】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 洋式便座</li> <li>(2) 水洗機能(簡易水洗、し尿処理装置付き含む)</li> <li>(3) 臭い逆流防止機能(フラッパー機能) (必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策を取ること)</li> <li>(4) 容易に開かない施設機能(二重ロック等) (二重ロックの構造が無くても容易に開かないことを製造者が説明できるもの)</li> <li>(5) 照明設備(電源が無くても良いもの)</li> <li>(6) 衣類かけ等のフック付。又は、荷物置き場設備機能(荷物重5kg以上)</li> </ol> <p>【快適トイレとして活用するために備える付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(7) 現場に男女がいる場合に男女別明確な表示</li> <li>(8) 入口の目隠し設置(男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等)</li> <li>(9) サニタリボックス(女性専用トイレに限る)</li> <li>(10) 鏡付式の洗面台</li> <li>(11) 便座除菌シート等の衛生用品</li> </ol> <p>【推奨する仕様、付属品】</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(12) 室内寸法900×900mm以上(半費程度以上)</li> <li>(13) 便音装置</li> <li>(14) 着替え台(フィッティングボード等)</li> <li>(15) フラッパー機能の多変化する</li> <li>(16) 窓など室内温度の調整が可能な設備</li> <li>(17) 小物置き場等(トイレトベーパーチ置き場)</li> </ol> <p>2. 設置に要する費用</p> <p>設置に要する費用については、当初は計上していない。受注者は、快適トイレの設置にあつては、第1項に定める仕様を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基準等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議すること。</p> <p>なお、設計変更数量の上限は、男女別で各基本2基/工事までとする。 また、運搬費は共通仮設費(率)に含むものとする。</p> <p>Ⅹ. 法定外の労災保険の付保</p> <p>本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付かなければならない。また、保険契約を締結した際はその証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。</p> <p>ⅩⅠ. 情報共有システム活用の試行</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。</li> <li>2 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。</li> <li>3 活用にあつては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。</li> </ol> <p>ⅩⅡ. 週休2日工事</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 週休2日工事について 本工事は、週休2日工事であり、週休2日（4週8休以上）を前提とした工期を設定している。</li> <li>2. 費用補正について 1) 4週8休以上を前提①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）を補正し、予定価格を作成している。 ①4週8休以上（現場開所率28.5%（8日/28日）以上） 補正係数1.05</li> <li>3. 部分的交替制（試行）について 1) 受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。</li> <li>4. その他 1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する続行安全衛生管理義務者が現場休憩となる日に、その職務を行う代理人をあわせて指名する。 2) 「福岡市営地事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。 (「福岡市ホーム」&gt; 創業・産業・ビジネス &gt; 公共工事・技術情報 &gt; 週休2日工事)</li> </ol> <p>ⅩⅢ. 建設発生土 指定処分場</p> <p>本工事の発生土は、○○○○に搬入するものとし、受け入れ条件は下記の通りとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 受け入れ場所 住所：○○市○○区○○番地 施設名称：○○</li> <li>(2) 運搬距離 受け入れまでの運搬距離は、L=○○kmとする。 なお、これにより難しい場合が生じたときは、監督員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。</li> </ol>	<p>ⅩⅣ. 建設キャリアアップシステム活用工事に関する特記仕様書</p> <p>1. 建設キャリアアップシステム活用工事について</p> <p>本工事は、建設キャリアアップシステム（CCUS）の対象工事である。 実施にあつては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。 実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。 (「福岡市ホーム」&gt; 創業・産業・ビジネス &gt; 公共工事・技術情報 &gt; 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事)</p> <p>ⅩⅤ. 猛暑による作業不能日数</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 猛暑による作業不能日数について（該当事項○印）       <ul style="list-style-type: none"> <li>■ 本工事は、猛暑による作業不能日数を○日間見込んでいる。 なお、気象状況により工期中に発生した猛暑による作業不能日数（当該現場における定時の現場作業時間において、環境省が公表する九州地方_福岡_福岡地点におけるWBGT値が31以上となり、かつ受注者が契約工事単体で全作業を中断し、又は現場を閉鎖した時間を算定し、日数に換算したもの（小数点以下第一位を四捨五入する。））が当初見込んだ日数から著しく乖離した場合には、受注者は発注者へ工期の延長変更を協議することができる。</li> <li>■ 本工事は、猛暑による作業不能日数を当初の工期には見込まず、建設工事請負契約書契約条項第21条に基づき、受注者からの請求により協議する。</li> </ul> </li> </ol>														
	<table border="1"> <tr> <td>工事名</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>図面名</td> <td>外壁改修工事特記仕様書（4）</td> <td>日付</td> <td>令和 . . .</td> </tr> <tr> <td>福岡市 局 部 課</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>No. 5</td> </tr> </table>	工事名				図面名	外壁改修工事特記仕様書（4）	日付	令和 . . .	福岡市 局 部 課							No. 5
工事名																	
図面名	外壁改修工事特記仕様書（4）	日付	令和 . . .														
福岡市 局 部 課																	
			No. 5														

# 外壁改修工事監督基準

**主旨** 本基準は工事請負契約の本旨に基づき市監督員の監督業務の範囲を示すものであり、標準仕様書のうちの監督業務に代わるものである。

**一般事項** 本監督基準並びに設計図書に明記なき事項又は疑義ある場合には監督員と協議を行い、軽微なものについては監督員の指示に従い入念に施工する。

**監督業務** 本工事受注者は当監督基準を熟知の上、下記に示す監督項目につき監督員の検査、立会、承認、指示、協議等を受けなければならない。

工種	監督項目			工種	監督項目			工種	監督項目				
	区分	事項	処理		区分	事項	処理		区分	事項	処理		
一般共通事項	現場管理	○ 疑義	協議	準備	打設計画	承諾	材料	○ 加工図	承諾	施工	○ 加工・組立	承諾	
		○ 疑義な変更	指示		コンクリート工場	承諾		○ 木材	検査				
		○ 別途工事	指示		コンクリート配合計画書	承諾		○ 防湿・防蟻	承諾				
		○ 養生材の処理	指示		鉄筋	承諾		○ 防虫	承諾				
		○ 災害及び公害の恐れのある場合の処理	協議		型枠(せき板)	承諾		○ 加工・組立	承諾				
	工程管理	○ 実施工程表	承諾	○ 混和材料	承諾	○ 屋根葺材	承諾	施工	○ 土質	承諾	材料	○ 各種材料	承諾
		○ 施工計画書	承諾	○ 鉄筋組立	検査	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 施工図・視寸図・見本	承諾	○ ガス圧検	検査	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 色・柄	指示	○ 型枠組立	承諾	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 記録簿	指示	○ 打込み	報告	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 管理	協議	○ 型枠取外し	承諾	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 試験所	承諾	○ 試験(材前28日強度試験は公的機関)	指示	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 電気保安技術者	承諾	○ 圧接技能資格者	報告	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 技能士	承諾	○ 仕上り及びかぶり厚さの確認	報告	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
		○ 編成り	検査	○ 製作工場	承諾	○ 土質	承諾		○ 土質	承諾		○ 土質	承諾
仮設工事	施工	○ ベンチマーク	検査	準備	施工管理技術者	承諾	材料	○ 建築金物	承諾	施工	○ 建築金物	承諾	
		○ 道方	検査		溶接管理技術者	承諾		○ サッシ	承諾				
		○ 危険物貯蔵所	承諾		溶接技能資格者	承諾		○ 建築金物	承諾				
		○ 根切り底	検査		○ 工作図	承諾		○ 施工図	承諾				
		○ 地中障害物	協議		超音波探傷試験機関	承諾		○ 建付調整	検査				
	準備	○ 埋戻し・盛土	協議	○ 鋼材等	承諾	○ 製作	承諾	施工	○ 塗料	承諾	材料	○ 塗料	承諾
		○ 杭(コラム土)	検査	○ 溶接	承諾	○ 製品受入	検査		○ 工法	承諾		○ 内装材	承諾
		○ 施工中の異状	協議	○ 高力ボルト接合	検査	○ 高力ボルト接合	検査		○ 工法	承諾		○ 養生	承諾
		○ 工法	協議	○ 溶接接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 溶接技術者等	承諾	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 杭	検査	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 試験杭(試験掘削)	立会	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 支持地盤	検査	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 建込み	立会	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
		○ 完了	検査	○ 高力ボルト接合	検査	○ スタッド溶接	検査		○ 養生	承諾		○ 養生	承諾
地盤改良	準備	○ 杭の精度	指示	施工	○ 押出成形セメント板	承諾	材料	○ 押出成形セメント板	承諾	施工	○ 押出成形セメント板	承諾	
		○ 施工記録	報告		○ コンクリートブロック積み	承諾		○ コンクリートブロック	承諾				
		○ 施工管理技術者	承諾		○ 施工図	承諾		○ コンクリートブロック	承諾				
		○ コンクリート	承諾		○ 防水仕様	承諾		○ 防水仕様	承諾				
		○ 鉄筋	承諾		○ 防水施工	検査		○ 防水施工	検査				
	施工	○ 試験掘削	立会	○ 保証書	承諾	○ 保証書	承諾	材料	○ 石材	承諾	施工	○ 石材	承諾
		○ 鉄筋加工組立	検査	○ 石材	承諾	○ 石材	承諾		○ 黒板	承諾			
		○ コンクリート打設	立会	○ 工法	承諾	○ 工法	承諾		○ 側溝縁石等	承諾			
		○ 深さ・支持地盤	検査	○ 割り付	承諾	○ 割り付	承諾		○ 舗装	承諾			
		○ 施工記録	報告	○ 陶磁器質タイル	承諾	○ 陶磁器質タイル	承諾		○ 遮音施設	承諾			
		○ 溶出試験	指示	○ 工法	承諾	○ 工法	承諾		○ 内・外壁	承諾			
		○ 固化材・添加量	承諾	○ 割り付	承諾	○ 割り付	承諾		○ 樹苔	承諾			
		○ 深さ・支持地盤	検査	○ 外観の確認	報告	○ 外観の確認	報告		○ 敷設機器類	承諾			
		○ 施工記録	報告	○ 接着力試験	報告	○ 接着力試験	報告		○ 排水	承諾			

注1) ○印をしたものは本工事に於ける監督項目を示す。  
 注2) 上表の○を付したものの以外でも監督員が必要と認めた場合は適宜監督業務を行う。

## 工事区分表

- 本工事施工中は、別途工事受注者と連絡を密にし、工事の進捗等に支障なきよう責任をもってあたること。
- 工事区分表は○印のついたものを適用する(特記ある場合は除く)

共通事項	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
鉄筋コンクリート造躯体貫通部(設備工用)	補強筋工事	○					
	同上用スリーブ並びに挿入穴の穴埋補修(仕上げは除く)		○	○			
	床上機器用コンクリート基礎工事	○					
	床上機器用コンクリート仕上げ	○					
	設備配管吊りボルト用インサート類		○	○		○	○
	吹出口、吸込口、並びに埋込照明器具、埋込スピーカー、天井埋込換気扇、取付の為の枠組みと補強	○					
	同上穴明工事		○	○	○		
	防火区画貫通部のダクト、配管等の防火養生	○	○	○	○		
	鉄骨造(SRC造も含む)鉄骨貫通部開口(設備工用)と補強	○					
	機器操作室への一次側電源供給工事						
	煙導製作取付、煙突接続(空際耐火材製の含む)(発電機用含む)		○	○	○	○	
	A.L.C板穴工事(設備工用)	○					
	A.L.C板貫通部の補修(設備工用)	○					
	鉄骨耐火被覆(ロックウール成形板等)の穴明け(設備工用)	○					
	館器具類(衛生器具)取付の枠組と補強(水遣、プレハブ、SRC等)	○					

建築工事関係	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
パイプシャフト、及び天井の点検口製作取付	建物内の排水溝並びに配管配線用ビッド及び、各水栓の蓋製作取付	○					
	建物外壁に取付く、ガラー(吸気・排気)の製作取付(防虫網取付可可能)(ダクト接続型)	○					
	ドブ並びに間仕切壁のガラー、製作取付	○					
	壁付換気扇の取付用穴開	○					
	壁付換気扇の取付及びガラリ、フードの取付	○					
	コンクリート造のチェンバ及びダクト(消音、保温等)	○					
	ルーフトレーン及び縦樋(GL-200造)	○					
	縦樋以降配管(継ぎを含む)	○					
	建物廻り雨水側溝の接続(側溝と側溝)工事	○					
	建物廻り側溝以降の雨水排水設備	○					
	厨内排水溝	○					
	サービスタック、油ポンプ廻り防油堤築造	○					
	二重スラブ内連通管及び通気管(排水機等)	○					
	煙突工事(内部ライニング含む)、コンクリート躯体	○					

電気工事	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
照明付化粧鏡への電源接続工事	照明付化粧鏡への電源接続工事			○			
	空調機の関係排水配管工事(トラップは機器工事)			○			
	屋上集約器設備工事			○			

電気工事	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
はり、床、壁の貫通スリーブ	はり、床、壁の貫通スリーブ				○		
	同上に伴う補強	○					
	天井埋込器具取付面所のボード切込			○			
	同上に伴う下地補強	○					
	壁埋込器具類の取付又はボード切込			○			
	同上に伴う補強	○					
	自立盤、トランス、発電機等のコンクリート基礎	○					
	同上コンクリート基礎仕上げ	○					
	発電機減圧水櫃及び冷却水櫃への給水管			○			
	別途工事発注の取付	○	○	○	○	○	○
	同上に伴う二次側配管、配線	○	○	○	○	○	○

工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
別途工事機器への接続(直接接続に限る)回転方向等の確認				○		
照明器具、幹線等の吊りボルト用インサート				○		
身障者用便所使用灯、駆動装置取付				○		
同上に伴う二次側配管、配線				○		
テレビアンテナマスト、避雷針等のコンクリート基礎	○					
同上 コンクリート基礎仕上げ	○					
設備配管の防火区画貫通部の補修(防火扉用レリーズの取付)				○		
防火シャッター、防火扉用レリーズの取付	○					
防火ダンパー用レリーズの取付		○				
上記3項目に伴う配管、配線				○		
防火シャッター警報ブザー用リミットスイッチ取付				○		
ファンコイルユニット用操作スイッチ取付及び配管、配線				○		
配線ビッド	○					
同上用蓋	○					
電報箱設置	○					
同上電線接続及び操作スイッチ取付				○		

衛生工事関係	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
大便器用箱入れ	大便器用箱入れ						
	同上用補強工事	○					
	大便器用箱入れ位置(曇出し)			○			
	清気検ボックス用箱入れ(補修は除く)			○			
	同上用補強工事	○					
	高梁水櫃用架台			○			
	高梁水櫃用基礎(仕上共)	○					
	ステンレス製流し台(V.P管接続用トラップ含む)						
	同上流し排水管接続			○			
	流し台各種流し台(人研・コンクリート等)	○					
	同上流し排水トラップ取付			○			
	洗濯機用パン(排水トラップ共)	○					
	グリーストラップ(既製品)	○					
	浴槽並びに風呂釜	○					

昇降機工事関係	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
昇降機機械室保線量コンクリート仕上げ	昇降機機械室保線量コンクリート仕上げ						
	スラブ開口及び補強工事	○					
	乗機廻り(開、三方枠)、板枠						
	同上補修						
	同上補修後の仕上げ工事	○					
	乗機乗降用コンクリート工事	○					
	荷換用フック取付工事	○					
	昇降機中間ビームの取付(鋼構造の場合)						
	レール取付用ブラケット、プレート共	○					

空調工事関係	工事項目	建築	空調	衛生	電気	昇降機	水処理
壁取付換気扇(取付共)	壁取付換気扇(取付共)	○					
	厨房器具用フード開閉(化粧板含む)	○					
	壁付付レンジフード(取付共)	○					
	膨張タンク基礎(仕上共)	○					
	壁貫通ダクト補強工事	○					

工事名		
図面名	外壁改修工事特記仕様書(5)	日付 令和 . . .
福岡市 局 部 課		No. 6



**地下埋設物調査等に関する事項**

- 第1条 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
1. 工事箇所に地下埋設物がある場合、工事着手前にその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。  
 なお、破壊による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を行い詳細な確認を行うものとする。
  2. 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
  3. 地下埋設物の確認については、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
- 第2条 近接施工に関する確認・対策の徹底について
1. 工事箇所に近接する地下埋設物等について、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
  2. 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

**下請人、資材・製品の地場企業の活用に関する事項**

- 第1条 受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
- 第2条 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
- 第3条 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。
- 第4条 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

**設計変更に関する事項**

- 工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。
- 契約変更の時期について
- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。
- ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事にあつては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。
- 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。
- ① 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
  - ② 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
  - ③ その他上記に準ずる重要なもの。

**公共事業労務費調査に対する協力**

- 第1条 本工事が発注者の実施する公共事業労務費調査の対象工事となった場合、受注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し市に提出する等、必要な協力を行わなければならない。
- また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 第2条 調査票等を提出した事業所を発注者が事後に訪問して行う調査・指導の対象に受注者がなった場合、受注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
- 第3条 公共事業労務費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、受注者は、労働基準法等に従って就業規則を作成すると共に賃金台帳を調製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行っておかななければならない。
- 第4条 受注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、受注者は、当該下請工事の受注者（当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。）が前3項と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

**法定外の労災保険の付保**

本工事において、受注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に付さなければならない。また、保険契約を締結した際は、その証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

**現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用**（○印を付けたものを適用する。）

**現場代理人の常駐義務緩和に関する条件**

- ・ 本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
  1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
  2. 工場製作のみが行われている期間
  3. その他監督員が認める期間（○）
- 工事請負代金額が4千万円（建築一式工事である場合にあっては、8千万円）以上となる場合、本工事における現場代理人については、工事現場における常駐を要する工事である。ただし、以下に示す期間については現場代理人の常駐を要しないものとする。
  1. 工事の全部の施工を一時中止している期間
  2. 工場製作のみが行われている期間
  3. その他監督員が認める期間（○）

**主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件**

工事請負代金額が4千万円（建築一式工事である場合にあっては、8千万円）以上となる場合、建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要する。ただし、下記に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

- ①現場施工に着手するまでの期間
 

【現場施工に着手する日が確定している場合】

  - ・ 請負契約の締結の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。

【現場施工に着手する日が確定していない場合】

  - 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
- ②工事を全面的に一時中止している期間
  - 工事用地等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
- ③工場製作のみが行われている期間
  - 本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
- ④工事完成後の期間
  - 工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、受注者が工事が完成した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

**特例監理技術者の配置条件**

- ・ 本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。
- 本工事は、次の要件に該当する場合、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。
  - ・ 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合
  - ・ 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合

**配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件**

- 建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者（主任（監理）技術者、特例監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
- ・ 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ・ 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
  - ・ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

工事名	
図面名	電気設備工事特記仕様書(2) 縮尺 N、S
	福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課 日付 R . . . 02/

## 週休2日工事について

### 1. 週休2日工事の対象工事について

本工事は、週休2日工事の対象工事であり、週休2日（4週8休以上）を前提とした工期を設定している。

### 2. 費用補正について

4週8休以上を前提に下記①の補正係数により労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）をし、予定価格を作成している。

① 4週8休以上（現場閉所率28.5%（8日/28日）以上）：補正係数1.05

### 3. 部分的交替制（試行）について

受注者は、工事全体のうち部分的に交替制の実施を希望する場合、監督員との協議により交替制を実施することができる。部分的交替制を実施できる期間は1カ月間とする。

### 4. その他

1) 発注者は、労働安全衛生法に基づき指名する総括安全衛生管理義務者が現場休息となる日に、その職務を行う代理者をあわせて指名する。

2) 「福岡市営繕工事における週休2日工事実施要領」に基づき実施すること。（福岡市ホーム>創業・産業・ビジネス>公共工事・技術情報>公共工事の技術監理関連>週休2日工事）

## 情報共有システム活用の試行

### 1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

### 2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。

### 3. 活用にあたっては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

## 工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。

ただし、契約約款第34の2において中間前払金を請求する場合や、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

## 遠隔臨場について

### 1. 遠隔臨場の対象工事について

・建設現場の遠隔臨場の対象工事である。

実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。

### 2. 実施内容

#### 1) 「監督員の立会い等」の実施

工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWeb会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調整」（以下、「監督員の立会い等」という。）を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。

#### 2) 機器の手配

遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWeb会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。

#### 3) 費用

遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。

#### 4) 不正行為

遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

## 石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

### 1. 石綿有無の事前調査について（該当する場合○印）

○本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事である。  
事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。

### 2. 事前調査結果の報告について

1) 石綿事前調査結果報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。

2) 作業開始前に、事前調査結果を監督員に書面で説明すること。

3) 事前調査の結果を現場に掲示すること。（A3サイズ以上）

4) 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合や、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

## 建設キャリアアップシステム活用工事について

### 1. 建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の対象工事について

・建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事の対象工事である。

実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。

実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム（CCUS）活用工事」を参照すること。

## 交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導警備員の労働災害防止の徹底を図ること。

工事名	
図面名	電気設備工事特記仕様書(3) 縮尺 N、S
福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課	日付 R . . . 03/





○工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、以下のとおりとする。

1. 契約変更の時期について

- 設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（概数年度にわたる工事）にあつては、各会計年度の末又は工期の末に行うことができるものとする。
① 軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるものをいう。
② 設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
③ 構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
④ その他上記に準ずる重要なもの。

○公共事業労働費調査に対する協力

- 1. 本工事に必要の実施する公共事業労働費調査の対象工事となった場合、発注者は、調査票等に必要事項を正確に記入し発注者に提出する等、必要な協力を行わなければならない。また、本工事経過後においても、同様とする。
2. 調査票等を提出した事業所を発注者から事後に訪問して行う調査・指導の対象に発注者がなつた場合、発注者は、その実施に協力しなければならない。また、本工事の工期経過後においても、同様とする。
3. 公共事業労働費調査の対象工事となった場合に正確な調査票等の提出が行えるよう、発注者は、労働基準法に從つて就業規則を作成する共に賃金台帳を複製・保存する等、日頃より使用している現場労働者の賃金時間管理を適切に行つておかなければならない。
4. 発注者が本工事の一部について下請契約を締結する場合には、発注者は、当該下請工事の発注者（当該下請工事の一部に係る当該以降の下請負人を含む。）が前3条と同様の義務を負う旨を定めなければならない。

○法定外の労災保険の付保

本工事において、発注者は政府労災保険への加入義務がある場合、法定外の労災保険に加入しなければならない。また、保険契約を締結した際は、その証券又はこれに代わるものを監督員に提示すること。

○下請入、資材・製品の地場企業の活用に関する事項

- 1. 発注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあつては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
2. 受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材製品を使用すること。
3. 受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、その理由を付した書面を施工体制台帳に添付のうえ、監督員に提出すること。
4. 受注者は、使用する資材・製品について、書面を監督員に提出すること。

○地下埋設物調査等に関する事項

- 1. 工事着手前における地下埋設物調査の徹底について
① 工事箇所における地下埋設物がある場合、工事着手前にはその種類、位置、形状、深さ、構造等をそれらの管理者が有する資料（台帳、竣工図等）と照合し確認するものとする。なお、増損による影響が広範囲に及ぶ重要な地下埋設物については、管理者との協議を詳細に確認を行うものとする。
② 必要に応じて試掘、ボーリング及び地中探査等原位置での調査を、監督員と協議のうえ実施するものとする。
③ 地下埋設物の確認においては、別紙様式により行い、結果を監督員へ報告するものとする。
2. 近接施工に関する確認・対策の徹底について
① 工事箇所付近に近接する地下埋設物等については、その種類、位置、形状、深さ、構造等を確認し、工事による影響について管理者と協議のうえ検討を行うものとする。なお、必要に応じて適切な対策を管理者及び監督員と協議のうえ検討、実施するものとする。
② 近接の範囲については、各管理者によって異なるため、管理者との協議を行うものとする。

○情報共有システム活用の試行

- 1. 本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。
2. 受注者は、監督員との協議により情報共有システムを活用できる。
3. 活用にあつては、「情報共有システム活用試行要領（建築・設備工事）」及び「情報共有システム活用の手引き（建築・設備工事）」に基づき行う。

○工事履行報告書の提出について

監督員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた場合、「工事履行報告書」の提出は不要とする。ただし、契約第34条の2において中間保証金を請求する場合は、部分払の支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

○現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用

- 1. 現場代理人の常駐義務緩和に関する条件
① 次の期間は現場代理人の常駐を要しないものとする。
(1) 工事の全体の施工を一時中止している期間
(2) 工場製作のみが行われている期間
(3) その他監督員が認める期間
② 福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、かつ請負代金の額が4千万円（建築一式工事である場合にあっては、8千万円）未満の工事の場合は、同一の現場代理人を例外的に2件まで兼任で配置できる。
③ 営業所の専任技術者については、予定価格が3千3百万円（建築一式工事である場合にあっては6千6百万円）以下の工事であれば、1件まで現場代理人となることができる。
2. 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件
建設工事の適正な施工を確保するため、配置技術者の主任（監理）技術者、特別監理技術者、監理技術者補佐）については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。
① 一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
② 指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開日日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
③ 随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
3. 特別監理技術者の配置に関する条件（○印を付けたものを適用する。）
○ 本工事は、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。
○ 本工事は、次の要件に該当する場合、特別監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）を配置することができる。なお、兼任が認められる区域は福岡市が発注する市内又は隣接する市町村の区域内の工事であり、同一の特別監理技術者に配置できる工事の件数は2件までとする。
① 本工事の当初請負金額が3億円未満である場合。
② 兼任する工事が、24時間体制での応急処理工や緊急応回等が必要な維持工事同士（単価契約含む）でない場合。
4. 主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の専任を要しない期間に関する条件
工事請負代金額が4千万円（建築一式工事である場合にあっては、8千万円）以上となる場合は建設業法に基づき、本工事における主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者の専任を要する。ただし、以下に示す期間については、主任技術者、監理技術者又は特別監理技術者の工事現場への専任を要しない。
① 現場施工に着手するまでの期間（○印を付けたものを適用する。）
○ 現場施工に着手する日が確定している場合
○ 発注者の発注の日の翌日から令和 年 月 日までの期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
○ 現場施工に着手する日が確定していない場合
○ 請負契約の締結後、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、現場施工に着手する日については、請負契約の締結後、監督員との打合せにおいて定める。
② 工事を全面的に一時中止している期間
○ 工事用同等の確保が未了、自然災害の発生、又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、事象が生じた時点で別途指示する。
③ 工場製作のみが行われている期間
本工事における工場製作のみが行われている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。
④ 工事完成後の期間
工事完成後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間については、主任技術者、監理技術者又は監理技術者補佐の工事現場への専任を要しない。なお、工事が完成した日は、発注者が工事が完了した旨、発注者に通知した日（「完了届」における日付）とする。

- 1. 施工体制の確認方法
① 本工事の施工体制の確認は以下の方法により行う。
① 下請契約を締結した場合は、「施工体制台帳」及び「工事作業所災害防止協議兼業体施工系図」を提出し確認する。
(施工体制台帳)
(施工系図)
② 現場代理人に添付せず、施工体制台帳の写しを単体で提出すること。
(工事作業所災害防止協議兼業体施工系図)
施工計画書では、施工体制台帳に添付すること。
工事現場の工事関係者が見やすい場所及び公表の見やすい場所に掲示すること。
② 下請契約を締結しない場合は、施工計画書等に必ず確認すること。
③ 施工体制に変更が生じた場合は、上記書類をそのつど提出すること。
2. 施工体制の確認に関する点検
① 抜き打ち点検
一括下請など施工体制に関する点検を抜き打ちで行う場合がある。
② 検査時における点検
中間技術検査等、各段階の検査時において点検を行う。
3. 不備が発覚した場合の措置
① 工事成績評定での減点措置
監督課、検査課が選抜し減点措置を行う場合がある。
② 書類が完備するまでは検査完了として取り扱わず、請負代金の支払い事務を開始しないものとする。
③ 悪質ケース
虚偽の記載や一括下請等悪質なケースが判明した場合は、関連部署と協議の上、建設業許可部局への通知や指名停止等の措置を行う場合がある。

○現場環境改善（快適トイレ）の設置の試行

- 1. 内容
受注者は、現場に仮設トイレを設置する場合には以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。
(1)～(17)については、満たしていればより快適に使用できると思われる事項あり、必須ではない。
① 快適トイレに求める標準仕様
(1) 洋式便座
(2) 水洗機能（節湯水洗、し尿処理装置付き含む）
(3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）
(必要に応じて消臭剤等活用し臭い対策をとること)
(4) 容易に開かない除菌機能（二重ロック等）
(5) 照明設備（電源が無くてよいもの）
(6) 衣類掛け等のフック付き。又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）
(快適トイレとして活用するために備える付属品)
(7) 視覚的に男女別の現場に男女別の明確な表示
(8) 入浴の目隠し設置（男女別トイレ間も出入口が直接見えないような配置等）
(9) サク入りボックス（女性専用トイレに限る）
② 設置に要する費用
設置に関する費用については、当初は計上していない。
受注者は、快適トイレの設置にあつては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督員と協議の上、規格・数量等の詳細について決定することとし、設計変更時においては、支出実額のかかる資料により監督職員と協議すること。なお、設計変更数量の上は、男女別で1基ずつ2基ノ工事までとする。また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。

○建設発生土の搬入（受入条件は下記のとおりとする。）

- 本工事の残土は、○○○に搬入するものとし、受入条件は下記のとおりとする。
1. 受入場所
住所：○○市○○区○○番地
施設名称：○○○
2. 運搬距離
受入地までの運搬距離は、○○kmとする。
3. 受入不適なもの
第4種 の建設発生土及び汚泥
4. 受入期間
午前9時～午後5時まで
ただし、日・祝日及び毎月第1・3土曜日は受入を中止する
なお、これより遅い場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

○交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について

警備契約書及び警備計画書等で取り決めた警備業務の範囲に基づき、交通誘導員の労働災害防止対策の徹底を図ること。

○遠隔臨場について

- 1. 遠隔臨場の対象工事について（該当する場合○印）
○ 本工事は、建設現場の遠隔臨場の対象工事である。
実施については、工事契約後に受発注者間で協議し決定する。
2. 実施内容
① 「監督員の立会い等」の実施
工事受注者が動画撮影用のカメラ等により撮影した映像と音声をWEB会議システム等を利用して配信し、「監督員の立会い」、「監督員と協議」、「監督員の検査」及び「関連工事等の調査」(以下、「監督員の立会い等」という。)を実施するものである。実施内容については、受発注者間で協議するものとする。
② 機種の手配
遠隔臨場に要する動画撮影用のカメラ等やWEB会議システム等は受発注者間で協議の上、工事受注者が手配するものとする。これによらない場合は受発注者間で協議し決定するものとする。
③ 費用
遠隔臨場の対象工事となる場合、費用については発注者負担とし、請負代金額を増額変更する。
④ 不正行為
遠隔臨場において故意に不良箇所を撮影しない等の不正行為等は行わないこと。

○石綿有無の事前調査及び調査結果報告について

- 1. 石綿有無の事前調査について
○ 本工事は、石綿有無の事前調査が必要な工事です。
事前調査は、法令で定められた有資格者が実施すること。
2. 実施結果の報告について
① 石綿事前調査報告システムにより、労働基準監督署及び福岡市環境局へ報告を行うこと。
② 作業開始前に、事前調査結果を監督員に書面で説明すること。
③ 事前調査の結果を現場に掲示すること（A3サイズ以上）。
④ 事前調査に係る費用は本工事に含む。ただし、事前調査において石綿分析調査の必要が生じた場合は、図面に記載のない石綿除去工事が生じた場合は、監督員と協議すること。

○建設キャリアアップシステム活用工事について

- 本工事は、建設キャリアアップシステム（CUCUS）活用工事の対象工事です。
実施にあつては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページ「建設キャリアアップシステム（CUCUS）活用工事」を参照すること。
1. 平成 9年 6月 作成
2. 平成14年10月 改訂 (DINKS取扱い変更)
3. 平成15年 4月 改訂 (その他、創設工事の提出、鉛付録水用具を追加)
4. 平成16年 4月 改訂 (運搬取扱い変更)
5. 平成17年 4月 改訂 (節湯水洗・水返しの他変更・共通仕様内容変更)
6. 平成18年 4月 改訂 (節湯水洗・資格内容追加)
7. 平成18年 7月 改訂 (申請手続追加)
8. 平成19年 4月 改訂 (バ/物使用基準追加)
9. 平成19年12月 改訂 (中間検査追加)
10. 平成20年 9月 改訂 (監理内容変更条件・署名変更)
11. 平成20年12月 改訂 (完成検査、電子基準追加)
12. 平成21年 8月 改訂 (CORINSの条件追加)
13. 平成21年12月 改訂 (施工体制の確認に関する事項追加)
14. 平成22年 9月 改訂 (地下埋設物調査に関する事項追加)
15. 平成22年10月 改訂 (公共建築工事標準仕様書の内容変更)
16. 平成24年 2月 改訂 (地場企業及び地場企業資材・製品の活用に関する内容追加)
17. 平成25年 3月 改訂 (委託契約に伴う契約変更について追加、現場代理人及び技術者の適正配置に関する運用追加)
18. 平成25年 7月 改訂 (配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件追加)
19. 平成25年 7月 改訂 (保証書の提出に関する事項追加)
20. 平成27年 8月 改訂 (機材に関する事項内容追加等)
21. 平成28年12月 改訂 (公共事業労働費調査に対する協力活用)
22. 平成30年 3月 改訂 (部分払内容修正)
23. 平成31年 3月 改訂 (下請入、資材・製品の地場企業の活用についての内容修正)
24. 令和 2年 4月 改訂 (契約不適合責任、支出実額のかかる資料により監督職員と協議すること、なお設計変更数量の上は、男女別で1基ずつ2基ノ工事までとする。また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。
25. 令和 2年 4月 追加 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について)
26. 令和 2年 9月 改訂 (竣工要領 3. 雑用排水設備に係る内容追加)
27. 令和 2年10月 改訂 (法定外労災受給の付保について)
28. 令和 2年12月 改訂 (工事完成工なし日・時間間について、現場環境改善について)
29. 令和 3年 3月 改訂 (特別監理技術者の配置に関する条件追加)
30. 令和 3年 4月 改訂 (週休2日工事の施行について、情報共有システム活用試行について、工事履行報告書の提出について)
31. 令和 4年 4月 改訂 (週休2日工事について)
32. 令和 4年 8月 改訂 (2. 特記仕様 一般共通事項 1.機材 についての内容修正)
33. 令和 4年10月 改訂 (2. 特記仕様 一般共通事項 8.建設発生土の処分方法)
34. 令和 5年 1月 改訂 (現場代理人及び技術者の駐在に関する運用について、遠隔臨場について)
35. 令和 5年 3月 改訂 (申請書の修正)
36. 令和 5年 6月 改訂 (1.共通仕様についての内容変更)
37. 令和 5年 6月 改訂 (給湯設備 1.配管材料についての内容変更)
38. 令和 5年 6月 改訂 (新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止対策に係る設計変更について)
39. 令和 5年12月 改訂 (昇降機設備の追加、自動閉鎖機能の廃止)
40. 令和 5年12月 改訂 (配管材料についての内容変更、1. 積り足りの吊り及び支持間隔 注7追加)
41. 令和 5年12月 改訂 (石綿有無の事前調査及び調査結果報告追加)
42. 令和 6年 3月 改訂 (交通誘導警備員の労働災害防止の徹底について追加)
43. 令和 6年 3月 改訂 (週休2日制度についての内容変更)
令和 6年 3月 版

工 事 名	
図 面 名	特 記 仕 様 書 (3) 編 R, N, S
	福岡市財政局アセットマネジメント推進部設備課 日付 /

## 土木設計業務特記仕様書

### 第1条 履行場所

福岡市西区今宿上ノ原2 1 7番2

### 第2条 履行期間

契約締結の翌日から令和8年●月●日まで

### 第3条 契約不適合責任期間

本委託の契約不適合責任期間は、本件構造物の工事完成より1年間とする。

### 第4条 適用

本委託は、設計業務等共通仕様書（福岡市 令和5年10月）、本特記仕様書及び監督員の指示に基づき、優秀な技術を持って施行しなければならない。

### 第5条 業務内容

#### 1) 基本設計

##### ①与条件の検討

公募要綱（本事業に係る与条件並びに要求水準に関する事項）、各種設計条件の整理、確認及び各種設計基準の抽出と適用の確認を行う。

##### ②設計の検討

与条件の確認及び調査の結果を踏まえ、空間構成・景観・意匠、造成、維持管理基本方針の検討を行う。

##### ③設計図の作成

各種基本設計平面図を作成する。

#### 2) 実施設計

##### ①与条件の確認

基本設計に基づいて実施設計を行うにあたり、必要となる適用設計条件や設計基準、関連機関との調整内容の確認を行う。

##### ②実施設計の検討

与条件の確認及び調査に基づき、意匠性、安全性、機能性、施工性に関する検討と設定を行う。また、維持管理およびライフサイクルコスト等に関する検討を行う。

##### ③実施設計図の作成

基本設計平面図に基づいた実施設計平面図を作成する。また、施設の構造図を作成するとともに、必要に応じて縦断図の作成及び特記事項を付記する。

④数量計算書

図面及び工事仕様書に基づき、施行数量や材料の計算を行う。

⑤工事費の算出

工事費を算出する。

⑥実施設計説明書の作成

設計概要書を作成するとともに、上記検討資料を取りまとめた報告書を作成する。

⑦照査

成果品の内容の適正について、各段階で照査を行うこと。

⑧打合せ協議

打合せは、業務着手時、中間時（1回）、成果品納入時及び監督員が必要と認めたと  
きとする。なお、業務着手時・成果品納入時は管理技術者が出席するものとする。

## 第6条 その他

設計書及び仕様書に明記のない内容に疑義が生じた場合は監督員と協議し、その  
指示に従うものとする。

## 第7条 成果物

報告書 2部（A4サイズ 簡易製本 成果物データ含む）

## 第8条 労働環境改善の施行の取り組みについて

本業務は、受発注者間の相互において労働環境の改善に関する取り組みを行う試行業  
務である。

取り組み内容については、以下に示す項目を参考として、受発注者間で調整のうえ取  
組めるものを設定し実施すること。

- (1)月曜日は依頼の期限日としない（マンデイ・ノーピリオド）
- (2)金曜日は依頼しない（フライデイ・ノーリクエスト）
- (3)週1回以上は定時に帰るよう心がける（ワンウィーク・ノーオーバータイム）
- (4)17時以降の打合せは行わない（オーバーファイブ・ノーミーティング）
- (5)その他、取り組みが必要と思われる内容

## 第9条 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る設計変更について

受注者は、本工事（業務）の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染  
拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督  
員と協議の上、業務委託料の変更や履行期間の延長等が必要と認められる場合は、  
設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について業務計画書に記載すると  
ともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

# 土木工事特記仕様書

## 第1章 共通

第1-1条 本特記仕様書は下記の工事に適用する。

第1-2条 本工事は、設計図書及び本特記仕様書による外、各項によるものとする。

1. 土木工事共通仕様書（令和6年4月）
2. 土木工事施工管理の手引き（令和6年4月）
3. 公園緑地工事施工管理基準（令和2年4月）
4. その他関連資料  
※土木工事共通仕様書等については、福岡市ホームページ『公共工事の技術情報』内（<https://www.city.fukuoka.lg.jp/>）に掲載している。

第1-3条 請負代金内訳書及び工事費構成書

本工事は共通仕様書第3編1-1-2請負代金内訳書及び工事費構成書の対象外工事とする。

第1-4条 契約不適合責任期間

本工事は契約不適合責任期間は、受け渡し完了の日より2年間とする。

## 第2章 設計変更

第2-1条 設計変更

工事請負契約書に定める設計変更に伴う契約変更の手続きは、下記のとおりとする。

・契約変更の時期について

設計変更に伴う契約変更の手続きは、その必要が生じた都度、遅滞なく行うものとする。

ただし、軽微な設計変更に伴うものは、工期の末（複数年度にわたる工事においては、各会計年度の末又は工期の末）に行うことができるものとする。

軽微な設計変更とは、原則として次に掲げるもの以外をいう。

- ①設計変更額が当初設計金額の20%を超えるもの。
- ②構造、工法、位置又は断面等の変更で重要なもの。
- ③その他上記に準ずる重要なもの。

第2-2条 感染拡大防止対策に係る設計変更

受注者は、本工事の実施にあたり、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に十分に努めることとし、その感染拡大防止に係る対策について、監督員と協議の上、請負代金額の変更や工期の延長等が必要と認められる場合は、設計変更の対象とする。

なお、設計変更にあたっては、感染拡大防止対策について施工計画書に記載するとともに、その実績が分かる資料（写真、領収書等）を監督員に提出すること。

## 第3章 コンクリート工

第3-1条 配 合

コンクリートは、原則としてJIS A5308-2003によるレディーミクストコンクリートとし、コンクリート構造物に使用するコンクリートの水セメント比（W/C）は、鉄筋コンクリートについては55%以下、無筋コンクリートについては60%以下とする。

ただし、均しコンクリート等は除くものとする。

なお、塩害対策等別に定めがある場合は、それによるものとする。

## 第4章 サイン設置工

第4-1条 鋼材

鉄部塗装は、亜鉛メッキのうえ下塗り（灰色）、中塗り（白色）、上塗り（色指定）各1回以上塗ること。

塗膜厚は85 $\mu$ 以上とする。見え掛かり部分をウレタン樹脂塗装仕上げとする。

ウレタン樹脂塗装色については、ブラウン色系とし材料承諾書提出の際、色見本等を提出し承諾を受けること。

第4-2条 木材

サイン設置工で使用使用する木材は、福岡県産杉・1等材とし、エコアコルウッド（低分子フェノール樹脂保存処理木材後撥水着色剤塗布）同等品以上とする。撥水着色剤の色については、材料承諾書提出の際、色見本等を提出し承諾を受けること。

## 第5章 排出ガス対策型建設機械

### 第5-1条 排出ガス対策型建設機械

本工事において、現場周辺の環境の保全を図るため、排出ガス対策型建設機械の使用に努めること。  
なお、当該建設機械を使用する場合は、施工計画書での記載及び「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。

## 第6章 建設発生土

### 第6-1条 建設発生土の処理

本工事の残土は、福岡建材に搬入するものとし、受入条件は下記のとおりとする。

#### (1) 受入場所

住所：福岡市西区大字草場字間岳591 外65筆

施設名称：桜井処分場

#### (2) 運搬距離

受入地までの運搬距離は、L=17.1km とする。

#### (3) 受入不適なもの

第4種の建設発生土及び汚泥 など

#### (4) 受入期間

午前9時～午後5時まで

ただし、日・祝日及び夏季・年末・GWは受入を中止する など

なお、これにより難しい場合が生じたときは、監督職員の指示によるものとし、設計変更の対象とする。

また、受注者側の都合により上記に指定された処分先以外に搬入する場合は、施工承諾により、監督員が指定する指定処分場または建設発生土リサイクルプラントの中から選択すること。

### 第6-2条 場内処理場所の整理整頓

処理に際しては、場内処理とし必要に応じて監督員と協議し適正に整理整頓すること。

### 第6-3条 提出書類

建設発生土処理完了後、「再生資源利用実施書」及び「再生資源利用促進実施書」に必要事項を記入の上、監督員に提出すること。

## 第7章 安全訓練等

### 第7-1条 安全・訓練等の実施

本工事の施工に際し、現場に即した安全・訓練等について工事着手後、原則として作業員全員の参加により定期的に下記の項目を参考として安全・訓練等を実施するものとする。

- ①安全活動のビデオ等、視覚資料による安全教育
- ②本工事内容等の周知徹底
- ③土木工事安全施工技術指針等の周知徹底
- ④本工事における災害対策訓練
- ⑤本工事現場で予想される事故対策
- ⑥その他、安全・訓練等として必要な事項

### 第7-2条 安全・訓練等に関する施工計画の作成

施工に先立ち作成する施工計画書に本工事の内容に応じた安全・訓練等の具体的な計画を作成し、監督員に提出するものとする。

### 第7-3条 安全・訓練等の実施状況報告

安全・訓練等の実施状況を写真又は実施報告書に記録し、報告するものとする。

## 第8章 工事成績評定

### 第8-1条 工事における創意工夫等実施状況等

請負者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時までに所定の様式により提出することができるものとする。

## 第9章 施工条件

### 第9-1条 休日の確保

本工事は、週休2日工事の対象工事である。

実施にあたっては、「週休2日工事実施要領」に基づき行うこと。実施要領は、福岡市ホームページから入手すること。

(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術管理関連 > 公共工事の技術管理 > 週休2日工事  
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukanri/business/gijutukanribuHP/gijutukanri/gijutsukanri.html>)

## 第10章 その他

### 第10-1条 再生骨材コンクリートの利用について

本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。

- 1) 再生骨材コンクリートを利用する場合には、「再生骨材コンクリートの用途別品質基準について」によるものとする。
- 2) 受注者は、再生骨材コンクリートの利用を希望する場合は、工事着手時にその適用の有無を監督職員と協議するものとする。
- 3) 受注者は、工場が発行する再生骨材コンクリートの配合計画書及び納入書を整備および管理し、監督職員または検査職員からの請求があった場合は速やかに提示しなければならない。
- 4) 受注者は、再生骨材コンクリートの品質を確かめるための検査をJIS A5022（再生骨材Mを用いたコンクリート）、JIS A 5023（再生骨材Lを用いたコンクリート）により実施しなければならない。また、再生骨材Mを用いたプレキャストコンクリート製品の検査については、JIS A 5365（プレストキャストコンクリート製品—検査方法通則）により実施しなければならない。なお、生産者等に検査のため試験を代行させる場合は受注者がその試験に臨場しなければならない。
- 5) 再生骨材コンクリートM及びLの品質管理基準及び規格値については、土木施工管理の手引き（平成30年4月）の「7.2 1セメント・コンクリート」に準じて実施し、文中に記載の「レディーミクストコンクリート」は、「再生骨材コンクリートM及びL」と読み替えるものとする。
- 6) 再生骨材コンクリートの配合については、「土木工事共通仕様書第1編3-3-3 配合」に従うものとする。

### 第10-2条 特例監理技術者の配置について

本工事は、特例監理技術者（建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者）の配置は認めない。

### 第10-3条 下請人、資材・製品の地場企業の活用について

- ・受注者は、工事施工に伴う下請業者及び資材・製品供給業者の選定にあたっては、特段の理由がない限り地場企業への発注等を行うこと。
- ・受注者は、工事にかかる資材・製品については、特段の理由がない限り地場企業資材・製品を使用すること。
- ・受注者は、下請業者の1次下請に地場企業を使用しない場合、事前にその理由を付した書面（地場企業下請不使用理由書：様式-1）を施工体制台帳に添付のうえ監督員に提出すること。
- ・受注者は、使用する資材・製品について、事前に書面（使用資材一覧表：参考様式）を材料承諾願に添付のうえ監督員に提出すること。

### 第10-4条 気象条件

気象条件（台風、大雨、その他注意報）を常時把握し、それに応じた十分な安全対策を行うこと。また、その状況及び結果（現場対策・連絡体制等）については監督員に報告すること。

なお、気象に関する各警報が発令された際には、速やかに現地状況の確認を行い、確認後直ちに、監督員へ報告すること。

ただし、警報が発令が時間外または休日の場合の報告については、別途指示を仰ぐものとする。

### 第10-5条 配置技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係に関する条件明示

建設工事の適正な施工を確保するため、主任（監理）技術者については、所属建設業者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を配置しなければならない。なお、ここでいう「恒常的な雇用関係」とは、次の要件を満たす必要がある。

- ・一般競争入札による工事の場合は、入札参加資格確認申請の日以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・指名競争入札による工事の場合は、入札の執行日（開札日）以前に3か月以上の雇用関係にあること。
- ・随意契約による工事の場合は、見積書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

### 第10-6条 舗装の切断作業時に発生する排水の処理について

1. 受注者は、舗装切断時に発生する排水を回収し、産業廃棄物（汚泥）として処理しなければならない。
2. 受注者は、当該排水の処理に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。
3. 当該排水の処理に関し、排水量に変更が生じた場合、受注者は排水量等を取りまとめのうえ、監督員と協議を行い契約変更の対象とする。
4. 受注者は、当該排水の処理に関し、「福岡市土木工事施工管理の手引き」の撮影頻度に基づき、処理状況（収集・運搬・処分）を明確に把握できる写真管理を行うこと。
5. 受注者は、当該排水が生じない工法（空冷式等）を採用した場合も、当該排水と同様に、吸引する装置の併用など、粉塵の飛散防止対策を実施するとともに、収集した粉塵については、適正な運搬・処理を実施することとし、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を、監督員に提示するとともに、「産業廃棄物処理確認票」を提出すること。

## 第10-7条 現場環境改善（快適トイレの設置の試行）

### 1. 内容

受注者は、現場に以下の(1)～(11)の仕様を満たす快適トイレの設置に努めること。  
(12)～(17)については、満たしていればより快適に使用出来ると思われる項目であり、必須ではない。

#### 【快適トイレに求める標準仕様】

- (1) 洋式便座
- (2) 水洗機能（簡易水洗、し尿処理装置付き含む）
- (3) 臭い逆流防止機能（フラッパー機能）（必要に応じて消臭剤等活用し対策を取る）
- (4) 容易に開かない施錠機能（二重ロック等）（二重ロックの備えがなくても容易にあかないことを製造者が説明出来るもの）
- (5) 照明設備（電源がなくても良いもの）
- (6) 衣類掛け等のフック付、又は、荷物置き場設備機能（耐荷重5kg以上）

#### 【快適トイレとして活用するために備える付属品】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠しの設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見ええないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性専用トイレに限る）
- (10) 鏡付きの洗面台
- (11) 便座除菌シート等の衛生用品

#### 【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法900×900mm以上（半畳程度以上）
- (13) 擬音装置
- (14) 着替え台（フィッティングボード等）
- (15) フラッパー機能の多重化
- (16) 窓など室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場等（トイレトペーパー予備置き場）

### 2. 設置に要する費用

設置に要する費用については、当初は計上していない。

受注者は、快適トイレの設置にあたっては、上記1の内容を満たすことを示す書類を添付し、監督職員と協議の上、規格・基数等の詳細について決定することとし、設計変更時において、支出実態のわかる資料により監督職員と協議の上、上限45,000円/基・月を設計変更の対象とする。

なお、設計変更数量の上限は、男女別で各1基ずつ2基/工事までとする。

また、運搬費は共通仮設費（率）に含むものとする。

## 第10-8条 法定外の労災保険の付保

本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない

## 第10-9条 遠隔臨場

### 1. 遠隔臨場の実施

本工事は、「福岡市土木工事における遠隔臨場に関する実施要領」（令和6年4月）（以下、「要領」）に基づく遠隔臨場の対象工事であり、原則として遠隔臨場を活用するものとする。遠隔臨場の実施においては、受注者における段階確認に伴う手待ち時間の削減や発注者（監督員）における現場臨場の削減による効率的な時間の活用を目指し、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」の遠隔臨場を行うものである。

### 2. 遠隔臨場を適用する工種、確認項目

現場条件（通信障害、悪天候等）により遠隔臨場の適応性が一致しない場合も想定されることから、現場での適用・不適用については、受発注者間にて協議の上、適用する工種・確認項目を選定することとする。

### 3. 実施内容

#### (1) 段階確認・材料確認、立会で確認

受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等を使用して「段階確認」、「材料確認」と「立会」を行うものである。

#### (2) 機器の準備

遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）及びWeb会議システム等は受注者が手配、配置するものとする。これによらない場合は監督職員等と協議し決定するものとする。

#### (3) 遠隔臨場を中断した場合の対応

電波の状況等により遠隔臨場が中断された場合の対応について、事前に受発注者間で協議を行うものとする。

#### (4) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査等に協力するものとする。

#### (5) 費用

従来の立会・確認に要する費用は、共通仮設費として計上されているため、遠隔臨場にあたっては、従来の費用から追加で必要となる費用を積上げ計上する。なお、最新の遠隔臨場に関する事務連絡等がある場合は、参照するものとする。

## 第10-10条 情報共有システム

本工事は、情報共有システム活用の対象工事とする。

活用にあたっては、「情報共有システム活用要領」に基づき行う。

#### 第10-11条 熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について

1. 本工事は、熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行工事的対象とし、真夏日応じた現場管理費の補正を行う対象工事である。
2. 試行にあたっては、「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年7月12日付け財政局技術監理課通知)」及び「新型コロナウイルス対策に伴う熱中症予防について(令和2年7月21日付け財政局技術監理課通知)」に基づき行うもの。
3. 「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行について(令和元年7月12日付け財政局技術監理課通知)」は、市ホームページに掲載している。  
(福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 土木関係の基準類)  
(<http://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/dobokukijunrui/index.html>)

#### 第10-12条 工事履行報告書の提出について

監督職員が工事の進捗管理のために「工事履行報告書」を求めた場合について、これに代わるものが提出され、進捗を確認することができた「工事履行報告書」の提出は不要とする。

ただし、契約約款第34条の2において中間前払金を請求する場合や、部分払いの支払いのために進捗を確認する必要がある場合は、工事履行報告書を提出すること。

#### 第10-13条 一般廃棄物の処分について

(一般廃棄物処分料の確認)

- ・一般廃棄物の処理を称する伝票には、工事件名を記載すること。
- ・報告書に、伝票の原本ではなく「写し」を添付する場合は、監督員が原本を確認し、サイン(又は押印)して返却後、その写しを監督課に提出すること。

(一般廃棄物の運搬)

- ・廃棄物は、受注者自らが運搬すること、又は、一般廃棄物収集運搬業者へ委託すること。
- ・廃棄物の処理に関する再々委託は禁止する。
- ・処分重量を伝票で確認するため、廃棄物運搬の際は他委託等の廃棄物との混載は禁止する。

#### 第10-14条 建設キャリアアップシステム活用工事について

本工事は、建設キャリアアップ(CCUS)の対象工事である。

実施にあたっては、「福岡市 建設キャリアアップシステム活用工事 実施要領」に基づき行うこと。

実施要領は、福岡市ホームページの「建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事」を参照すること。

(「福岡市ホーム > 創業・産業・ビジネス > 公共工事・技術情報 > 公共工事の技術情報 > 建設キャリアアップシステム(CCUS)活用工事(ホームページ)

<https://www.city.fukuoka.lg.jp/zaisei/gijutsukeikaku/business/dobokukijunrui/constructioncareerupsystem.html>

#### 第10-15条 現場施工の時期について

施工時期については、事前に監督員と協議を行うこと。

#### 第10-16条 現場の安全管理及び迂回路の案内標示について

当現場は、登山道やハイキングコースの入口部に位置するため、工事期間中は、登山客等が誤って侵入しないよう安全対策を十分行うこと。登山客等が誤って侵入した場合は、受注者の責任の下、安全、かつ、誠意をもって誘導すること。

# 委託説明書（建築・設備設計）

## 1. 一般事項

- 管理技術者(建築又は設備)の資格は、一級建築士とすること。
- 担当技術者の資格は、以下いずれかにすること。
  - ・建築設備士
  - ・技術士(ただし、該当する部門)
  - ・一級建築士又は二級建築士(建築のみ)
  - ・一級又は二級管工事施工管理技士(機械のみ)
  - ・一級又は二級電気工事施工管理技士(電気のみ)
  - ・設備設計一級建築士
  - ・空気調和衛生工学会設備士(機械のみ)
  - ・第1種、第2種又は第3種電気主任技術者(電気のみ)
  - ・学校、学科種別ごとに必要な下表に定める実務経験年数を持つもの

学校種別	指定学科(※)	指定学科以外
大学	3年以上	4年6か月以上
短期大学、高等専門学校	5年以上	7年6か月以上
高等学校	9年以上	10年6か月以上
その他	14年以上	

- ※指定学科は、施工技術検定規則第2条の「電気工事施工管理」又は「管工事施工管理」による
- 受注者は、設計の工程毎もしくは段階毎に協議又は報告を文書にて行い、議事録としてまとめてその都度提出すること。(疑義を生じた場合も同様とする。)
- 設計業務に際しては、必ず現場調査を行うこと。特に敷地の高低差、建物の配置、仮設物の設置(安全施設、動力用水等の引き込みの可否、進入路等)、敷地の周辺環境、その他必要な事項について調査を行い、報告書を提出すること。
- 現場調査個所は写真を撮影し、打合せ時に報告書として提出すること。
- 仕様、材料については、事前に監督員と協議を行うこと。特に品質の確保に努めること。また、シックハウス対策に配慮した材料、仕様を選定し、設計を行うこと。
- 設計 CAD による作図とし、設計書に基づき図面データを印刷したもの、および図面データ(CAD のオリジナルデータ、SXF(sfc)形式データ及びPDFデータ)を保存したCD-R等を提出すること。
- CAD データは、Jw-cad にて適切に表示されることを確認した上で提出すること。
- 管理技術者は、設計業務の完了検査に必ず立ち会い、検査員への説明や質問への対応を行うこと。

## 2. 設計(計画通知等の手続きを含む)

- 設計にあたっては、関連部署と必要な協議を行うこと。
- 当該敷地における建築物等に関する規制等を確認の上で許可申請等の有無を判断し、許可申請等が必要な場合は、申請用関係書類の作成は受注者において行うこと。
- 関係法令に伴う許可申請等の手数料は市が負担するが、設計図書の不備等事業者の責による再申請等が必要になった場合の手数料については、受注者負担とする。
- 必要に応じて建築物省エネ法に係る計画図書の作成及び所管行政庁への手続きを行い、省エネ適合判定通知書の交付を受けること。
- 仮設計画は設計時に施設管理者及び監督員との協議によること。

## 3. 積算・内訳書

- 設計図面相互間、及び設計図と内訳明細書間の記載、又は数量等の食違いがないように充分精査すること。
- 積算業務については、「建築数量積算基準・同解説」(建築工事建築数量積算研究会制定)、「公共建築工事積算基準の解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「積算の手引き」(福岡市財政局技術管理部技術管理課)により作成すること。

## 4. 構造

- 規模により構造検討が必要になる場合があるため、必要に応じて構造および構造計算書を作成すること。
- 構造は「建築構造設計基準及び同解説」(国土交通省大臣官房官庁営繕部監修)、「建築構造設計の手引き」(福岡市建築局)により作成すること。
- 構造計算書は、「完成図書等作成要領」(財政局技術監理部技術監理課)により作成すること。

# 現場説明書（建築・設備工事）

## 1. 近隣への配慮等

- 近隣施設・近隣住民等に対し、あらかじめ工事に係る説明を行うこと。また、工事に係る意見等があった場合は誠実に対応し、結果を監督員に報告すること。
- 工事により、他者(建物や道路等を含む)に損害(騒音、粉じん等による損害含む)を与えた場合はただちに監督員に報告するとともに、賠償等について請負業者において措置すること。また、措置の経過及び結果を監督員に報告すること。
- 周辺建物や井戸水等に係る工事に起因する恐れのある損害に対するため、必要な事前調査を行い、記録・保管すること。
- 作業時間は、原則として日曜日を除く午前8時から午後5時までとし、特に騒音、振動を伴う作業は近隣を考慮した時間帯とすること。ただし、上記時間帯以外にやむを得ない工事を行う場合は監督員と協議し、事前に近隣に周知した上で行うこと。
- 施設利用者、近隣住民等向けの作業予定看板等を設置すること。
- 騒音防止のため、外部足場に設ける養生シートは防音性能を持つものとする。

## 2. 安全対策等

- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、施設利用者等に危険を及ぼさないように、必要な安全対策を講じること。なお、施工計画書にこれらの安全計画書を含むこと。
- 仮設計画書は監督員との協議によること。
- 供用中の施設における工事であることを踏まえ、必要に応じて交通安全誘導員を配置すること。
- 施工中の安全確保については、「建築工事安全施工技術指針(国土交通省)」及び「労働安全衛生規則」を参考に、常に工事の安全に留意して現場管理を行い、災害及び事故防止に努め、特に高所作業については安全措置を確実に講じること。
- 施工中の安全対策のための設備(AEDや風速計など)を設けること。
- 足場における事故防止のための措置(例:設置解体に置ける大組・大払い工法の採用、階段段鼻への蛍光テープの設置など)を行うこと。また、強風時等における倒壊事故等の防止措置を図ること。
- 高所作業の施工範囲の地上部分においても、落下事故防止のため安全措置を確実に講じること。
- 「職場における熱中症予防対策マニュアル(厚生労働省)」等を参考に、熱中症等の予防のための作業環境(例:現場詰所へのエアコン、冷水機、製氷機の設置など)を整えること。

## 3. 施工における留意点

- 関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可、届出及び手続等を行うこと。
- 下請契約を締結した場合は、その金額に関わらずその都度施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、その写しを監督員に提出すること。
- 国土交通省令に従って施工体系図を作成し、工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲げるとともに

に、施工体制台帳に添付すること。本工事は、工事対象施設が点在しているため、掲載場所については、監督員及び施設管理者と事前に協議すること。

- 工事施工においては、低騒音型建設機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出すること。（機種及び規格は、低騒音型建設機械の指定に関する規定（平成9年7月31日建設省告示第1536号）による。）
- 建設機械は、国土交通省が指定する「排出ガス対策型（2次基準）」以上の性能を満たした機械を使用すること。なお、使用する機械については、施行計画書に記載するとともに、施行計画書での記載及び工事写真の提出をすること。
- 不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。
- 次の工事に着手する前に、監督員の指定する技能士届に資格を証明する資料を添付の上、監督員に提出し承諾を得ること。

1級とび技能士（仮設工事）、1級鉄筋施工技能士（鉄筋工事）、1級型枠施工技能士（コンクリート工事）、1級コンクリート圧送施工技能士（コンクリート工事）、1級防水施工技能士（防水工事）、1級タイル張り技能士（タイル工事）、1級建築大工技能士（木工事）、1級建築板金技能士（屋根及びとい工事）、1級左官技能士（左官工事）、1級サッシ施工技能士（建具工事）、1級ガラス施工技能士（建具工事）、1級塗装技能士（塗装工事）、1級内装仕上げ技能士（内装工事）  
[但し、該当しない工事については除く]

- 室内空気汚染物質測定については、次のとおりとすること。

- 「福岡市化学物質の室内空気中の濃度測定要領」により、完成検査前に測定を行うこと（該当箇所や位置は監督員と協議）
- 基準値を超えた場合は、請負業者の責において原因調査及び対策（換気、消臭、マット等）を行い、基準値に収まるまで再度測定を行うこと。
- 測定器具及び分析費用は請負業者負担とする。

- 請負者は、公募時の技術提案内容を除き、工事施工において自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、又は地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
- 契約不適合責任期間終了時には瑕疵について自主点検を行い、自主点検報告書を速やかに提出すること。

#### 4. 建設リサイクル法及び廃棄物等

- 本工事は建設リサイクル法対象工事であるため、適切な手続き等を行うこと。
- 工事において発生するコンクリート、アスファルト及び木材等は、認定再資源化施設（中間処理施設）へ適切に搬出すること。
- 残土処分は「表1 指定処分場または建設発生土リサイクルプラント」に記載の指定処分場、建設発生土リサイクルプラントのいずれかとする。

## 5. 建設業退職金共済

- 建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、必要な対応を行うこと。
- 業務着手後1か月以内に、報告書と掛金収納書を提出すること。
- 業務完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。
- 証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い、必要枚数を購入すること。ただし、対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考にすること。

## 6. その他

- 本工事は、請負者による営繕工事の実施状況を費用の面から把握し、発注者における工事費積算に適切に反映することを目的とした、共通費実態調査の対象となる可能性がある。なお、対象工事となった場合には、調査票を監督員から配布する。

## 7. その他、特に注意すること

- 油山市民の森及び油山牧場は供用中の施設であるため、繁忙期(ゴールデンウィークや紅葉の時期など)の工事については、施設管理者と事前に協議すること。

表1 指定処分場、建設発生土リサイクルプラント

区分	会社名	施設名称	施設所在地
指定 処分場	(有)桜井管理	桜井処分場	福岡市西区大字草場字間岳 591 外 65 筆
	光砕石(有)	宇美処分場	福岡県粕屋郡宇美町大字井野字大谷 719 外 1 筆
	西九開発(株)	嘉麻処分場	福岡県嘉麻市牛隈字柳ヶ谷 945-1 外 29 筆
リ サ イ ク ル プ ラ ン ト  建 設 発 生 土	福岡建材(株)	東浜リサイクルセンター(第1事業所)	福岡市博多区千代 6-87-10
		東浜リサイクルセンター(第2事業所)	福岡市東区東浜 2-24-1
		南事業所	福岡県那珂川市大字中原 515-94
	(株)環境施設	リサイクルプラント	福岡県筑紫野市大字山家 2060-7
	北設備工業(株)	北設備工業(株)	福岡県粕屋郡久山町山田 2296 番 9 号
	(株)アイチ	日吉Iリサイクルプラント	福岡市西区人字吉武字七郎谷 765-17, 18 外
	吉松砕石(株)	立花寺プラント	福岡市博多区立花寺 497-1
	高尾商事	高尾商事土砂採取所	福岡県那珂川市上梶原 955-4, 978-1
		浦田営業所	福岡市博多区大字立花寺 263-3, 267-1
	(株)西興	東浜建設発生土リサイクルプラント	福岡市東区東浜 2-85-4
(株)環境施設	立花寺リサイクルプラント	福岡市博多区大字立花寺字大浦 273	

※本工事は「現場説明会」を行いません。

※現場説明書を熟読のうえ、質疑がある場合のみ、受付期間内に質疑書を提出してください。

現 場 説 明 書		市民局スポーツ推進部スポーツ施設課		
		課 長	係 長	係 員
【一般説明事項】				
①工 事 名 称				
②工 事 場 所	福岡市西区今宿上ノ原217番2			
③工 期	契約締結の翌日から令和 年 月 日迄			
④工 事 概 要	公募資料による			
⑤作 業 時 間 帯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昼間工事</li> <li>・<del>夜間工事</del></li> <li>・<del>一部（昼間あり・夜間あり）</del></li> </ul> やむを得ない事情が生じた場合は、監督員と協議すること。 特に騒音等を伴う作業については、関係者等と事前協議を行うこと。			
⑥関 連 工 事	<ul style="list-style-type: none"> <li>・関連工事（<del>なし</del>・あり）</li> </ul> ○市が別途発注する解体工事			
⑦近 隣 関 係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・工事中は、付近住民及び通行する歩行者又は車両等に対して危険のないよう十分注意し施工すること。なお、必要に応じて通常の安全対策とは別に監督員が指示する安全対策を講ずること。</li> <li>・工事により付近住民や家屋及び通行する歩行者又は、車両等に損害を与えた場合は、速やかに監督員に報告すること。また、その対応は請負業者にて善処し、経過及び結果を監督員に報告すること。</li> </ul>			
⑧残土・廃棄物処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・残土処分場について（指定・自由）</li> <li>・産廃（コンクリート殻）—（なし・あり）— 中間 ←最終 処理</li> <li>・産廃（アスファルト殻）—（なし・あり）— 中間 ←最終 処理</li> <li>・工事により発生するコンクリート・アスファルト及び木材等は、再資源化施設へ搬出し、リサイクル化に努めること。</li> </ul>			
⑨施 工	<ul style="list-style-type: none"> <li>・施工に先立ち設計図書に基づき「施工計画書」を契約締結の翌日より30日以内に提出し、監督員の承諾を得るものとする。</li> <li>・受注者は、工事を施工するために下請負契約を締結した場合は、施工体制台帳を作成し、工事現場に備えるとともに、監督員に提出しなければならない。</li> <li>・不法無線局を設置した車両等は、工事現場に出入りさせないこと。</li> <li>・施設利用者等の保全を図るため、低騒音型建設機械の使用に努める</li> <li>・廃材や残土の搬出及び工事用資材の搬出入においては、過積載しないこと。なお、当該建設機械を使用する場合は、施工計画書での記載及び「指定ラベル」が確認できる工事写真を提出するものとする。</li> </ul>			
⑩建 退 共 (建設業退職金共済)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・建設業退職金共済制度の趣旨を十分理解の上、諸手続を行うこと。</li> <li>・契約締結後1ヶ月以内に報告書と掛金収納書を提出し、完了届提出時に、報告書及び発注者用掛金収納書を提出すること。なお、証紙については、対象労働者及び就労日数の的確な把握を行い必要枚数を購入すること。対象労働者及び就労日数の把握が困難な場合は、『共済証紙購入の考え方』を参考に購入すること。</li> </ul>			
⑪工 事 実 績 情 報 の 登 録 (CORINS)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負金額 500万円以上の工事は、当該工事に関するデータを(財)日本建設情報総合センター(JACIC)に登録（発注時、途中変更時、竣工時）し、登録済みの受領書の写しを監督員に提出すること。</li> </ul>			
⑫質 疑 応 答	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公募要綱による</li> </ul>			
⑬そ の 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記に記載しない事項は、公募要綱等および仕様書を充分留意の上、施行を行うこと。</li> <li>・関係法令及び条例等に該当する事項がある場合は、怠りなく許可、届出及び手続き等を行うこと。</li> </ul>			

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。

**【特別に説明を要する事項】**

当現場は、登山道やハイキングコースの入口部に位置するため、工事期間中は、登山客等が誤って侵入しないよう安全対策を十分行うこと。

登山客等が誤って侵入した場合は、受注者の責任の下、安全、かつ、誠意をもって誘導すること。

※この現場説明書は契約書に添付しないこと。